

官報

号外

昭和二十五年十二月八日

○第九回衆議院會議錄第十一号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)

議事日程 第十号

午後一時開議

第一 アジア競技大会へ日本代表

団派遣に関する決議案(河野謙

三君外七十七名提出)(委員(会審

査省略要求事件)

第二 健康保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

第三 鉱業法案(第八回国会内閣

提出)

第四 探石法案(第八回国会内閣

提出)

第五 鉱業法施行法案(内閣提出)

第六 土地調整委員会設置法案

(内閣提出)

●本日の会議に付した事件

日程第一 アジア競技大会へ日本

代表派遣に関する決議案(河野

謙三君外七十七名提出)

日程第二 健康保険法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第三 鉱業法案(第八回国会

内閣提出)

日程第四 探石法案(第八回国会

内閣提出)

日程第五 鉱業法施行法案(内閣

提出)

日程第六 土地調整委員会設置法

案(内閣提出)

旧令による共済組合等からの年金

受給者のための特別措置法案

(内閣提出)

国有財産法第十三條の規定に基

き、国会の議決を求めるの件

正する法律案(倉石忠雄君外七

名提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等

に関する法律の一部を改正する

法律案(議院運営委員長提出)

昭和二十五年年度米価に関する緊

急質問(足尾忠信君提出)

神戸その他の地区における騒音、

事件に関する緊急質問(田嶋

好文君提出)

追放解除審査に関する緊急質問

(山本利壽君提出)

中華人民共和国に対する輸出禁止

に関する緊急質問(砂間一良君

提出)

食糧管理特別会計の歳入不足を補

てんするための一般会計からす

る繰入金に関する法律の一部を

改正する法律案(内閣提出)

外国為替特別会計の資本の増加に

充ててするための一般会計からす

る繰入金に関する法律案(内閣提

出)

郵政事業特別会計の歳入不足を補

てんするための一般会計からす

る繰入金に関する法律案(内閣提出)

米穀対日援助物資等処理特別会計

法の一部を改正する法律案(内

閣提出)

農業共済再保険特別会計の歳入不

足を補てんするための一般会計か

らする繰入金に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

食糧管理特別会計法の一部を改正

する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

検査官の俸給等に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二十七分開議

○副議長(若本信行君) これより會議
を開きます。

第一 アジア競技大会へ日本代表

団派遣に関する決議案(河野謙

三君外七十七名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○副議長(若本信行君) 日程第一は提

出者より委員会の審査省略の申出があ

ります。右申出の通り決するに御異議

ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(若本信行君) 御異議なしと

認めます。

日程第一、アジア競技大会へ日本代

表団派遣に関する決議案を議題といた

します。提出者の趣旨弁明を許しま

す。小西英雄君。

アジア競技大会へ日本代表団派遣

に関する決議案

アジア競技大会へ日本代表団派

遣に関する決議

本院は、明年三月インドにおいて

開催されるアジア競技大会に日本代

表選手団を派遣することを適当と認

める。

右決議する。

(小西英雄君登壇)

○小西英雄君 たいだいま提案されまし

た決議案を朗読し、趣旨を弁明いたし

ます。

アジア競技大会へ日本代表団派遣

に関する決議案

本院は、明年三月インドにおいて

開催されるアジア競技大会に日本代

表選手団を派遣することを適当と認

める。

右決議する。

一九五一年三月三日から八日間、イ
ンドの首都ニュー・デリーにおいて開
催される第一回アジア競技大会は、第
二次世界大戦後初めてアジアの青年が
交際する絶好の機会であります。すな
わちインド、タイ、ビルマ、インドネ
シア、アフガニスタン、フィリピン、
イラン、イラク、パキスタン、日本の
諸国が参加するものであります。ア
ジア十二億の民族の平和的精神の高揚
の意味からしても、きわめて重大なる
使命を持つことは多言を要せぬところ
であります。

アジア競技大会への参加は、国際競
技団体へ復帰が許されなければなら
ないものであります。幸いにして世
界各国の理解と好意により、特に本年
に至り、わが国の競技団体は統々各種
国際競技連盟へ復帰し、さきには水泳
選手の渡米、日米対抗開催、野球、レ
スリング、体操、バスケット・ボール
等の国際試合が行われるようになり、
今や戦前同様、国際競技大会に参加す
る資格を得るに至つたのであります。

このときアジア競技大会の日本参加の
招請もあり、さらにわが国のNOC
は、来るべき一九五二年のヘルシンキ
オリンピック大会への参加が認められ
ること確実な情勢にありますので、こ
の前提として、アジア青年の交流する
アジア大会に日本代表団を派遣するこ
とは、この際最も適当と認められると
思料するものであります。過ぐる第七
回会においても、吉田内閣総理大臣、
池田大蔵大臣は、正式に決定を見れば
考慮するにやぶさかでないとの、きわ
めて理解ある言明がなされたことは、
私どもの記憶に新たなるところであり
ます。

アジア大会に参加する種目は陸上競
技、蹴球、バスケット・ボール、重量

○副議長（岩本信行君）採決いたします。
す。本案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔贊成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて本案は可決いたしました。（拍手）この際文部大臣から発言を求められております。これを許します。文部大臣天野貞祐君。

〔國務大臣天野貞祐君登壇〕

○国務大臣(天野貞祐君) この決断を
していただきましたことを、政府と一
ても非常に喜び、非常に仕合せに考
えるのでございます。私どもは、この
御趣旨に沿ひまして、この事業の達成

に積極的に御協力をいたす考えでございます。（拍手）

第二 健康保険法の一部を改正す

る法律案(内閣提出) ○副議長 岩本慎行君 日程第二、健康保險法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長寺島隆太郎君。

健康保険法の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律

健康保険法（大正十一年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五十五條に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依ル保險給付ヲ受ケルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日前継続シテ六月以上被保險者タリシ者ナルコトヲ要ス

第五十七條に次の一項を加える。
第五十五條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル保險給付ニ之ヲ適用ス
第七十一條ノ四第一項中「千分ノ五十」を「千分ノ六十」に、同條第二項中「千分ノ四十五乃至千分ノ五十

五」を「千分ノ五十五乃至千分ノ六十
五」に改める。
第七十五條ノ二中「千分ノ三十」を
「千分ノ三十五」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。
- 2 この法律の施行の際に、第五十五條（第五十九條ノ二第五項及び第五十九條ノ四第三項において用ゐる場合を含む。）又は第五十五

（又、第五）

七條の規定により保険給付を受ける者については、第五十五條及び第五十七條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

健康保險法の一部を改正する法律案
内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔寺島隆太郎君登壇〕

等島隆太郎君　ただいま議題となり
した健康保険法の一部を改正する法
案につきまして、厚生委員会におけ
る審議の経過並びに結果を御報告申
します。

本改正案は、先月二十五日、本委員
大臣より提案理由の説明を聞いたの
に付託せられまして、二十七日、厚
い。その後連日審査を継続
させていただきます。政府が本
案について、

おおよそ三つ存在いたしておるもの、
第一に、政府が管掌するところの健康保険
たしてありますところの健康保険
きましては、その経済窮迫の現段

にかんがみ、現行保険料率を千分の十五から千分の六十にまで引上げる事によつて当面の危機を克服しようとするのであります。

に、本改正は被保険者の負担を軽減す

すために、はやくはやくに逆行するものならずやとの質問に対しては、現在巨額の赤字を擁し、

り、社会保険審議会、社会保険制度審議会、西審議会の承認を得たものであるとの御答弁でございました。次に、保険財政の赤字補填のための給付費に對して国庫補助の道はないかという御

質問に對しましては、今後十分に努力いたしたいとの御答弁でありました。

第三に赤字対策としまして、この措置以外に別途いかなる方法を研究したるやとの質問に對しましては、給付費

以上、簡単ながら御報告申し上げます。（拍手）

○副薩長（岩本信行君） 討論の通告があります。これを許します。金子與重郎君。

〔金子與重郎君登壇〕

○金子與重郎君 私は、國民民主黨を代表いたしましたして、ただいま上程にかかりました健康保險法の一部を改正する法律案に対しまして、次に述べますところの理由によつて反對の意を表明するものであります。(拍手)

理由の第一点といたしまして、この改正をするにあつて、政府は社会保険の問題に対して熱意がないということとであります。本案の改正の要点は、先ほど委員長のご報告にもありました通り

り、被保険者の料率を〇・五％上げるといふことであります。これは数字にいたしましたと單に千分の五でありませんが、現在全國の勤勞者、この保険に加入しておる人たちが約三百三十三万と

いたしまして、この人たちが今年度中に
において負担増になるのが約三億でさ
ります。年間におきまして十五億円の
増徴になるのであります。そうして、
現在の保険財政の内容といたしますと

喜ばしいことではないといふことを、みずから言われておるのであります。

現在勤労者たちの生活状態を考えてみますと、朝鮮事変以来全般的に生活費が上り、こと来年度から米価も相当大幅の値上げをするということになりますと、この最低生活の人たちの生活というものは相当苦しくなつて来ておる。にもかかわらず、ここに政府が一方的に被保険者の料率引上げだけによつてこれを補填しようとしているところに問題があるのであります。ことにこの問題につきましては、前年度において、すでに料率を引上げておるのであります。そうして前年度において引上げをするときに、政府は窮余の策として今年だけこれをやるが、来年度からは別な方法を考へるということをやつておる。しかるに、また一年たつて赤字が出たから、今年また〇・五%上げるのだ、こういうことは、まったく理不盡なのであります。御承知のように、本年度において許された予算三百数十億のうち、この現実を考へてみるならば、たとい五億でも十億でも、幾分でも予算の許される範囲内においてこれに対する熱意が示されていらないといふことは、はなはだ私は遺憾にたえないのであります。

第二の反対理由は、本法案の審議にあつたとして、この委員会の審議の経過の問題であります。当初本委員会にこの問題が上程されたときに、私は、現在の提出された案がこうであつたといひましたが、この案といふものは、政府が努力したというだけであつて、国会において、この予算に対して何ら熱意ある努力をしておられない。

従つてこの委員会において、超党派の立場で一応この問題に対して掘り下げ、この委員会として、たとい十億でも五億でも熱意を披瀝するために予算を要求しようじやないかということ提議いたしたのであります。その問題も取上げることなく、ただ数回の質問の後、討論採決で終つたのであります。しかも、その委員会の出席たるや、二十五人の委員のうち、おそろくどの会議にも三分の一以上の出席において審議されたことはないものであります。私は決して自由党の方々のみに對して云々するものではありませんが、過半数を占めておる興業の方々からも、この委員会に常に御出席くださる方々は、わずか三人ないし四人の熱心なる一部の人のみ限られておるのであります。そういう状態では、委員会を過ぎ、最後に採決ということになります。いふやうな方々が出て参りました、そして数においてきめる。こういうやうな審議は、私は決してまじめな審議であるとは言えないと思つてあります。なるほど多数決によつてものをきめる以外に最後のきめ方はないといふことはわかりますけれども、しかしながら、絶対多数を持つてゐるということには、それだけだ、——正しき意見であるならば、あるいは正しき動議であれば、少数派の意見といへどもこれを取上げることは、決して多数決の本義にもとるわけでもなければ、民主的な會議にもとることでもないと思つてあります。ただ政府から案が出ますならば、それを神様の御宣託のやうに、どうにもならぬものと仮定しても

のを解決するところに誤りがあるのであります。(拍手)

會議におきまして、野卑な罵詈雑言によつて、いつも喧々囂々する、これも一つの國政を思ふ熱意だと解釈すれば、できないこともないでしよう。しかし、會議において罵詈雑言をして、國民に對してみじめな姿を出す、それも熱意のあまりだとすれば、また許されるにいたしまして、根本的な問題をきめる委員会におきまして、ほとんど半分の出席もなく、最後に数だけものをきめればこれが議會政治だといふならば、こういうやうな會議をするにやうなものはどこにあるか。そういうやうな會議のあり方を國民が知れば知るほど國會の權威を著するものであります。そういう点から行きまして、私は、こういうやうな會議の過程においてこの重大な問題をきめられたことに對して賛成はできない。これが私の第二点であります。(脱線するな)と呼ぶ者あり(脱線だと申します)けれども、決して脱線ではない。毎日繰返していることがこれなのであります。こういう會議の経過において私は反対する。

以上二点を理由といたしまして私の反対の理由といたします。(拍手)

○副議長(若本信行君) 大石武一君

「大石武一君登壇」

○大石武一君 ただいま上程せられております健康保險法の一部を改正する法律案は、ただいま委員長が報告されました通り、政府管掌の國民健康保險の保險料率を千分の五十五より六十まで引上げるといふのがその骨子でございます。私は自由党を代表いたしま

して、本法案に賛成の意見を述べざるものであります。

終戦後のわが國民の生活の混乱を防ぎ、これを安定せしめて、さらにゆたかなものにするためには、どうしても健康保險制度が最も重要な政治の一つであることは、ここに贅言を要しないところであります。ここにおいて、政府は健康保險制度審議會というものをつくりまして、天下の衆知を集めて社會保障制度の確立を來し、國民生活の安定向上に努力せんとしているのが現状であります。この社會保障制度の中において、社會保險が現在においてはその核心をなすものであること、しかもこの社會保險が現在において最も経済的な危機に臨んでおりますことは、やはり皆衆が十分御承知のこととてございませう。従つて、この社會保險の現在の経済的な危機を打開し、これを確立するために、厚生省内において社會保險審議會といふものをつくりまして、天下の衆知を集めようとしております。これまた皆衆の御承知のところでありませう。

現在ここに提案されておりますこの健康保險法の一部改正法、つまり千分の五を引上げるといふこと、これは労働者、資本家の両方が折半するものでありますから、つまり一箇月において一萬円の月給取りは二十五円の値上げになるものであります。これは考へようによつては非常に高い値上げであり、またさう大したものでないとも言えるのであります。このやうな問題が出て参りましたもの、つまりこの健康保險の危機を打開せんがための一つの手段にすぎないのであります。今申し上げましたやうに、社會保障制

度審議會においても、あるいは社會保險審議會においても、これらの問題が國會に提案される前に十分に討議せられては、いづれにおいても、現代においてはやむを得ざる処置として承認をせられたのであります。すなわち、事務的にはこれ以上現在方法がないという結論に到達してゐる問題であります。しかしながら、われわれは國會議員として考へます場合に、さらにいふゆる政治的な手段において國會を動かして政府に金を出さしめるという方法が残つておるわけでありませう。今これを検討してみたいと思つてあります。

第一は、政府がこの社會保險の医療給付に對してその一部を負担するといふことがございませう。わが自由党は、現在内閣を担当してありますゆゑに、来年度の予算を決定する場合において、われわれも、この社會保障制度の根本問題である医療給付に對する國庫補助といふ問題をまず第一に取上げまして、あらゆる努力を拂つて参つたのであります。しかしながら不幸にして、わが國の経済の現状と、政府のこれに對する多少の理解と、もう一つは客觀的情勢によつて、明二十六年度においては、この医療給付に對する國庫補助といふことは絶望する以外に方法はないのであります。しかしながら、もちろんこの問題に關しましては、われわれは健康保險においては事務費の全額、その他の健康保險においては八割という増額をせしめ、また結核の金額を繰出せしめて、直接的にも間接的にも健康保險に對する補助したのでありますけれども、不幸にして、

担当なる国庫補助ということは来年度は望み得ないのであります。

さらに最後の手段として、いわゆる国庫剰余金をもつてこれに充てるといふことが考えられるわけでありまして、政府管掌の健康保険においては、現在三十億円の赤字を出してゐるわけでありまして、つまり国庫剰余金より借りておるわけでありまして、しかしながら、衆議院として、少くとも国民的政党に所属する国会議員として、われわれがまず第一に考えなければならぬことは、われわれが国民の福祉増進を考へる場合には国民全体を考えなければならぬといふこととあります。単に一部のだけの幸福といふことは、われわれは望まないものであります。

現在この健康保険について考えますと、健康保険の範囲内においては、いわゆる政府管掌の健康保険と国民健康保険とでは、その診療件数において、金額において、国民の負担において天地雲壤の差があります。政府管掌の健康保険が、たとえて申しますならば天であり月であるならば、国民健康保険は地であり、すつぽんであります。同じ健康保険と申すものの中にも、これほどの差があるわけでありまして、われわれはもちろん、政府管掌の健康保険がこれ以上向上しますことを望みますが、その低下は望みません。しかしながら、これと同時に、今や破綻に瀕してゐるところの国民健康保険をもこれと同じようなところまで持ち上げることが、われわれの最大の急務でなければならぬのであります。(拍手)従つてわれわれは、もし政府剰余金を健康保険に借り入れるといふことができますならば、もちろん政府管掌

の健康保険に対しても、あるいは国民健康保険に対しても同じように借り入れるように努力しなければならぬのであります。もしこの法案が否決されまして、このままに健康保険を放置しますならば、政府管掌の健康保険だけに於いても、明年度においては六十億に近いだけの赤字になるわけでありまして、さらにこれを国民健康保険に適用しますならば、百数十億あるいは二百億に達するところの赤字が出て参るわけでありまして、この将来に対する何らの計画がなくして国庫の金を二百億円の借金することが、はたしてできるかどうかといふことは、国会議員たるものは、少くともこのことについては十分な理解があるはずであります。(拍手)

従つて、以上申し述べましたような理由によりまして、今回はこの法案を通過せしめる以外には絶対に方法がないといふことは明らかであります。従つてわれわれは、一時涙をのんで、勤労者に対してまことに申し訳ない次第ではございますが、この社会保険の危機を救ひ、将来の発展を期するためには、この法案に賛成せざるを得ないという結論に到達するわけでありまして、ただいま、前の討論者のお説の中に、この保険料率の値上げは社会保険制度の趣旨に逆行するものではないかといふ御説がございました。これを近視眼的に見れば、まさにその通りであります。しかしながら、このわが国の経済状態において、われわれが満足するような、国民の生活をゆたかにするところの社会保障制度を確立するためには、二年や三年の時日をもつてすることは不可能であります。小くとも五

年、十年の絶えざる努力がいるわけでありまして、従つて、これだけの長い期間あらゆる努力をする場合には、時にはよつては一歩後退することもありましよう。われわれは、このたびのこの処置は、跳躍の前の一時の屈伸であると考えてさしつかえないと思つてゐるものであります。しかしながらわれわれは、もちろん、このたびの法案は一時的な手段であると思つておられます。来年度もこのようなくことが繰返されることは許されません。昨年度も値上げをいたした。本年度も値上げをいたした。来年は値上げをするには許されない。政府はここに思ひをいたして、この社会保険の根本的な確立、さらに社会保障制度の飛躍向上への根本的な方策を考へねばならぬ時期に到達してゐると思ふのであります。

この社会保障制度、社会保険の確立の根本的条件は何であるかと申しますと、結論から申しまして、医療給付に對する相当の国庫補助と、適正なる診療の行われるという、この二つであります。従つて政府は、ぜひとも新たな決意をもつて、この社会保険制度確立のために、相当なる国費を医療給付に充てられるように努力せられんことを切望いたします。私の賛成の意見を終るわけでありまして。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 岡良一君。

○岡良一君(登壇) たいだいま御提案になりまする健康保険法の一部改正、すなわち料率を千分の五十から千分の六十に引上げ、その最高限は千分の六十五までを認めることによつて労働者に対して年間少くとも十五億の負担加重をし、また一方においては保険の資格を喪失したる者に対し、病氣になつたときの医療給付については嚴重な制限を加へておるこの改正案に對しましては、日本社会党は全面的に反對するものであります。

なぜ反對するかと申しますと、この保険料率は、現在における日本の労働者の賃金の実情から見ても苛酷なる措置なのであります。現在世界の社会医療保険の統計を見ますと、ただかかち千分の五十から六十五でありまして、これら諸國におきましては、すべてが最低賃金制がしかれ、最低賃金制の前提のもとに、この料率が労働者によつて納得されておるのであります。しかるに、わが國の賃金の実態は、人事院勧告の付録資料によりまして、内地において五人世帯の勤労者が、カローリ計算に基きまして一萬一千九百円を生計費として必要とするにもかかわらず、比較的民間産業においては率の高いといわれている鉱工業者においても、九千円の手取りにはならないのであります。これに對しまして、最低賃金制がしかれておる諸外國の最高千分の六十五のごとき保険料率を適用せんとするときは、数字の上から見ても明らかに苛酷なる措置であります。(拍手)

御存じのように、健康保険や国民健康保険は、三千数百万の労働者とその家族、二千七百万の農民とその家族の、いわば生活と生産の源泉であるところのその労働力、その肉体的な労働力を病から守らんとする防波堤であります。この防波堤が財政の赤字によつて危機に瀕するときに、ただ一方的に、労働者の負担においてその危機をしのがんとするがときは、政府並びに自由党内閣の大家政策の端的なる現われであるといふことは断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

国民健康保険並びに健康保険の危機は、すでに数年來唱えられました。昨年は、八月下旬の第一次の勧告におきまして、この事実を重大なる関心を拂ひ、八月二十二日には、その第一次勧告において、健康保険の赤字を補填するために、緊急に法律の改正をもつて給付費の一部負担の原則を確立すべきことを明らかに要請をいたしてゐるのであります。ところが、当時これが政府によつて、まづたくなげとなつた。そこで私は、この議場において、吉田内閣総理大臣に、健康保険の赤字補填のための社会保険制度審議会の勧告に對して政府はいかなる対策を用意するかを尋ねましたところが、吉田内閣総理大臣は明らかに、総合的な社会保険制度審議会の勧告をもつて善処する旨を公約されておるのであります。ところが、社会保険制度審議会の総合的勧告はすでに十月十六日に発表され、しかもその中には特に医療費の補償に重点を置き、給付費は一般においては二割、結核においては五割を国庫が負担すべきことを強調してゐるのであります。にもかかわらず政府は、今次法律改正を通じて何ら給付費の国庫負担を実現するところなく、むしろ財政の赤字を打開するために一方的に労働者の負担を加重する。これは明らかに社会保険制度審議会の勧告に對して、まづこのうちを引く措置であります。自由党内閣に與る諸君が、社会保険制度そのものの実現に對して、一片の誠意も、何らの責任感もなき、

官報外
昭和二十五年十二月六日

家説院金鑑第十一号 錦華法外二

一八三

め、地表の境界線の直下を限とする。

2 鉱区の面積は、石炭、石油、アスファルト及び可燃性天然ガスについては三十ヘクタール、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろ石、滑石及び耐火粘土については一ヘクタール、その他の鉱物については三ヘクタールを下ることができない。但し、砂鉱については、この限りでない。

3 鉱区的面積は、三百五十ヘクタールをこえることができない。但し、鉱物の合理的開発上やむを得ないときは、この限りでない。

(鉱区に関する制限)

第十五條 土地調整委員会において、鉱物を掘採することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と対比して適當でない認め、鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した地域(以下「鉱区禁止地域」という。)は、その鉱物については、鉱区とすることができない。

第十六條 同一の地域においては、二以上の鉱業権を設定することができない。但し、異種の鉱床中に存する鉱物を目的とする場合及び第四十六條の場合には、この限りでない。

2 前項但書の場合においては、鉱業権者は、互にその権利を制限される。

(鉱業権者の資格)

第十七條 日本国民又は日本国法人でなければ、鉱業権者となることできない。但し、條約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(存続期間及びその延長)

第十八條 試掘権の存続期間は、登録の日から二年とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、試掘権者の申請により、一回に限り延長することができ。

3 前項の規定により延長する期間は、二年とする。

4 第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内にしなければならない。

5 通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、試掘権者が誠実に探鉱をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるときでなければ、延長の許可をしてはならない。

第十九條 探掘権の存続期間は、登録の日から三十年を経過する日の属する年の終までとする。

2 前項の期間は、その満了に際し、探掘権者の申請により延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、三十年とする。

4 第二項の申請は、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前六箇月以上一年以内になければならない。

5 通商産業局長は、第二項の申請があつた場合において、当該鉱区における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、延長の許可をしてはならない。

第二十條 第十八條第二項又は前條第二項の申請があつたときは、鉱業権の存続期間の満了の後でも、その申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その鉱業権は、存続するものとみなす。

(設定の出願)

第二十一條 鉱業権の設定を受けようとする者は、通商産業局長に出願して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による出願をしようとする者は、省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱とした第一種郵便物により、左に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、通商産業局長に提出しなければならない。

一 出願の区域の所在地

二 出願区域の面積

三 目的とする鉱物名称

四 氏名又は名称及び住所

3 同一の地域において二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、各種の鉱物ごとに第一項の規定による出願をしなければならない。但し、同種の鉱床中に存する二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、この限りでない。

(鉱床説明書)

第二十二條 探掘権の設定を受けようとする者は、前條第一項の規定による出願と同時に、出願の区域について目的とする鉱物の鉱床の位置、走向、傾斜、厚さその他鉱床の状態を記述した鉱床説明書を提出しなければならない。

2 前項の鉱床説明書には、同項の事項の外、予想される鉱害の範圍及び態様について記述しなければならない。

(共同鉱業出願人)

第二十三條 二人以上共同して鉱業権の設定の出願をした者(以下「共同鉱業出願人」という。)は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業出願人を代表する。

5 共同鉱業出願人は、組合契約をしたものとみなす。

(都道府県知事との協働)

第二十四條 通商産業局長は、鉱業権の設定の出願があつたときは、関係都道府県知事(国の所有する土地については、当該行政機関)に協議しなければならない。

(土地の所有者の意見書)

第二十五條 石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉄等地表に近い部分に存する鉱物について探掘権の設定の出願があり、その鉱物の掘採により土地の利用を妨害すると認めるときは、通商産業局長は、探掘権の設定の出願をした土地の区域(以下「探掘出願地」という。)に係る土地(国の所有するものを除く。)の所有者に出願があつた

旨を通知し、相當の期限を附して意見書を提出する機会を與えなければならない。

2 通商産業局長は、前項の出願をした者に対し、相當の期限を附して探掘出願地に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出を命ずることができ。

(設備設計書)

第二十六條 通商産業局長は、鉱害を防止する方法を調査するため必要があると認めるときは、鉱業出願人に対し、相當の期限を附して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができる。

(優先権)

第二十七條 鉱業権の設定の出願をした土地の区域(以下「鉱業出願地」という。)が重複するときは、その重複する部分については、願書の発送の日時が先である者が鉱業権の設定について優先権を有する。

2 試掘権の設定の出願をした土地の区域(以下「試掘出願地」という。)と探掘出願地とが重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、その重複する部分については、探掘権の設定の出願をした者(以下「探掘出願人」という。)が優先権を有する。

3 試掘出願地が重複し、又は探掘出願地が重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、通商産業局長は、公正な方法でくじを行い、優先権者を定める。

(探掘出願の日時)

第二十八條 試掘権の設定の出願を

した者（以下「試掘出願人」という。）がその試掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として試掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、試掘権の設定の出願をしなかつたものとみなし、試掘権の設定の出願の発送の日時に試掘権の設定の出願をしたものとみなす。但し、前條第二項の場合においては、この限りでない。

2 前項本文の規定は、探掘出願人がその探掘出願地と重複してその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的として試掘権の設定の出願をした場合に準用する。但し、試掘権者がその鉱区と重複して探掘権の設定の出願をし、その試掘権の消滅後更に試掘権の設定の出願をしたときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、第三十七條第一項、第三十八條第一項又は第三十九條第一項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。

（不許可）

第二十九條 通商産業局長は、試掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十條 通商産業局長は、探掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区又は自

己の探掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十一條 通商産業局長は、探掘出願地が願書の発送の時においてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分がなお試掘を要すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十二條 通商産業局長は、試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その消滅又は試掘鉱区の減少の日から六十日以内（試掘権の残存すべき期間又は残存する期間が六十日に満たないときは、その期間内）に、その試掘権の目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その消滅した試掘権の鉱区に該当する部分又は試掘鉱区の減少した部分に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十三條 通商産業局長は、第十五條の規定による禁止が解除された場合において、その解除の日から三十日以内に禁止を解除された鉱物を目的とする試掘権の設定の出願があつたときは、その禁止が解除された地域に該当する部分については、その出願を許可してはならない。

第三十四條 通商産業局長は、鉱業出願地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の

他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

第三十五條 通商産業局長は、鉱業出願地における鉱物の掘採が経済的に価値がないと認めるとき、又は保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、若しくは農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、その部分については、その出願を許可してはならない。

（鉱業出願地の増減）

第三十六條 鉱業出願人は、鉱業出願地の増減の出願をすることができ

2 第二十一條、第二十二條及び第二十四條から前條までの規定は、前項の出願に準用する。

（探掘出願地の増減命令）

第三十七條 通商産業局長は、探掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、探掘出願地の位置形状を変更しなればその鉱床の完全な開発ができなると認めるときは、探掘出願地の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、探掘出願地の増減の出願を命ずることができ

2 前項の規定による命令に基いてその命令書の到達の日から三十日以内にした探掘出願地の増減の出

願は、探掘権の設定の願書の発送の日時にしたものとみなす。但し、既に他人の鉱区となつてゐる部分又は他人の試掘権の設定の出願が許可されてゐる部分については、この限りでない。

3 通商産業局長は、探掘出願人が第一項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に探掘出願地の増減の出願をしないときは、探掘権の設定の出願を許可してはならない。

（転讓命令）

第三十八條 通商産業局長は、試掘出願地における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘出願地が探掘権の設定に適すると認めるときは、探掘権の設定の出願を命ずることができ

2 通商産業局長は、試掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に探掘権の設定の出願をしないときは、試掘権の設定の出願を許可してはならない。

第三十九條 通商産業局長は、探掘出願地における鉱物の存在が明らかでなく、あらかじめ試掘を要すると認めるときは、試掘権の設定の出願を命ずることができ

2 通商産業局長は、探掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に試掘権の設定の出願をしないときは、探掘権の設定の出願を許可してはならない。

（命令の手続）
第四十條 通商産業局長は、第三十

七條第一項、第三十八條第一項又は前條第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該鉱業出願人の出頭を求めて、公開による聽聞を行ななければなら

2 通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当該鉱業出願人に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聽聞に際しては、鉱業出願人及び利害關係人に対して、当該事業について、証拠を提示し、意見を述べめる機会を與えなければなら

（鉱業出願人の地位の承継）

第四十一條 鉱業出願人の地位は、相続その他の一般承継の場合でな

第四十二條 相続その他の一般承継により鉱業出願人の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（許可の失効）

第四十三條 鉱業出願人が試掘権の設定の出願の許可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、許可は、その効力を失

（共同試掘権者）
第四十四條 試掘権を共有する者（以下「共同試掘権者」という。）は、省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、通商産業局長は、代表者を指定する。

3 前二項の代表者の変更は、通商産業局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して共同鉱業権者を代表する。

5 共同鉱業権者は、組合契約をしたものとみなす。

(鉱区の増減)
第四十五條 鉱業権者は、鉱区の増減の出願をすることができる。

2 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾を得なければ、鉱区の減少の出願をすることができない。

3 第二十一條、第二十二條、第二十四條から第三十五條まで及び第四十三條の規定は、第一項の出願に準用する。

(掘進増設)

第四十六條 採掘権者がその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合において、鉱床の位置形状により隣接鉱区に掘進しなければその鉱床の完全な開発ができないときは、その隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾を得て、鉱床を定めて、鉱区の増加の出願をすることができる。この場合において、鉱業権者及び抵当権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 前項の出願については、前條第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項及び第二十四條から第

三十五條までの規定は、準用しない。

第四十七條 採掘権者は、前條第一項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者に交付するとともに、当事者の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べ、意見を述べなければならない。

5 通商産業局長は、第一項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

6 前項の決定があつたときは、隣接鉱区の鉱業権者及び抵当権者の承諾があつたものとみなす。

(鉱区の増減命令)

第四十八條 通商産業局長は、採掘権者の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、その鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区の増減の出願を命ずることができる。

2 第三十七條第二項及び第四十條

の規定は、前項の場合に準用する。

(採掘出願命令)

第四十九條 通商産業局長は、試掘鉱区における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等にかんがみ、試掘鉱区が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘権の設定の出願を命ずることができる。

2 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

(鉱区の分割及び合併)

第五十條 採掘権者は、鉱区の分割又は同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区の合併の出願をすることができる。

2 採掘権者は、鉱区を分割してこれを同種の鉱床中に存する鉱物の他の鉱区に合併し、又は同種の鉱床中に存する鉱物の二以上の鉱区の各一部を分割しこれを合併して一の鉱区とする出願をすることができる。

3 採掘権者は、抵当権が設定されている採掘権については、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前二項の出願をすることができない。

4 第二十一條及び第四十三條の規定は、第二項又は第二項の出願に準用する。

第五十一條 前條第一項又は第二項の出願に基づく合併があつたときは、合併による鉱区の採掘権は、従前の採掘権の残存期間のうち、短いものの満了するまで存続する。

(取消等の処分)

第五十二條 通商産業局長は、錯誤により、鉱業権の設定又は鉱区の増減若しくは分割若しくは合併の出願を許可したときは、その錯誤を訂正するため、鉱業権の取消又は変更の処分をしなければならない。

第五十三條 通商産業局長は、鉱物の採掘が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない。

第五十四條 通商産業局長は、鉱物の採掘が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

第五十五條 通商産業局長は、鉱業権者が左の各号の一に該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一 第六十二條第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同條第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

二 施業案によらないで鉱業を行つたとき。

三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四 第四十八條第一項又は第四十九條第一項の規定による命令に従わないとき。

五 第五十條の規定による命令に従わないとき。

六 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

第五十六條 第四十條の規定は、第五十三條、第五十四條又は前條第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消に準用する。

(採掘権の取消と抵当権)

第五十七條 通商産業局長は、採掘権の取消による消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができ、但し、第五十二條から第五十四條までの規定による採掘権の取消の場合は、この限りでない。

3 採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完了する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。

4 競売を許す決定が確定したときは、採掘権の取消は、その効力を生じなかつたものとみなす。

5 競売による所得金は、競売の費用及び抵当権者に対する債務の弁済に充て、その残余は、国庫に帰属する。

(採掘権の放棄と抵当権)

第五十八條 前條の規定は、通商産業局長が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

(登録)

第五十九條 左に掲げる事項は、鉱業原簿に登録する。

一 鉱業権の設定、変更、存続期間の延長、移転、消滅及び処分

二 共同鉱業権者の脱退

三 探掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第六十條 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、死亡による共同鉱業権者の脱退、退同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅又は存続期間の満了による鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(表示の変更)

第六十一條 通商産業局長は、鉱区の所在地の名称若しくは地目、境界又は面積についての鉱区図の記載が事実と相違することを発見したときは、その鉱区図を更正し、当該鉱業権につき変更の登録をした後、その旨を鉱業権者に通知しなければならない。

(事業着手の義務)

第六十二條 鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

2 鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手

することができないときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3 鉱業権者は、引き続き一年以上その事業を休止しようとするときは、期間を定め、事由を具して、通商産業局長の認可を受けなければならない。

4 鉱業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

第六十三條 試掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを通商産業局長に届け出なければならない。

(施業案)

2 探掘権者は、事業に着手する前に、省令で定める手続に従い、施業案を定め、通商産業局長の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 通商産業局長は、前項の認可をするには、あらかじめ鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

4 鉱業権者は、第一項の規定により届出をし、又は第二項の規定により認可を得た施業案によらなければならない。

(探掘の制限)

第六十四條 鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港河、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他

の公共の用に供する施設並びに建物の地表地下とも五十メートル以内の場所において鉱物を探掘するに、他の法令の規定によつて許可又は認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならない。但し、当該管理庁又は管理人は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

(重複鉱区における鉱業)

第六十五條 第四十六條第一項の規定により隣接鉱区に重複して鉱区の増加の出願をし、その登録を得た探掘権者は、その重複する部分においては、同項の承諾を得て定めた鉱床以外の鉱床に掘進することができない。但し、隣接鉱区の鉱業権が消滅した後は、この限りでない。

第六十六條 異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複するときは、その重複する部分について鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が後である者は、その先である者の承諾を得なければ、その部分において鉱物を掘採してはならない。但し、鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が先である者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複する場合において、その重複する部分について鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が同日であるときは、鉱業権者は、他の鉱業権者と協議し、その協議のととのつたところ

によらなければならない。その部分において鉱物を掘採してはならない。

3 試掘権者が試掘権の存続期間中に、同種の鉱床中に存する鉱物について試掘鉱区に重複して探掘権の設定の出願をし、その許可を受けたときは、前二項の規定の適用については、その重複する部分に限り、試掘権の設定又は試掘鉱区の増加による変更の登録があつた日に探掘権の設定又は探掘鉱区の増加による変更の登録があつたものとみなす。

4 第一項の承諾を得ることができないとき、又は第二項の規定による協議をすることができず、若しくは協議がととのかないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

(鉱種名の変更)

第六十七條 鉱業権者は、その鉱区において、登録を受けた鉱物と同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採しようとするときは、説明書を添えて通商産業局長に届け出て、その鉱物の存在の確認を受けなければならない。

(鉱業事務所)

第六十八條 鉱業権者は、事業に着手したときは、遅滞なく、鉱区の所在地又はその附近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

(試掘工程表)

第六十九條 試掘権者は、省令で定

める手続に従い、試掘工程表を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

(坑内実測図及び鉱業簿)
第七十條 探掘権者は、省令で定める手続に従い、坑内実測図及び鉱業簿を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

第三章 租鉱権

第七十一條 租鉱権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

第七十二條 租鉱権は、相続その他の一般承継の目的となる外、権利の目的となることができない。

(租鉱区)

第七十三條 租鉱権の区域(以下「租鉱区」という。)の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

(設定)

第七十四條 租鉱権は、特定の鉱床を目的として設定することができる。

第七十五條 同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の租鉱権を設定することができない。但し、前條の場合には、この限りでない。

(存続期間及びその延長)

第七十六條 租鉱権の存続期間は、登録の日から五年以内とする。

2 前項の期間は、その満了に際し、延長することができる。

3 前項の規定により延長する期間は、五年をこえることができない。

項の規定により存続期間を延長しようとするときは、省令で定める手続に従い、契約書を添えて通商産業局長に申請し、その認可を受けなければならない。

(設定の申請)

第七十七條 租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者とならうとする者及び採掘権者は、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、通商産業局長に提出し、その認可を受けなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 申請の区域の面積

三 目的とする鉱物の名称

四 採掘権の登録番号

五 鉱床を特定したときは、その鉱床

六 存続期間

七 租鉱料を支拂うべきときは、租鉱料並びにその支拂の時期及び方法

八 氏名又は名称及び住所

二 特定の鉱床を目的として租鉱権を設定しようとするときは、前項の書類の外、申請書に鉱床図及びその説明書を添えなければならない。

三 通商産業局長は、該鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があると認めるときでなければ、第一項の規定による申請を認可してはならない。

四 租鉱権者とならうとする者が租

鉱権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、省令で定める手続に従い、登録税を納付しないときは、認可は、その効力を失う。

(租鉱区の増減)

第七十八條 租鉱権者及び採掘権者は、租鉱区を増減することができ

二 前條の規定は、租鉱区を増減に準用する。

(行為の効力の承継)

第七十九條 租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定により採掘権者がした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対して、その効力を有する。

二 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定により租鉱権者がした手続その他の行為は、採掘権の範囲内において、採掘権者に対して、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

(採掘権の変更と租鉱権)

第八十條 採掘権者は、租鉱区について、租鉱区の減少又は分割の申請をしようとするときは、あらかじめ租鉱権者の承諾を得なければならない。採掘権の上に租鉱権が存する場合において、採掘権を放棄しようとするときは、同様とする。

(消滅の請求)

第八十一條 採掘権者は、租鉱権者が租鉱料を支拂うべき場合において、その支拂を滞滞したときは、三箇月以上の期間を定めてその履

行を催告し、その期間内に履行しないときは、租鉱権の消滅を請求することができ

(放棄)

第八十二條 租鉱権者は、租鉱料を支拂うべきときは、六箇月前に予告し、又は期限の到来しない六箇月分の租鉱料を支拂わなければ、租鉱権を放棄することができな

い。但し、天災その他避けることのできない事由によつて、租鉱権を設定した目的を達することができなくなつたときは、この限りでない。

(取消)

第八十三條 通商産業局長は、租鉱権者が左の各号の一に該当するときは、租鉱権を取り消すことができる。

一 第八十六條の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六箇月以上休業したとき。

二 施業案によらないで施業を行つたとき。

三 鉱山保安法第二十三條第一項の場合において、同項の特別掘採計画によらないで鉱物を掘採したとき。

四 第二百二十條の規定による命令に従わないとき。

五 鉱山保安法第二十二條第二項又は第二十四條の規定による命令に従わないとき。

二 第四十條の規定は、前項第一号から第四号までの規定による租鉱権の取消に準用する。

(登録)

第八十四條 租鉱権の設定、変更、

存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業簿に登録する。

二 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

三 登録に関する規程は、政令で定める。

(登録の効力)

第八十五條 前條第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、採掘権の減少による租鉱権の変更又は採掘権の消滅、採掘権の減少、存続期間の満了若しくは退同による租鉱権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

(事業着手の義務)

第八十六條 租鉱権者は、租鉱権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

二 租鉱権者は、引き続き六箇月以上その事業を休止してはならない。

(準用)

第八十七條 第十七條、第二十條、第二十三條第一項から第四項まで、第二十六條、第四十四條第一項から第四項まで、第五十二條から第五十四條まで、第五十六條第六十一條、第六十三條第二項から第四項まで、第六十四條第六十八條及び第七十條の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。

第四章 勧告及び協議

第八十八條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が錯

そりする地域において、鉱業権の

交換又は譲渡を行わせることによつてその地域の鉱床を経済的且つ能率的に開発し、公共の利益を増進することができると認めるときは、鉱業権の交換又は譲渡について、当該鉱業権者に勧告すること

(鉱区の増減)

第八十九條 通商産業局長は、同種の鉱床中に存する鉱物の採掘権者が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができな

い。認めるときは、当該採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間の鉱区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。

二 同種の鉱床中に存する鉱物の採掘権者が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができな

い。認めるときは、当該採掘権者は、他の採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するように、鉱区相互の間に鉱区の増減の出願をすることについて協議することができる。

三 前二項の規定による協議に基づく出願については、第四十五條第三項の規定にかかわらず、第二十二條及び第二十四條から第三十五條までの規定は、適用しない。

四 第一項又は第二項の規定による協議に基づく出願は、当事者が連名でしなければならない。

(決定の申請)

第九十條 前條第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長の決定を申請することができる。

(聴聞)

第九十一條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を当該採掘権者並びに当該採掘権の抵当権者及び租地権者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対して、当該事業について、証拠を提示し、意見を述べ、機会を與えなければならない。

(処分禁止)

第九十二條 第九十條の規定による決定の申請があつたときは、採掘権者は、その申請を拒否する旨の決定があるまで、第九十九條の規定によつて決定がその効力を失うまで、又は決定に基づき採掘権の変更の登録があるまでは、当該採掘権を譲渡し、又は変更することができない。

(決定)

第九十三條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、鉱区相互の

間の鉱区の増減の決定をしなければならない。

- 一 当該鉱区の所在地
- 二 当該採掘権の登録番号
- 三 採掘権の変更の内容
- 四 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方式)

第九十四條 前條の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、前條の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第九十五條 第九十三條の決定があつたときは、当事者の間に、鉱区相互の間の鉱区の増減について協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみなされたときは、当事者の一方は、第八十九條第四項の規定にかかわらず、単独で鉱区の増減の出願をすることができ、

(鉱区の増減と租地権)

第九十六條 採掘権のうち租地権が設定されている部分について、第九十三條の決定に基づき、租地権の登録があつたときは、租地権は、鉱区の減少により租地権が減少した限度においては、鉱区の増加があつた採掘権の上にも存続するものとする。

2 通商産業局長は、鉱区相互の間の鉱区の増減について、第九十三條の決定をする場合において、租地権が二以上の採掘権の上に存続することとなるときは、決定にお

いて租地権者が各採掘権者に対して支拂すべき租地料の割合を定めなければならない。

(対価の不服の訴)

第九十七條 第九十三條の決定のうち対価について不服のある者は、その決定書の謄本の交付を受けた日から三十日以内に、訴をもつてその額の増減を請求することができる。

2 前項の訴においては、第九十條の規定による決定の申請をした者又は当該採掘権者を被告とする。

(対価の供託)

第九十八條 左に掲げる場合においては、対価を支拂うべき者は、その対価を供託しなければならない。

一 対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又はこれを受領することができないとき。

二 決定のうち対価について不服の訴があつたとき。

三 当該採掘権について抵当権が存在するとき。但し、抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項第三号の場合においては、抵当権者は、供託金に対して、その権利を行うことができる。

(決定の失効)

第九十九條 対価を支拂うべき者が第九十三條の決定において定めた対価の支拂の時期までに、その対価の全部の支拂又は供託をしないときは、決定は、その効力を失う。

(施業案の変更)

第一百條 通商産業局長は、採掘権者又は租地権者の施業案を変更しな

ければその鉱区又は租地権の鉱床の完全な開発ができないと認めるときは、採掘権者又は租地権者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

2 通商産業局長は、採掘権者又は租地権者が前項の規定による勧告を受けた日から六十日以内に施業案を変更しないときは、施業案の変更を命ずることができる。

3 第四十條の規定は、前項の規定による命令に準用する。

4 通商産業局長は、第一項の規定による勧告又は第二項の規定による命令をするには、鉱山保安監督部長に協議しなければならない。

第五章 土地の使用及び収用

(土地の立入)

第一百一條 鉱業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、租地権者の設定を受けようとする者、租地権者となろうとする者、鉱業用開入人、採掘権者又は租地権者は、通商産業局長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができ、

2 通商産業局長は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者並びに竹木の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採するときは、あらかじめ土地の占有者及び竹木の所有者に通知しなければならない。

第二百條 前條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、通商産業局長

の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

第二百三條 第一百一條の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採した者は、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

(使用の目的)

第二百四條 採掘権者又は租地権者は、鉱区若しくは租地権又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができ、

一 坑口又は坑井の開設

二 露天掘による鉱物の採掘

三 鉱物の掘採作業のため必要な機械設備の設置

四 鉱物、土石、坑木、火薬類、燃料、鉱さい又は灰じん、の置場又は捨場の設置

五 選鉱又は製錬用の施設、設置

六 鉄道、軌道、索道、道路、運河、用排水路、池井又は電気工作物の開設

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設、設置

(収用の目的)

第二百五條 採掘権者は、鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的に供した結果、その土地の形質を変更し、これを原状に

2 前項の規定により供託すべき金

銭の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業局長が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。

3 通商産業局長は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一をこえない範囲内において定める額の金銭を供託すべきことを命ずることができる。

4 第一項又は前項の規定により供託すべき金銭は、その金額に相当する国債をもつてこれに代えることができる。

第百十八條 被害者は、損害賠償請求権に關し、前條の規定により当該鉱区又は租鉱区に關する賠償を担保するため供託された金銭につき、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の實行に關する手続は、政令で定める。

(取組む)

第百十九條 鉱業権者若しくは租鉱権者又は租業権者若しくは租業権者であつた者は、左に掲げる場合においては、省令で定める手続に従い、通商産業局長の承認を受けて、供託した金銭を取りもどすことができる。

一 当該鉱区又は租鉱区に關する損害を賠償したとき。

二 鉱業権の消滅又は租業権の消滅若しくは鉱区の減少による租

業権の消滅の後十年を経過しても、損害が生じないとき。

(事業の停止)

第百二十條 通商産業局長は、供託をしなければならぬ者が供託をしないときは、その事業の停止を命ずることができる。

(権利の移轉)

第百二十一條 鉱業権者が鉱業権を譲渡したときは、供託した金銭に對する権利は、それによつて譲受人に移轉する。

2 租業権が消滅したときは、租業権の消滅又は鉱区の減少による場合を除き、供託した金銭に對する権利は、租業権者に移轉する。

第三節 和解の仲介及び調停

(和解の仲介の申立)

第百二十二條 損害の賠償に關して争議が生じたときは、当事者は、省令で定める手続に従い、通商産業局長に和解の仲介の申立をすることができ。

(仲介員名簿の作成)

第百二十三條 通商産業局長は、毎年仲介員候補者十五人以上を委嘱し、その名簿を作成して置かなければならない。

2 前項の仲介員候補者は、一般公益を代表する者並びに農業、商業、林業又はその他の産業に關し、知識経験を有する者のうちから、委嘱されなければならない。

(仲介員の指定)

第百二十四條 通商産業局長は、第百二十二條の規定による申立があつたときは、前條第一項の名簿に

記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、損害が農業、林業又はその他の産業に關するものであるときは、仲介員のうち、少くとも一人は、当該産業に關し知識経験を有するものの中から、指定されなければならない。

(仲介員の任務)

第百二十五條 仲介員は、争議の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努力しなければならない。

(調停の申立)

第百二十六條 損害の賠償に關して争議が生じたときは、当事者は、損害の発生地を管轄する地方裁判所又は当事者の合意で定める地方裁判所に調停の申立をすることができ。

第百二十七條 調停の申立は、争議の実情を明らかにしてしなければならない。

(却下)

第百二十八條 裁判所は、当事者が不当な目的でみだりに調停の申立をしたと認めるときは、その申立を却下することができる。

(移送)

第百二十九條 調停の申立を受けた裁判所が調停をするについて適當であると認めるときは、決定をもつて事件を他の裁判所に移送することができ。管轄権のない裁判所が調停の申立を受けたときも、同様とする。

2 前項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(調停調停)

第百三十條 損害の賠償に關する争議について訴訟が係属するとき、受訴裁判所は、職権をもつて事件を地方裁判所の調停に付することができ。

(訴訟手続の中止)

第百三十一條 調停の申立を受理した事件について訴訟が係属するとき、又は前條の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、決定をもつて調停の終了の時まで訴訟手続を中止することができ。

2 前項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。

(和解の仲介の申立の勧告)

第百三十二條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停の前に、当事者に對し、第百二十二條の規定により通商産業局長に和解の仲介の申立をすべきことを勧告することができ。

(調停委員会)

第百三十三條 裁判所は、調停の申立を受理したとき、又は第百三十條の規定により事件が調停に付されたときは、調停委員会を設けなければならない。但し、争議の実情にかんがみその必要がないと認めるときは、調停委員会を設けな

い。調停をするときは、調停委員会を設けなければならない。

2 当事者の申立があるときは、前項但書の規定にかかわらず、裁判所は、調停委員会を設けなければならない。

(總代の選任)

第百三十四條 当事者が多数であるときは、その全部又は一部を代表して調停に關する一切の行為を行わせるため、總代を選任することができ。

2 裁判所は、前項の總代がない場合において、必要があると認めるときは、總代の選任を命ずることができる。

3 總代は、当事者のうちから選任しなければならない。

(選任の証明及び解任の届出)

第百三十五條 總代の選任は、書面

で証明しなければならない。

2 總代の解任は、裁判所に届け出なければならない。その効力を生じない。

(呼出)

第百三十六條 裁判所は、期日を定めて、当事者又は總代を呼び出さなければならない。

2 前項の規定による呼出を受けた者は、正当な事由がなければ、出頭を拒むことができない。

(調停参加)

第百三十七條 調停の結果について利害關係がある者(以下この節において「利害關係人」という。)は、裁判所の許可を受けて、調停に参加することができ。

2 裁判所は、利害關係人の参加を求めることができる。

(出頭)

第百三十八條 当事者、總代及び利害關係人は、自ら出頭しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

2 弁護士でない者が前項の代理人

となるには、裁判所の許可を受けなければならない。

3 裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。

(意見の聴取)

第百三十九條 裁判所は、関係行政機関その他適当と認める者に對して、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

2 関係行政機関は、裁判所に対して意見を述べるができる。

(手続の非公開)

第百四十條 裁判所における調停手続は、公開しない。但し、裁判所は、適当と認める者の傍聴を許可することができる。

(費用の予約)

第百四十一條 裁判所は、費用を要する行為について、當事者の一方又は双方に、その費用を予約させることができる。

(申立の方式)

第百四十二條 申立その他の申述は、書面又は口頭ですることができ、口頭で申述をするときは、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

(調書)

第百四十三條 裁判所の調停については、裁判所書記官は、その調書を作らなければならない。

(調停前の措置)

第百四十四條 裁判所は、調停の前に、調停のため必要と認める措置をすることができる。

(費用の負担)

第百四十五條 裁判所の調停事項中に費用の負担に関する定をしないか

つたときは、各當事者は、その支出した費用を自ら負担する。

(調停の効力)

第百四十六條 調停は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(調停委員会の構成)

第百四十七條 調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上をもつて組織する。

(調停主任)

第百四十八條 調停主任は、裁判官のうちから、毎年あらかじめ地方裁判所が指定する。

(調停委員)

第百四十九條 調停委員は、特別の知識経験を有し、公正な調停をするのに適當な者について、毎年あらかじめ地方裁判所の選任した者又は當事者の合意によつて選定された者のうちから、各事件について調停主任が指定する。

(調停委員会の開催場所)

第百五十條 調停主任は、爭議の實情にかんがみ適當であると認める場所を、調停委員会を開かなければならない。

(調停主任の指揮權)

第百五十一條 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(決議)

第百五十二條 調停委員会の決議は、調停委員の過半数の意見による。可否同数のときは、調停主任が決することによる。

(評議の秘密)

第百五十三條 調停委員会の評議は、秘密とする。

(準用)

第百五十四條 第百三十四條から第

百四十五條までの規定は、調停委員会における調停手続に準用する。

(証拠調)

第百五十五條 調停委員会は、當事者、總代又は利害關係人の陳述を聞き、且つ、必要があると認めるときは、証拠調をすることができる。

2 調停委員会は、調停主任に証拠調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所にこれを囑託することができる。

3 証拠調については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)を準用する。

4 証人及び鑑定人の受ける旅費、日当及び宿泊料については、民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)を準用する。

(調停をしない場合)

第百五十六條 調停委員会は、第百二十八條に規定する事由があると認めるときは、調停をしないことができる。

(調停の認可)

第百五十七條 調停が成立したときは、裁判所は、調停主任の報告を聞き、調停の認可について決定をしなければならない。

2 調停認可の決定に対しては、不服を申し立てることができる。

3 調停不認可の決定に対しては、當事者又は總代は、民事訴訟法の規定に従ひ、即時抗告をすることができる。

(調停の效力)

第百五十八條 裁判所は、調停が著しく公正でないとき認めるときでなければ、調停不認可の決定をすることができない。

(調停委員会の調停の効力)

第百五十九條 調停委員会を開いた場合には、調停は、認可の決定があつたときに限り、裁判上の和解と同一の効力を有する。

(手数料)

第百六十條 調停の申立をするには、手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の額は、調停を求める事項の価額千円につき二十円をこえない範圍において政令で定める額とする。

(記録の閲覧等)

第百六十一條 當事者又は利害關係人は、政令で定める手数料を納付して、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の付與を裁判所書記官に求めることができる。但し、當事者が事件の係属中に記録の閲覧又は謄写をするときは、手数料を納付することを要しない。

(旅費、日当及び宿泊料)

第百六十二條 調停委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給する。

2 前項の旅費、日当及び宿泊料の額は、政令で定める。

(仲裁判断)

第百六十三條 調停委員会は、當事者の合意があるときは、録書の賠償に関する爭議について民事訴訟法による仲裁判断をすることができる。

2 前項の場合には、當事者の指定した調停委員会の属する裁判所は、申立により調停委員会を開かなければならない。

(準用)

第百六十四條 第百六十條から第百六十二條までの規定は、前條の規定による仲裁に準用する。

第四節 地方鐵道賠償基準協議會

(設置)

第百六十五條 通商産業局に、地方鐵道賠償基準協議會を置く。

(所掌事務)

第百六十六條 地方鐵道賠償基準協議會は、通商産業局長の諮問に依つて、第百七十二條第一項の基準に關し、調査審議する。

(組織)

第百六十七條 地方鐵道賠償基準協議會は、委員長及び委員十二人以上をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、関係行政機関の職員のうちから、通商産業局長が任命する。

(勤務)

第百六十八條 委員長及び委員は、非常勤とする。

(委員長)

第百六十九條 委員長は、地方鐵道賠償基準協議會の会務を總理する。

(議事の手続等)

第百七十條 この法律に定めるものの外、議事の手続その他地方鐵道賠償基準協議會の運営に關し必要な事項は、通商産業局長が定める。

第七章 異議の申立

(異議の申立)

第百七十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、

通商産業大臣に対して異議の申立をする事ができる。但し、第八十七條の規定により土地調整委員会の決定を申請することができない事項については、この限りでない。

2 異議の申立は、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内に、理由を記載した申立書を通商産業大臣に提出して、行わなければならない。

3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができ。

(却下)

第二百七十二条 通商産業大臣は、異議の申立が不適法であると認めるときは、直ちにこれを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を申立人に交付しなければならない。

(異議の申立と処分の執行)

第二百七十三条 異議の申立は、処分の執行を停止しない。但し、通商産業大臣は、処分の執行により生ずることのある償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2 通商産業大臣は、前項但書の規定による決定をしたときは、異議

の申立をした者、当該処分の相手方及び通商産業局長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(申立書の副本の送付等)

第二百七十四条 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第二百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立書の副本を処分を行つた通商産業局長に送付しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による申立書の副本の送付を受けた日から十日以内に、弁明書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(聽聞の開始)

第二百七十五条 通商産業大臣は、異議の申立があつたときは、第二百七十二條第一項の規定により却下する場合を除き、申立を受理した日から三十日以内に、聽聞を開始しなければならない。

第二百七十六条 通商産業大臣は、聽聞の期日及び場所を定め、異議の申立をした者及び処分を行つた通商産業局長に通知しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(参加)

第二百七十七条 異議の申立をした者の外、聽聞に参加して意見を述べようとする者は、利害關係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、通商産業大臣に、利害關係人として参加する旨を申し

出て、その許可を受けなければならない。

(証拠の提示等)

第二百七十八条 聽聞に際しては、異議の申立をした者、当該処分の相手方及び前條の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(決定)

第二百七十九条 通商産業大臣は、聽聞の結果及び第二百七十四条第二項の弁明書に基き、事案の決定を行う。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業大臣は、決定書の正本を異議の申立をした者、当該処分の相手方及び第二百七十七條の規定により参加した者並びに処分を行つた通商産業局長に送付するとともに、決定の要旨を公示しなければならない。

(手続)

第二百八十条 この章に定めるものの外、異議の申立に関する手続は、省令で定める。

第八章 補則

(手数料)

第二百八十一条 別表上欄に掲げる者は、それぞれ同表下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

(修正又は補充)

第二百八十二条 通商産業局長は、鉱業に関する出願、申請及び届出の書面並びに図面が完備していない

ときは、相當の期限を附してその修正又は補充を命ずることができ。

(立会通知)

第二百八十三条 通商産業局長は、鉱業権若しくは租鉱権の設定若しくは変更に関する出願若しくは申請又は鉱区若しくは租鉱区については、調査の必要があると認めるときは、調査に従事する職員、調査事項、立会場所及び調査日時を指定し、鉱業出願人、租鉱権者となろうとする者、鉱業権者又は租鉱権者に立会を命ずることができ。

若し調査日時を指定することができないときは、予定期日を定め、確定日時は、調査に従事する職員の指定によることを命じなければならない。

(却下)

第二百八十四条 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、鉱業権の設定又は変更に関する出願を却下しなければならない。

一 第二十五條第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の規定により指定した期限までに同項の書面を提出しないとき。

二 第二十六條の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに同條の設計書を提出しないとき。

三 第二百八十二条の規定による命令を受けた場合において、同條の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないとき。

四 前條の規定による命令を受け

た場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同條の規定により指定した日時に立会をしないと

(不許可等の理由)

第二百八十五条 鉱業権又は租鉱権の設定又は変更の出願又は申請を許可せず、又は認可しない旨の通知には、その理由を附さなければならない。

(鉱区等の調査)

第二百八十六条 隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害關係人は、他人の鉱区又は租鉱区について、通商産業局長に、その実地調査を依頼することができ。

2 前項の実地調査を依頼しようとする者は、省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出しなければならない。

第一項の実地調査を依頼しようとする者は、調査に要する人夫及び物品を提供しなければならない。

(裁定の申請)

第二百八十七条 第十九條第五項の許可若しくはその拒否、第二十一条第一項(第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)(の許可、第二十五條第四十五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。)(に規定する場合に該当することを理由とする不許可、第五十三條(第八十七條において準用する場合を含む。)(の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分若しくは鉱業権若しく

は租鉱権の取消、第六百六條第一項の許可若しくはその拒否又は第六百七條第一項の規定により適用される土地收用法の規定による土地の使用若しくは収用に關する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員會の裁定を申請することができる。但し、第二十一條第一項の許可については、第三十五條の規定に違反することを理由とする場合に限る。

2 前項の規定により土地調整委員會の裁定を申請することができる事項については、土地收用法第八十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

(公示)

第百八十八條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

(揭示)

第百八十九條 通商産業局長は、第二十一條第一項の許可の通知、第二十五條第一項の規定による通知又は第百八十二條若しくは第百八十三條の規定による命令をする場合において、相手方が知れないとき、又はその所在が不明なときは、鉱業出願人若しくは租鉱権者にあつては顯著若しくは鉱業原簿に記載された住所の所在地、土地の所有者にあつては探掘出願地の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの揭示場に、その通知又は命令の内容を揭示するとともに、その揭示をした旨及びその要旨を官報に掲載しなければならぬ。

ならない。この場合においては、揭示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知又は命令は、相手方に到達したものとみなす。

(報告及び検査)

第百九十條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、租鉱権者若しくは租鉱権者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその事業所若しくは事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九章 罰則

第百九十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七條の規定に違反した者
二 詐偽その他不正の行為により第二十一條第一項の許可を受けた者
三 過失により鉱区外又は租鉱区外に侵襲した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第百九十二條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六十三條第四項(第八十七條において準用する場合を含む)の

含む)の規定に違反した者
二 第六十四條(第八十七條において準用する場合を含む)の規定に違反して鉱物を探掘した者
三 第百九十二條第二項の規定による命令に違反した者
四 第百九十二條の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者

第百九十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條又は第七十條(第八十七條において準用する場合を含む)の規定に違反した者
二 第百九十二條の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを呈示しなかつた者
三 第百九十三條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第百九十三條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百九十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の規定に違反したときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第百九十五條 第百三十六條(第百五十四條において準用する場合を含む)の規定による裁判所又は調停委員會の呼出を受けた者が、正当な事由がないのに出頭しないときは、調停事件の係属する裁判所は、三万円以下の過料に処することができる。

別表

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 左に掲げる法律は、廃止する。
鉱業法(明治三十八年法律第四十五号)
砂鉄法(明治四十二年法律第十三号)

納付しなければならない者	金額
一 第十八條第二項の規定により試掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 二千元
二 第十九條第二項の規定により探掘権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 四千元
三 第二十一條第一項の規定により租鉱権の設定の出願をする者	一件につき 三千円
試掘権の設定	一件につき 三千円
探掘権の設定	一件につき 五千円
四 第三十六條第一項の規定により鉱業出願地の増減の出願をする者	一件につき 二千円
試掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき 五百円
探掘出願地の増加又は増加及び減少	一件につき 七百元
五 第四十二條の規定により鉱業出願人の地位の承継の出願をする者	一件につき 百五十円
試掘権の設定	一件につき 二百円
探掘権の設定	一件につき 二百円
六 第四十五條第一項の規定により鉱区の増減の出願をする者	一件につき 二千八百円
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 七百円
探掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき 四千五百円
七 第五十條第一項又は第二項の規定により探掘鉱区の分割又は合併の出願をする者	一件につき 四千元
八 第六十六條第四項の規定により決定の申請をする者	一件につき 千円
九 第六十七條の規定による届出をする者	一件につき 千円
十 第七十六條第四項の規定により租鉱権の存続期間の延長の申請をする者	一件につき 六百元
	一件につき 二千元

十一 第七十七條第一項の規定により租銀額の増減の申請をする者
 十二 第七十八條第一項の規定により租銀額の増減の申請をする者
 租銀額の増加又は増加及び減少
 租銀額の減少
 十三 第九十條の規定により決定の申請をする者
 十四 第四百一條第一項の規定により土地の立入又は竹木の伐採の許可の申請をする者
 十五 第六百六條第一項の規定により土地の使用又は収用の許可の申請をする者
 十六 第六百八十六條第一項の規定により実地調査を依頼する者

一件につき 三千円
一件につき 二千円
一件につき 四百円
一件につき 三千円
一件につき 千円
一件につき 三千円
一件につき 千円

鉱業法案に対する修正案
 鉱業法案の一部を次のように修正する。

第三條第一項中「耐火粘土」を「耐火粘土（ゼーデルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。以下同じ。）」に改める。

第十四條第二項中「三十一ヘクター」を「十五ヘクター」に改める。

第十八條の見出し中「存続期間」を「試験期間の存続期間」に、同條第二項中「一回」を「二回（石油を目的とする試験期間については三回）」に、同條第三項中「二年とする。」を「一回」と二年とする。」に改め、同條第五項を削る。

第十九條を次のように改める。

第十九條 通商産業局長は、前條第二項の申請があつた場合において、試験権者が誠実に探鉱をした事実が明らかであり、且つ、鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるときでな

ければ、延長の許可をしてはならない。

第二十條中「又は前條第二項」を削り、「試験権者」を「試験権」に改める。

第四十一條及び第四十二條を次のように改める。

（鉱業出願人の名義の変更）

第四十一條 鉱業出願人の名義は、変更することができる。

第四十二條 鉱業出願人の名義の変更は、相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退の場合を除き、省令で定める手続に従い、通商産業局長に届け出なければその効力を生じない。

2 相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の名義の変更があつたときは、省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を通商産業局長に届け出なければならぬ。

第五十條第三項を削り、同條第四項中「第二項又は第二項」を「前二項」

に改め、同條同項を第三項とする。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 探鉱権者は、抵当権が設定されておる探鉱権について、あらかじめ抵当権者の承諾及び抵当権の順位に関する協定を経なければ、前條第一項又は第二項の出願をすることができない。

第四百四條第三号中「鉱物の掘採作業」を「探鉱又は鉱物の掘採作業」に、同條第四号中「鉱物、土石、坑木、火薬類、燃料、」を「坑木、火薬類、燃料、カーバイドその他の重要資材、鉱物、土石、」に改め、同條第六号中「索道、」の下に「石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、」を、「運河、」の下に「港灣、」を加える。

第五百四條第四号中「道路」の下に「運河、港灣、用排水路」を加える。

第六百九條第三項中「又は消滅、」を「又は租銀権者及び又は租銀権の消滅後の鉱業権者」を削り、同條第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を第五項とし、第四項として次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定により租銀権者が損害を賠償すべき場合においては、損害の発生の時当該租銀権が設定されている鉱区の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の際に租銀権が削減しているときは租銀権の削減の時ににおける租銀権者が、租銀権者と連帯して損害を賠償する義務を負う。

第六百十條第二項を次のように改める。

2 前條第三項の場合において、鉱

業権を譲り受けた者又は損害の発生の際に租銀権者となつた者が賠償の義務を履行したときは、同條第一項又は第二項の規定により損害を賠償すべき者に対し、償還を請求することができる。同條第四

別表中「二」第十九條第二項の規定により探鉱権の存続期間の延長の申請をする者

を削り、第三号を第二号とし、第四号の項の次に次のように加える。

四 第四十二條第一項の規定により鉱業出願人の名義の変更の届出をする者

試験権の設定
 探鉱権の設定
 別表第五号中「第四十二條」を「第四十二條第二項」に、「地位の承継を」名義の変更」に改める。

鉱業法案（第八回国会内閣提出）に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

探石法案

探石法

第一章 總則（第一條—第三條）

第二章 探石権（第四條—第三十三條）

第三章 探石業（第三十二條・第三十三條）

第四章 土地の使用（第三十四條—第三十六條）

第五章 異議の申立及び裁定の申請（第三十七條—第三十八條）

第六章 補則（第三十九條—第四十一條）

第七章 罰則（第四十二條—第四十四條）

附則

項の場合において鉱業権者が賠償の義務を履行したときも、同様とする。

第八十七條第一項中「第十九條第五項の許可若しくはその拒否、」を削る。

一件につき千五百円
 一件につき二千五百円

附則 第一章 總則

（目的）
 第二條 この法律は、探石権の制度を創設し、岩石の採取の事業を健全な発達を図ることによつて公共の福祉の増進に寄與することを目的とする。

（定義）
 第三條 この法律において「岩石」とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じや紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土、けいそ土、陶石、雲母及びひる石をいう。

（行為の効力）
 第三條 この法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、探石権者、岩石の採取の事業（以下

「採石業」といふ。を行つる者（以下「採石業者」といふ。）又は土地の所有者その他土地に關して權利を有する者の承継人に對しても、その効力を有する。

第二章 採石權

（内容及性質）

第四條 採石權者は、設定行為をもつて定めるところに従ひ、他人の土地において岩石を採取する權利を有する。

2 採石權は、その内容が地上權又は永小作權による土地の利用を妨げないものに限り、これらの權利の目的となつてゐる土地にも、設定することが出来る。但し、地上權者又は永小作權者の承諾を得なければならぬ。

3 採石權は、物權とし、地上權に關する規定を準用する。

（存続期間）

第五條 採石權の存続期間は、設定行為をもつて定めるところを要する。

2 前項の存続期間は、二十年以内とする。若し二十年より長い期間をもつて採石權を設定したときは、その存続期間は、二十年に短縮する。

第六條 前條の期間は、更新することができる。但し、更新の時から二十年をこえることができない。

（採石料の増減）

第七條 採石料が岩石の価格の変動又は土地に對する租税その他の公課の増減によつて著しく不相当となつたときは、當事者は、將來に向つてその増減を請求することができる。

（土地の返還）

第八條 採石權者は、採石權が消滅したときは、その土地を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償して、土地を返還しなければならない。

2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百八十八條第二項（有益物の償還）の規定は、前項の場合に準用する。

（協議）

第九條 採石權の設定を受けようとする者又は採石權を譲り受けようとする者は、採石權の設定又は譲受について、省令で定める手続に従ひ、通商産業局長の許可を受け、土地の所有者及び土地に關して第三者に對抗することが出来る權利を有する者（以下「權利者」といふ。）又は採石權者に對し協議することが出来る。

2 採石權の消滅後一年以内は、採石權者であつた者は、その採石權が設定されてゐた土地について前項の許可を申請することが出来る。

（許可の基準）

第十條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、前條第一項の許可をしてはならない。

一 その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港灣、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、學校、病院、圖書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地又は建物の敷地であるとき。

二 他にその土地において採石業

を行つてゐる者があるとき。

2 通商産業局長は、前條第一項の許可をする場合においてその土地が保安林であるときは、あらかじめ關係都道府県知事に協議しなければならない。

（許可の通知）

第十一條 通商産業局長は、第九條第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を土地の所有者及び權利者その他土地に關して權利を有する者又は採石權者に通知しなければならない。

（決定の申請）

第十二條 採石權の設定を受けようとする者又は採石權を譲り受けようとする者は、第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、省令で定める手続に従ひ、通商産業局長の決定を申請することが出来る。

（申請書の副本の交付等）

第十三條 通商産業局長は、前條の規定による決定の申請を受理したときは、その申請書の副本を土地の所有者及び權利者又は採石權者に交付し、且つ、申請の要旨を土地に關して權利を有する者で權利者以外の者に通知しなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定により申請書の副本を交付したときは、直ちに次條第一項又は第二項の規定による処分制限の登記を嘱託しなければならない。

（処分制限）

第十四條 土地の所有者は、前條第一項の規定による申請書の副本の

交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條若しくは次條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の決定がその効力を失うまで、又は第十二條若しくは次條第一項の決定に基く採石權の設定若しくは土地の所有權の移轉の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、その土地に新たな權利を設定することができない。

2 採石權者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付を受けた後は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定があるまで、第二十六條第一項の規定により第十二條の決定がその効力を失うまで、又は同條の決定に基く採石權の移轉の登記の申請があるまでは、通商産業局長の許可を受けなければ、採石權を變更し、又は消滅させることができない。

3 第十二條の規定による決定の申請をした者は、前條第一項の規定による申請書の副本の交付があつた後において事業を廃止し、又は變更したときは、その事業の廃止又は變更によつて土地の所有者又は採石權者が受けた損失を補償しなければならない。

（買戻）

第十五條 土地の所有者は、採石權が設定されることによつてその土地を従来用いてゐた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に對し、採石權を設定すべき旨を定める決定をする場合に

おいては、これに代えてその土地を買い取るべき旨を定める決定をすべきことを申請することが出来る。土地の一部を買い取ることに

よつて残地を従来用いてゐた目的に供することができなくなる場合において、その残地についても、同様とする。

2 權利者は、權利が變更されることによつて變更後の權利を従来用いてゐた目的に供することができなくなるときは、通商産業局長に對し、決定において權利を變更すべき旨を定める場合においては、これとともにその變更後の權利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することが出来る。

3 通商産業局長は、前二項の規定による申請があつたときは、その旨を採石權の設定を受けようとする者に通知しなければならない。

（決定の基準）

第十六條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石權を設定し、又は權利者の權利を變更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしてはならない。

一 第十條第一項各号に掲げる場合

二 その土地における岩石の採取が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき。

三 その土地における岩石の採取が経済的に価値がないとき。

四 その土地における岩石の採取が他人の採石業を妨害すると

2 通商産業局長は、採石権を設定すべき旨を定める決定をしようとする場合において、前條第一項の規定による申請があり、且つ、その土地を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、その土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

3 通商産業局長は、決定において権利者の権利を変更すべき旨を定めようとする場合において、前條第二項の規定による申請があり、且つ、変更後の権利を従来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定においてその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならない。

4 通商産業局長は、左に掲げる場合でなければ、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

一 採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き続き二年以上採石権を休止しているとき。

二 採石権者が現に採石権を行つておらず、且つ、六箇月以内に採石権に着手する見込みがないとき。

第十七條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を當事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聽聞に際しては、當事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(土地調整委員会の承認)

第十八條 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ土地調整委員会の承認を得なければならない。

(法定事項)

第十九條 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

一 採石権を設定すべき土地の区域

二 採石権の設定の時期

三 採石権の存続期間

四 採石料並びにその支拂の時期及び方法

五 変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範圍

六 変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支拂の時期及び方法

七 土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその

支拂の時期及び方法

2 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

一 買い取るべき土地の区域

二 土地の買取の時期

三 対価及び権利者その他土地に關して権利を有する者に支拂うべき補償金並びにその支拂の時期及び方法

四 前項第五号及び第六号に掲げる事項

3 通商産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。

一 譲り渡すべき採石権の目的となつてゐる土地の所在地及びその範圍

二 採石権の譲渡の時期

三 対価並びにその支拂の時期及び方法

(決定の方法)

第二十條 第十二條又は第十五條第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 通商産業局長は、第十二條又は第十五條第一項の決定をしたときは、決定書の原本を採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者に交付しなければならない。

(決定の効果)

第二十一條 第十二條又は第十五條第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、採石権

の設定を受けようとする者と土地の所有者及び権利者その他土地に關して権利を有する者との間に採石権の設定、土地の買取又は権利者の権利の変更、消滅若しくは買取について、採石権を譲り受けようとする者と採石権者との間に採石権の譲受について、それぞれ協議がとつたものとみなす。

(許可の失効)

第二十二條 第九條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がとつた場合において、同項の許可の後六箇月以内に第十二條の規定による決定の申請がなかつたときは、許可は、その効力を失ふ。

(補償金)

第二十三條 第十九條第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失又は費用に相當するものでなければならない。

一 採石権が設定されることによつて土地の所有者が通常受けるべき損失(採石料として支拂われる分を除く。)

二 権利者の権利が変更され、又は消滅させられることによつて権利者が通常受けるべき損失

三 採石権が設定され、又は土地が買い取られることによつて権利者その他土地に關して権利を有する者が通常受けるべき損失

四 採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて残地又は変更後の権利の価格が減少し、その他残地又は変更後の権利に關して生ずべき損失

五 採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて必要となる通路、みぞ、さくその他の工作物の新築、改築、増築又は修繕の費用

(担保の提供)

第二十四條 第十二條の決定に基き採石権の設定を受けた者が定期に、又は分割して採石料を支拂うべきときは、土地の所有者は、採石権者となつた者に対し、採石料について相當の担保を提供すべきことを請求することができ、この場合においては、採石権者となつた者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 前項の決定があつたときは、採石権者となつた者の承諾があつたものとみなす。

4 第十三條第一項、第十七條及び第二十條の規定は、第二項の決定に準用する。

(供託)

第二十五條 第十二條又は第十五條第一項の決定において権利者の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めた場合において、その権利について先取特權、質權又は抵当權が存するときは、補償金を支拂うべき者は、その補償金を供託しなければならない。但し、先取特權者、質權者又は抵当權者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、先取特権者、質権者又は抵当権者は、供託金に對しても、その権利を行うことができる。

(決定等の失効)

第二十六條 採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者が支拂の時期までに採石料(採石料を定期に、又は分割して支拂うべきときは、その最初に支拂うべき金)、補償金又は対価の支拂をしないときは、第九條第一項の許可及び同項の規定による協議、第十二條若しくは第十五條第一項の決定又は第三十八條第二項の裁定は、その効力を失ふ。

2 前項の規定は、土地の所有者若しくは権利者その他土地に關して権利を有する者又は採石権者が損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

(処分制限の登記のまつ消)

第二十七條 通商産業局長は、第十二條の規定による申請を拒否する旨の決定をしたとき、前條第一項の規定により第十二條若しくは第十五條第一項の決定若しくは第三十八條第一項の裁定がその効力を失つた場合において、土地の所有者若しくは採石権者の申請があつたとき、又は第十九條第一項第二号の採石権の設定の時期、同條第二項第三号の土地の買取の時期若しくは同條第三項第二号の採石権の譲渡の時期が到来したときは、第十三條第二項の処分制限の登記のまつ消を囑託しなければならぬ。

(存続期間の更新の決定)

第二十八條 採石権者は、土地の所有者と採石権の存続期間の更新に關して協議することができず、又は協議がととのわなうときは、省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内に、通商産業局長の決定を申請することができる。

第二十九條 通商産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定をしてはならない。

一 採石権者が採石料を支拂うべき場合において、その支拂を怠つてゐるとき。

二 採石権者が引き続き二年以上採石業を休止したとき。

三 第三十六條第一項各号に掲げる場合。

2 通商産業局長は、採石権の存続期間を更新すべき旨を定める決定においては、更新後の存続期間を定めなければならない。

(準用)

第三十條 第十三條第一項、第十五條第一項及び第三項、第十六條第二項、第十七條、第十八條、第十九條第二項、第二十條、第二十一條、第二十四條並びに第二十六條の規定は、第二十八條の決定に準用する。

(決定に基づく登記)

第三十一條 第十二條の決定による採石権の設定若しくは移転、第十五條第一項の決定による土地の所有権の移転又は第二十八條の決定による採石権の存続期間の更新の登記は、登記権利者だけで申請することができる。

2 第十二條又は第十五條第一項の決定において、土地に關する所有権以外の権利を変更し、又は消滅させるべき旨を定めたときは、当該権利の変更の登記又は当該権利に關する登記のまつ消は、採石権の設定を受けた者又は土地を買収した者からも、申請することができる。

前二項の規定による申請書には、補償金(採石権の設定の登記については、補償金及び最初に支拂うべき採石料)の受取証又は供託受領証を添附しなければならない。但し、採石権の存続期間の更新の登記の申請書については、この限りでない。

4 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号) 第三百三條第二項及び第三百三條ノ二(土地の收用の場合の登記)の規定は、第一項及び第二項の登記に準用する。

5 不動産登記法第五十六條第一項及び第四百六十六條第一項(利害關係人の承諾書等)の規定は、第二項の登記については、適用しない。

第三章 採石業

(届出)

第三十二條 採石業者は、採石業に着手したときは、遅滞なく、その採取場の位置及び着手の年月日を通商産業局長に届け出なければならない。

2 採石業者は、採石業を休止し、開始し、又は廃止したときは、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

(公益の保護)

第三十三條 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく又は廃石のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に對し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該採石業者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

3 通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当該採石業者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聽聞に際しては、採石業者及び利害關係人に對して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

第四章 土地の使用

(使用の目的)

第三十四條 採石業者は、岩石の採取を行う土地又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代へることが著しく困難なときは、これを利用することができる。但し、第二号に掲げる目的のため利用する場合においては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港灣、河川、湖、沼、池、

橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、學校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建築物の敷地、農地又は保安林でないことに限る。

一 鉄道、軌道、築道、道路その他岩石の運搬用施設の開設

二 廃石の捨場の設置

(許可及び公告)

第三十五條 採石業者は、前條の規定により他人の土地を使用しようとするときは、省令で定める手続に従い、通商産業局長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 通商産業局長は、前項の規定による許可の申請があつたときは、關係都道府県知事に協議するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び土地に關して権利を有する者の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

通商産業局長は、前項の聽聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに聽聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

4 聽聞に際しては、当事者に對して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

通商産業局長は、第一項の許可をしたときは、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 土地を使用しようとする者の氏名又は名称及び住所

二 使用の目的
三 使用しようとする土地の所在地及び区域

(土地収用法の適用)

第三十六條 第三十四條の規定による土地の使用に關しては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定を適用する。

2 第三十四條の規定による土地の使用については、前條第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地収用法第十二條又は第十四條の規定による事業の認定又は公告があつたものとみなす。

第五章 異議の申立及び裁定の申請

(異議の申立)

第三十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることが出来る。但し、次條の規定により土地調整委員会の裁定を申請することが出来る事項については、この限りでない。

2 鉱業法(昭和二十五年法律第号)(第七章(異議の申立)の規定は、前項の規定による異議の申立に準用する。

(裁定の申請)

第三十八條 第十二條の規定(探石権の譲渡に係るものを除く)、第十五條第一項(第三十條において準用する場合を含む。の決定、第二十八條の決定、第三十五條第一項の許可若しくはその拒否又は

第三十六條第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用に關する裁決若しくは決定に不服のある者は、土地調整委員会の裁定を申請することが出来る。

2 前項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することが出来る事項については、土地収用法第八

十一條第一項の規定による訴願を提起することができない。

第六章 補則

(手数料)

第三十九條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金 額
一 第九條第一項の規定による許可の申請をする者	一件につき 三千元
二 第十二條の規定による決定の申請をする者	一件につき 三千元
三 第二十八條の規定による決定の申請をする者	一件につき 三千元
四 第三十五條第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者	一件につき 三千元

(公示)

第四十條 通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従ひ、その要旨を公示しなければならない。

(報告及び検査)

第四十一條 通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要

な限度において、探石業者からその業務の状況に關する報告を徴し、又はその職員にその採取場所しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

る検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第六号中「又ハ賃借權」を、「賃借權又ハ探石權」に改める。

3 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一條に左の一号を加える。

九 探石權

第二百二十七條ノ二を第二百二十七條ノ三とし、第二百二十七條ノ二として次の一條を加える。

第二百二十七條ノ二 探石權ノ設定又ハ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ探石權設定ノ範圍及ビ其存続期間ヲ記載シ若シ登記原因ニ探石權ノ内容、探石料及ビ其支拂ノ時期ノ定アル

トキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

探石法案に對する修正案
探石法案の一部を次のように修正する。

目次中「第三十二條・第三十三條」を「第三十二條・第三十四條」に、「第三十四條・第三十六條」を「第三十五條・第三十七條」に、「第三十七條・第三十八條」を「第三十八條・第三十九條」に、「第三十九條・第四十一條」を「第四十條・第四十二條」に、「第四十二條・第四十四條」を「第四十三條・第四十五條」に改める。

第十四條第一項、第二十六條第一項及び第二十七條中「第三十八條第一項」を「第三十九條第一項」に改める。

第三十一條第一項中「土地の所有權の移轉」を「土地の所有權の移轉、第十二條若しくは第十五條第一項の決定による土地に關する所有權以外の權利の移轉」に、同條第三項中「前二項の規定による申請書には、補償金」を「前二項の規定による申請書には、補償金又は對価」に改める。

第三十六條中「第三十四條」を「第三十五條」に改める。

第三十八條第一項中「第三十五條第一項」を「第三十六條第一項」に、「第三十六條第一項」を「第三十七條第一項」に改める。

第三十九條の表中「四 第三十五條第一項」を「五 第三十六條第一項」に改め、第三号の項の次に次のように加える。

四 第三十四條第二項の規定による

定の申請 一件につき 千円
をする者」

第四十三條第二号及び第三号中「第四十一條第一項」を「第四十二條第一項」に改める。

第三十四條を第三十五條とし、以下一條ずつ繰り下げ、第三章中第三十三條の次に次の一條を加える。

(鉱業権者との協議)

第三十四條 採石業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、採石業者又は鉱業権者(租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。)は、事業の実施について、鉱業権者又は採石業者に對し協議することができる。

2 採石業者又は鉱業権者は、前項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわなときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 通商産業局長は、前項の規定による決定の申請があつたときは、その申請書の副本を鉱業権者又は採石業者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

4 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

5 聴聞に際しては、当事者に対して、当該事業について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

6 通商産業局長は、第二項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

7 第二項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者の間に協議がととのつたものとみなす。

採石法案(第八回国会内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

鉱業法施行法案
鉱業法施行法

(鉱業権)
第一條 鉱業法(明治三十八年法律第四十五号。以下「旧鉱業法」といふ)による試掘権は、第三項に規定するものを除き、鉱業法(昭和二十五年法律第 号。以下「新法」といふ)の施行の日において新法による試掘権となつたものとみなす。

2 旧鉱業法による探掘権又は砂鉱法(明治四十二年法律第十三号。以下「旧砂鉱法」といふ)による砂鉱権は、大項に規定するものを除き、新法の施行の日において新法による探掘権となつたものとみなす。

3 旧鉱業法による石油を目的とする試掘権又は探掘権は、新法の施行の日において新法による石油及び可燃性天然ガスを目的とする試掘権又は探掘権となつたものとみなす。

4 旧重要鉱物増産法(昭和十三年法律第三十五号)附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法(以下「旧増産法」といふ)第七ノ二の規定による使用権又は旧石炭鉱業権等臨時措置法(昭和二十三年法律第五十四号)附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法(以下「旧措置法」といふ)第十七條の規定による使用権(以下「旧使用権」といふ)は、試掘権に設定されたものであつても、新法の施行の日において新法による租掘権となつたものとみなす。

十三年法律第五十四号)附則第三項の規定によりなおその効力を有する同法(以下「旧措置法」といふ)第十七條の規定による使用権(以下「旧使用権」といふ)は、試掘権に設定されたものであつても、新法の施行の日において新法による租掘権となつたものとみなす。

(鉱区の面積等)

第二條 前條第一項から第三項までの規定により新法による鉱業権となつたものとみなされた旧鉱業法による鉱業権の鉱区の面積については、新法第十四條第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第一項の例による。

但し、その鉱区については、減少、増加及び減少又は分割後の鉱区の面積が新法第十四條第二項の面積を下ることとなるような減少、増加及び減少又は分割をすることができない。

2 前條第二項の規定により新法による探掘権となつたものとみなされた旧砂鉱法による砂鉱権の鉱区の境界(当該砂鉱権の変更後の鉱区の境界を除く。)又は面積については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

(鉱業権の存続期間)

第三條 第一條第一項又は第三項の規定により新法による試掘権となつたものとみなされた旧鉱業法による試掘権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。

2 第一條第二項又は第三項の規定により新法による探掘権となつたものとみなされた旧鉱業法による探掘権又は砂鉱権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。

ものとなつた旧砂鉱法による探掘権又は旧砂鉱法による砂鉱権は、その存続期間の計算については、新法の施行の日に登録されたものとみなす。

3 第一條第四項の規定により新法による租掘権となつたものとみなされた旧使用権の存続期間は、従前の存続期間の満了の日までとする。但し、新法第七十六條第二項から第四項までの規定の適用を妨げない。

(追加鉱物の掘採)

第四條 新法の施行の際現に石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石若しくは耐火粘土(以下「追加鉱物」といふ)を掘採する者又はその承継人は、新法の施行の日から六箇月間は、従前の例によりその掘採を継続することができる。新法の施行の日から六箇月以内に当該掘採者又はその承継人が当該掘採区域について当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をした場合において、出願の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、新法第四十三條の規定によつて許可がその効力を失うまで、又は鉱業権の設定の登録があるまで、当該出願の区域について、また同様とする。

(優先権)
第五條 新法の施行の日の六箇月以前から引き続き追加鉱物を掘採している者又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該掘採区域については、その者は、新法第七十七條の規定にかかわらず、他の出願(前條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧砂鉱法による出願及び試掘権者がその試掘権区と重複してした探掘権の設定の出願を除く。)に對し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。但し、当該土地の区域について前條の規定による当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、新法第十六條、第二十九條又は第三十條の規定については、

二十七條の規定にかかわらず、他の出願(第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧砂鉱法による出願及び試掘権者がその試掘権区と重複してした探掘権の設定の出願を除く。)に對し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

第六條 新法の施行の日の一年以前から引き続き追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に関する権利を有している者(土地の所有者を除く。)又はその承継人が新法の施行の日から六箇月以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該権利を行使できる土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願(前條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧砂鉱法による出願及び試掘権者がその試掘権区と重複してした探掘権の設定の出願を除く。)に對し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項、第十六條、第二十九條、第三十條並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。但し、当該土地の区域について前條の規定による当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、新法第十六條、第二十九條又は第三十條の規定については、

この限りでない。

第七條 新法の施行の日から六箇月以内に追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願（前二條の規定による出願を除く。）があつたときは、通商産業局長は、その出願地に係る土地の所有者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 土地の所有者が前項の通知の到達の日から三十日以内に当該追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、その所有する土地の区域については、その者は、新法第二十七條の規定にかかわらず、他の出願（前二條の規定による出願、第十六條第一項又は第二十二條の規定により新法による出願とみなされた旧鉱業法による出願及び試験権者がその試験鉱区と重複してした探掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、且つ、新法第十四條第二項及び第三項並びに第三十二條の規定は、その出願には、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第八條 第五條又は第六條の規定により試験権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試験鉱区と重複して当該追加鉱物を目的とする探掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

2 前三條の規定により試験権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試験鉱区の全部を含む区域について当該追加鉱物を目的とする試験権の設定の出願をし

たときは、新法第十四條第二項の規定は、適用しない。

第九條 第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の設定の出願に係る探掘区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは前條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た鉱業権の鉱区と重複し、且つ、同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試験鉱区の試験権者がその重複する部分と重複して試験権の目的となつてゐる鉱物を目的とする探掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、新法第十六條及び第三十條の規定は、適用しない。

（重複する鉱区の鉱業権等）

第十條 鉱業権者は、その鉱区が第五條若しくは第六條の規定による鉱業権の設定の出願に係る探掘区域若しくは権利を有している土地の区域又は第五條、第六條若しくは第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、当該追加鉱物を掘採し、及び取得することができる。

2 前項に規定する場合の外、鉱業権者は、新法の施行の日から六箇月間は、新法第五條の規定にかかわらず、その鉱業権の目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する追加鉱物を掘採し、及び取得することができる。

第十一條 第五條、第六條又は第八條

條第一項の規定により追加鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者は、その鉱区が当該追加鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする他人の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、当該追加鉱物以外の鉱物を掘採し、及び取得することができる。

（協議及び決定）
第十二條 第五條、第六條又は第八條第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た追加鉱物を目的とする鉱業権の鉱区と当該追加鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の鉱区が重複する場合においては、鉱業権者は、その重複する部分において鉱物を掘採しようとするときは、他の鉱業権者と協議しなければならない。

2 前項の協議をすることができず、又は協議がととのわなるときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

3 新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

（補償金）

第十三條 新法の施行の際、追加鉱物を掘採する者又は追加鉱物の取得を目的とする土地の使用に關する権利を有する者から契約又は慣習により代償を受けている土地の所有者は、第五條、第六條又は第八條第一項の規定により鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者に対して、当該追加鉱物を掘採し、及び取得する

の掘採について相当の補償金を請求することができる。

2 前項の場合においては、土地の所有者は、鉱業権者に対して、補償金について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。

3 前二項の場合においては、鉱業権者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

4 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

5 新法第四十七條第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

（砂金）

第十四條 新法の施行の際旧砂金法第六條第一項の規定により砂金を採取する権利を有する探掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、新法の施行の日から三箇月間は、その探掘鉱区（旧砂金法第六條第一項但書の砂金区と重複する部分を除く。以下この條及び次條において同じ。）内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。

2 前項の探掘権者が新法の施行の日から三箇月以内に、省令で定める手続に従い、その探掘鉱区内に砂金が存する旨を通商産業局長に届け出て、その確認を受けたときは、その探掘権者は、新法第七條の規定にかかわらず、その探掘鉱区内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。

区内に存する砂金を掘採し、及び取得することができる。

第十五條 砂金を目的とする鉱業権の鉱業権者は、その鉱区が前條の規定により砂金を掘採し、及び取得することができる探掘権者の探掘鉱区と重複するときは、その重複する部分については、新法第五條の規定にかかわらず、砂金を掘採し、及び取得することができる。

（鉱業の出願）

第十六條 新法の施行前に旧鉱業法第二十一條の規定によつてした鉱業の出願は、新法第二十一條の規定による鉱業権の設定の出願とみなす。この場合においては、探掘出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、予想される鉱害の範圍及び態様について記述する書面を提出しなければならない。

2 前項の鉱業の出願に關しては、出願の区域の面積については、新法第十四條第二項の規定にかかわらず、なお旧鉱業法第九條第二項の例による。

（砂金の出願）

第十七條 新法の施行前に旧砂金法第八條の規定によつてした砂金の出願は、新法第二十一條の規定による探掘権の設定の出願とみなす。この場合においては、砂金出願人は、新法の施行の日から二箇月以内に、新法第二十二條の規定による鉱床説明書を提出しなければならない。

2 前項の砂金の出願については、新法第十四條第一項又は第三項の規定は、適用しない。

(許可の通知)

第十八條 新法の施行前に旧鐵業法又は旧砂鐵法に基く命令の規定によつてした鐵業又は砂鐵の出願を許可すべきものと決定した旨の通知は、新法第四十三條の鐵業權の設定の出願の許可の通知とみなす。

(鐵礦名の更正)

第十九條 新法の施行前に旧鐵業法に基く命令の規定によつてした鐵礦名の更正の出願は、新法第六十七條の規定による届出とみなす。

(訂正の出願)

第二十條 新法の施行前に旧鐵業法第二十五條第一項(同法第三十七條第一項)において適用する場合を含むのの規定によつてした訂正の出願の命令に基く出願については、なお従前の例による。

第二十一條 新法の施行前に旧鐵業法第二十六條(同法第三十七條第一項)において適用する場合を含むのの規定によつてした訂正の出願については、なお従前の例による。

(増減の出願)

第二十二條 新法の施行前に旧鐵業法第二十七條(同法第三十七條第一項)において適用する場合を含むのの規定によつてした出願地又は鐵區の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による探掘出願地又は探掘鐵區の増減の出願とみなす。この場合においては、第十七條第一項後段及び第二項の規定を適用する。

(探掘増減の出願等)

第二十四條 新法の施行前に旧鐵業法第三十六條第一項又は第二項の規定によつてした増減の出願又は鐵區の訂正の出願については、なお従前の例による。

(改正の出願の命令等)

第二十五條 新法の施行前に旧鐵業法第三十八條第一項(旧砂鐵法第二十三條)において適用する場合を含むのの規定によつてした鐵區又は砂鐵區の改正の出願の命令及びこれに基く出願については、なお従前の例による。

(錯誤の許可)

第二十六條 新法の施行前に錯誤により鐵業の出願又は砂鐵の出願を許可したときは、通商産業局長は、その錯誤を訂正するため、鐵業權の取消又は変更の処分をしなければならない。

(鐵業權等の取消)

第二十七條 新法第五十三條から第五十五條まで及び第八十三條第一項の規定は、旧鐵業法、旧砂鐵法、旧増産法又は旧措置法中にこれに相当する規定がある場合に限る。新法の施行前に生じた事由についても、適用する。

第二十三條 新法の施行前に旧砂鐵法第二十三條において適用する旧鐵業法第二十七條又は旧砂鐵法第十一條の規定によつてした砂鐵出願地又は砂鐵區の増減の出願は、新法第三十六條又は第四十五條の規定による探掘出願地又は探掘鐵區の増減の出願とみなす。この場合においては、第十七條第一項後段及び第二項の規定を適用する。

第二十八條 新法の施行前に旧鐵業法第四十四條第一項(旧砂鐵法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項)において適用する場合を含むのの規定による認可を受けた鐵業又は砂鐵の出願は、新法第六十三條第一項の規定により届出をし、又は同條第二項の規定により認可を受けなければならない。

第二十九條 新法の施行前に旧鐵業法第四十五條第一項(旧砂鐵法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項)において適用する場合を含むのの規定によつてした鐵業案の変更の命令は、新法第百條第二項の規定による鐵業案の変更の命令とみなす。

第三十條 旧鐵業法による鐵業權者若しくは旧砂鐵法による砂鐵權者が新法の施行の際まだ事業に着手していないとき、又は旧増産法第十七條ノ二の規定による使用權者若しくは旧措置法第十七條の規定による使用權者(以下「旧使用權者」という。)が新法の施行の際まだ事業に着手しておらず、若しくはその事業を休止しているときは、新法第六十二條第一項又は第八十六條の規定の適用については、これらの規定の期間は、新法の施行の日から起算するものとする。

3 旧鐵業法による鐵業權者又は旧砂鐵法による砂鐵權者が新法の施行の際その事業を休止している場合において、新法の施行の日から二箇月以内に、期間を定め、事由を具して通商産業局長に申請し、

その認可を受けたときは、新法第六十二條第三項の認可を受けたものとみなす。

(障害物の除却)

第三十一條 新法の施行前に旧鐵業法第五十三條第一項(旧砂鐵法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項)において適用する旧砂鐵法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において適用する場合を含むのの規定による許可を受けた障害物の除却については、なお従前の例による。

(土地の使用)

第三十二條 新法の施行の際現に旧鐵業法第五十六條第一項(旧砂鐵法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項)において適用する旧砂鐵法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において適用する場合を含むのの規定により他人の土地を使用してゐる者は、旧鐵業法第六十五條(旧砂鐵法第十七條、旧増産法第十七條ノ二十二第二項、同法同條第三項)において適用する旧砂鐵法第十七條及び旧措置法第三十三條第一項において適用する場合を除き、新法第百四條の規定により使用してゐるものとみなす。

(砂鐵區内の土地の使用)

第三十三條 新法の施行の際現に旧砂鐵法第十二條の規定による補償金を拂ひ渡して他人の土地を使用している者は、同法第十六條に規定する場合を除き、新法第百四條の規定により使用してゐるものとみなす。

(砂鐵區と鐵區の重複)

第三十四條 新法の施行前に旧砂鐵法第五條第一項の規定による協議がとつてゐるときは、新法第六十六條第一項の規定による承諾があり、又は同條第二項の規定による協議がとつてゐるものとみなす。

(鐵書)

第三十五條 新法第六章の規定は、新法の施行前の作業によつて新法の施行後に生じた損害にも、適用する。

2 新法の施行前に旧鐵業法第七十四條ノ二、第七十四條ノ三、第七十四條ノ八及び第七十四條ノ九(以上の各規定を旧砂鐵法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第一項及び旧措置法第三十三條第一項)において適用する場合を含むのの規定によつて生じた旧鐵業法による鐵業權者、旧砂鐵法による砂鐵權者又は旧使用權者の賠償の責任については、なお従前の例による。

3 新法の施行の際既に消滅してゐる旧鐵業法による鐵業權又は旧砂鐵法による砂鐵權の鐵業權者又は砂鐵權者であつた者の賠償の責任

によつてした許可は、新法の施行の日に新法第六條第一項の規定によつてしたものとみなす。

(砂鐵區内の土地の使用)

第三十三條 新法の施行の際現に旧砂鐵法第十二條の規定による補償金を拂ひ渡して他人の土地を使用している者は、同法第十六條に規定する場合を除き、新法第百四條の規定により使用してゐるものとみなす。

(砂鐵區と鐵區の重複)

第三十四條 新法の施行前に旧砂鐵法第五條第一項の規定による協議がとつてゐるときは、新法第六十六條第一項の規定による承諾があり、又は同條第二項の規定による協議がとつてゐるものとみなす。

(鐵書)

第三十五條 新法第六章の規定は、新法の施行前の作業によつて新法の施行後に生じた損害にも、適用する。

2 新法の施行前に旧鐵業法第七十四條ノ二、第七十四條ノ三、第七十四條ノ八及び第七十四條ノ九(以上の各規定を旧砂鐵法第二十三條、旧増産法第十七條ノ二十二第一項及び旧措置法第三十三條第一項)において適用する場合を含むのの規定によつて生じた旧鐵業法による鐵業權者、旧砂鐵法による砂鐵權者又は旧使用權者の賠償の責任については、なお従前の例による。

3 新法の施行の際既に消滅してゐる旧鐵業法による鐵業權又は旧砂鐵法による砂鐵權の鐵業權者又は砂鐵權者であつた者の賠償の責任

については、なお従前の例による。

4 新法第九條第三項の規定は、第二項の規定により賠償の責任を有する旧鉱業法による鉱業権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者の旧鉱業法による砂鉱権者若しくは旧砂鉱法による砂鉱権者であつて、第一條第一項から第三項までの規定により新法により鉱業権となつたものとみなされたものが譲り渡された場合又は第二項の規定により賠償の責任を有する旧使用権者の旧使用権であつて、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされたものが消滅した場合にも、適用する。

(損害賠償の予定)

第三十六條 新法第十四條の規定は、新法の施行前にした損害賠償の額の予定又は予定された賠償額の支拂にも、適用する。

(供託物)

第三十七條 新法の施行の際現に旧鉱業法第七十四條ノ四第一項(旧増産法第七條ノ二十二第二項及び旧措置法第三十三條第一項において準用する場合を含む。)の規定により供託されている物は、新法第十四條第一項の規定により供託されたものとみなす。

(訴願)

第三十八條 新法の施行前に旧鉱業法第八十九條又は第九十一條(以上の各規定を旧砂鉱法第二十三條において準用する場合を含む。)の規定により提起した訴願については、なお従前の例による。

(旧使用権と抵当権との関係)

第三十九條 第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、その登録前に当該租鉱権について登録し、又は当該租鉱権の属する鉱業財団について登記した抵当権者に對しても、その効力を有する。

2 新法第九十八條第二項第三号及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(経過規定の効力)

第四十條 鉱業法中改正法律(昭和九年法律第三十七號)附則第四項及び第五項、鉱業法中改正法律(昭和十四年法律第二十三號)附則第三項並びに鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第二十一號)附則第六條及び第七條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有する鉱業法中改正法律(昭和九年法律第三十七號)附則第五項又は鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第二十一號)附則第七條第二項の規定の適用については、旧砂鉱法第十三條及び第十五條の規定は、新法の施行後でも、なおその効力を有する。

3 鉱業法中改正法律(昭和十五年法律第二十一號)附則第十三條又は鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十號)附則第十三項の規定により旧鉱業法第四十四條第一項の規定による認可を受けたものとみなされた施設等は、新法第六十三條第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

4 旧増産法附則第三項及び旧措置法附則第三項の規定の適用については、第一條第四項の規定により新法による租鉱権となつたものとみなされた旧使用権は、消滅するものとみなす。

第四十一條 旧鉱業法附則第二百十條の規定による届出に係る坑井から噴出する含油層と密接な関係のある可燃性天然ガスについては、新法の規定は、適用しない。

(旧鉱業法等の規定による処分等の効力)

第四十二條 第十六條から第十九條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十二條第二項及び第三十四條に規定する場合の外、新法の施行前に旧鉱業法、旧砂鉱法、旧増産法又は旧措置法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相當する規定があるときは、新法によつてしたものとみなす。

(通商産業省設置法の改正)

第四十三條 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二十一號)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十二号中「鉱業又は砂鉱業の」を「鉱業権の設定等に関する」に改め、「又は砂鉱権者」を削る。

第二十四條第十号中「鉱業又は砂鉱業を、鉱業権の設定等」に改める。

第二十五條第四項中「若しくは砂鉱業を削る。

第二十七條を次のように改める。

(附屬機關)

第二十七條 通商産業局に、附屬機關として、地方鉱害賠償基準協議会を置く。

2 地方鉱害賠償基準協議会については、鉱業法(昭和二十五年法律第二十一號)の定めるところによる。

第三十七條第一号中「鉱業又は砂鉱業を、鉱業権の設定等」に改める。

第四十一條第一項の表中「鉱業法中改正法律」の部を削る。

(鉱山保安法の改正)

第四十四條 鉱山保安法の一部を次のように改正する。

目次中「第一條 第三條」を「第一條 第三條の二」に、「第四條 第三十一條」を「第四條 第三十一條の二」に改める。

第二條第一項を削り、同條第二項を第一項とし、同項を次のように改め、同條第三項及び第四項を一項ずつ繰り上げ、同條第五項中「第三項但書」を「第二項但書」に改め、同項を第四項とする。

この法律において「鉱業権者」とは、鉱業権者及び租鉱権者をいう。

第一章中第三條の次に次の一條を加える。

(処分等の効力)

第三條の二 この法律(この法律に基く省令を含む。以上本條において同じ。)の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権者の承継人に對しても、その効力を有する。

2 租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の範圍内において、租鉱権者に對しても、その効力を有する。

3 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、採掘権の範圍内において、採掘権者に對しても、その効力を有する。但し、採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合には、この限りでない。

第二十二條第一項を次のように改める。

鉱山保安監督部長は、鉱業法(昭和二十五年法律第二十一號)第六十三條(同法第八十七條において準用する場合を含む。)の規定による施設案中保安に関する事項の実施を監督する。

第三十一條中「第一條第三項及び第五項」を「第一條第二項及び第四項」に改める。

第二章中第三十一條の次に次の一條を加える。

(緊急土地の使用)

第三十一條の二 鉱業権者は、保安に関する急迫の危険を防ぐため必要があるときは、鉱山保安監督部長の許可を受けて、直ちに他人の土地に立ち入り、又は一時これを使用することができ、

2 前項の場合には、鉱業権者は、すみやかにその旨をその土

金三千円

鐵區に、「滅區」を「租鐵區」に改め、同條第三号ノ四及び第五号ノ二中、使用權を「砂鐵」目的トスル租鐵權」に改め、同條第三号ノ五を削り、同條第四号中「砂鐵區ノ合併又ハ分割ノ出願ニ付砂鐵法」を「鐵業法第五十條第三項」に改め、同條第八号中「砂鐵權」に改め、同條第九号中「廢棄權」に改め、同條第九号中「廢棄權」を「放棄」に、「砂鐵權」を「砂鐵」目的トスル鐵業權」に改める。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた登録税については、なお従前の例による。

(富給税法の改正)

第五十三條 富給税法(昭和二十五年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「又は砂礫」及び「又は砂礫区」を削る。

(地方税法の改正)

第五十四條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第六号中「及び砂礫の採取の」を削る。

第三十條第七号中「鉱業権(土石

一 砂礫を目的とし、又は砂礫の採取を目的とする

試験鉱区 面積千坪ごとに

探掘鉱区 面積千坪ごとに

第百八十三條第三号中「又は砂礫区」を削る。

第百九十五條中「又は砂礫権」又は「砂礫権者」及び「又は新砂礫権者」を削る。

第四百八十九條第一項中「若しくは砂礫の採取」を削り、同項第三号中「金鉱石、砂金、金、砂金」に改める。

第五百十九條中「又は砂礫の採取」又は「砂礫」及び「又は砂礫業者」を削る。

第七百四十三條第八号中「及び砂礫の採取の」を削る。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた鉱区税の連帯納付義務については、地方税法第百九十五條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

を採掘し、又は採取する権利を含む。)、砂礫権を「鉱業権(粗砂礫及び採石権その他土石を採掘し、又は採取する権利を含む。)」に改める。

第百七十八條中「又は砂礫区」を削り、「又は延長を」(河床に存する砂礫を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長)に改め、「又は砂礫区」及び「又は砂礫権者」を削る。

第百八十八條第一項第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号中「砂礫区」を「砂礫を目的とする鉱業権の鉱区」に改め、同号を第二号とする。

年額 三十円

年額 六十円

(国立公園法の改正)

第五十五條 国立公園法(昭和六年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項第三号中「砂礫の採取」を削る。

(労働基準法の改正)

第五十六條 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「砂礫業」を削る。

第五十五條の二中「第二條第三項及び第五項」を「第二條第二項及び第四項」に改める。

(労働者災害補償保険法の改正)

第五十七條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「砂礫業」を削る。

(火災類取締法の改正)

第五十八條 火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第四号中「(明治三十八年法律第四十五号)を(昭和二十五年法律第 号)に改める。

(外国人の財産取得に関する政令の改正)

第五十九條 外国人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第一号中「砂礫業」を削る。

(火災類取締法の改正)

第五十八條 火災類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第四号中「(明治三十八年法律第四十五号)を(昭和二十五年法律第 号)に改める。

(外国人の財産取得に関する政令の改正)

第五十九條 外国人の財産取得に関する政令(昭和二十四年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「砂礫権若しくはこれら」を「若しくはこれ」に改める。

(罰則の適用)

第六十條 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、新法附則第二項並びに第四十四條、第四十七條、第五十五條、第五十八條及び前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この法律は、新法の施行の日から施行する。

鉱業法施行法案に対する修正案

鉱業法施行法案の一部を次のように修正する。

第二條第一項中「旧鉱業法による鉱業権の下に」(石炭を目的とするものを除く。)を加える。

第三條第一項に次の但書を加える。

但し、新法第十八條第二項から

第四項まで及び第十九條の規定の適用を妨げない。

第三條第二項を削り、第三項を第四項とし、第二項及び第三項として次の二項を加える。

2 前項但書の場合において、新法第十八條第二項の規定の適用については、同項中「二回」とあるのは「一回」と、「三回」とあるのは「二回」と読み替えるものとする。

3 第一項の試験権であつて、新法施行の日から四箇月以内に存続期間の満了するものにつき、新法の施行後最初になされる存続期間の延長の申請についての新法第十八條第四項の規定の適用については、同項中「存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内」とあるのは「新法の施行の日から一箇月以内」と読み替えるものとする。

目次

第一章 組織及び権限(第一條—第二十一條)

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除(第二十二條—第二十四條)

第三章 裁定(第二十五條—第四十八條)

第四章 訴訟(第四十九條—第五十八條)

第五章 罰則(第五十九條—第六十四條)

附則

第一章 組織及び権限

(目的)

第一條 この法律は、土地調整委員会の事務の範圍及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、総理府の外局として、土地調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第三條 委員会は、鉱業又は採石業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、左に掲げる事務をつかさどる。

一 鉱区禁止地域の指定に関すること。

二 鉱業権又は採石権の設定等に関する異議の裁定に関すること。

三 鉱業又は採石業のための土地の使用又は収用に関する異議の裁定に関すること。

(編組)

第四條 委員会は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。

五 職員任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

六 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、刊行し、及び頒布すること。

七 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

八 委員会の公印を制定すること。

九 鉱区禁止地域を指定し、又はその指定を解除すること。

十 鉱業権の設定又は区域の増減に関する異議を裁定すること。

十一 鉱業権の取消に関する異議を裁定すること。

十二 採石権の設定に関する異議を裁定すること。

十三 鉱業又は採石業のための土地の使用又は収用に關する異議を裁定すること。

十四 採石権の設定に関する決定を承認すること。

十五 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き委員会に属せられた権限

(職権の行使)

第五條 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

第六條 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

第七條 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に關する學識経験を有する者のうちから、内閣の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

二 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために内閣の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は経済に關する學識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができ

三 前項の場合においては、任命後最初の国会で内閣の事後の承認を得なければならない。この場合において、内閣の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(任期)

第八條 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員長又は委員は、前任者の残任期間在任する。

二 委員長及び委員は、再任されることができ

第九條 委員長及び委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 禁治産、准禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁以上以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

第十條 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前條各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第十一條 委員長は、委員会の会務を總理し、委員会を代表する。

二 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第十二條 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

二 委員会の議事は、出席者の過半

数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

三 委員会は、第九條第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員

の一致がなければならない。

第十三條 委員長及び委員の給與は、別に法律で定める。

(特定行為の禁止)

第十四條 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をする

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除く外、報酬のある他の職務に従事すること。

三 営利事業を営み、その他金銭の利益を目的とする業務を行うこと。

(規則の制定)

第十五條 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、土地調整委員会規則を制定することができ

(諮問會)

第十六條 委員会は、その職務を公正に行うため、諮問會を開いて、広く一般の意見を聞くことができる。

(報告、調査等)

第十七條 委員会は、關係行政機關に對し、必要な報告、情報若しく

は資料の提出を求めることができる。

第十八條 委員会は、他の行政機關、學校、試験研究所、事業者、事業者の団体又は學識経験を有する者に對し、必要な調査を囑託することができ

は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）の規定に反する方法で行は

なくてはならない。

(国会に對する報告)

第十九條 委員会は毎年内閣総理大臣を経由して、国会に對し所掌事務の處理状況を報告し、且つ、その概要を公表しなければならない。

(事務局)

第二十條 委員会の事務局は、委員会の事務を處理する。

二 委員会の事務局に、事務局員その他の職員を置く。

三 委員会の事務局に置かれる職員は、別に法律で定める。

四 委員会の事務局に置かれる職員中には、鉱業、採石業、農林業その他の産業又はこれらの産業に關する法令についての知識経験を有する者及び弁護士資格を有する者を加えなければならない。

第二十一條 委員会の事務局に置かれる職員は、委員会の事務局に置かれる職員に對し、必要報告、情報若しく

は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第二章 鉱区禁止地域の指定及びその解除

(指定の請求)

第二十二條 各大臣(内閣法(昭和二十二年法律第五号)第三條第一項の規定により行政事務を分担管理する各大臣をいう。以下同じ。)又は都道府県知事は、委員会に対し、一定の地域を鐵道禁止地域として指定することを請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(指定)

第二十三條 委員会は、前條第二項の規定による公示をした後、遅滞なく、通商産業大臣の意見を聞き、聽聞会を開いて一般の意見を求め、土地所有者、土地に關して權利を有する者、鐵道業者、鐵道州國人その他の利害關係人を審問した上、当該地域において鐵道を掘削することが一般公益又は農業、林業若しくはその他の産業と對比して適當でないことを認めるときは、当該地域を鐵道禁止地域として指定する。

2 前項の規定により意見を求められた者は、書面で意見を述べることをできる。

3 第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否するには、その理由を明らかにしなければならない。

4 委員会は、第一項の規定により指定をし、又は指定を拒否したときは、これを指定の請求をした各大臣又は都道府県知事に通知し、且つ公示しなければならない。

5 第一項の規定による指定は、

示の日から三十日を経過した日に、その効力を生ずる。

(指定の解除)

第二十四條 各大臣又は都道府県知事は、委員会に対し、鐵道禁止地域の指定を解除することを請求することができる。

2 第二十二條第二項及び前條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 裁定

(申請の期間)

第二十五條 鐵業法(昭和二十五年法律第 号)第百八十七條又は探石法(昭和二十五年法律第 号)第三十八條の規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分の通知を受けるべき者にあつては処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処分の公示の日から三十日以内にしなければならない。

2 正当な事由により前項の期間内に裁定を申請することができなかつたことを疎明したときは、同項の期間の経過後でも裁定を申請することができる。

(申請の却下)

第二十六條 委員会は、裁定の申請が不適法であると認めるときは、直ちに、これを却下する。

2 前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名押印しなければならない。

3 決定書には、少数意見を附記することができる。

4 委員会は、申請人に決定書の正本を發せしめなければならない。

(申請と処分の執行)

第二十七條 裁定の申請は、処分の執行を停止しない。但し、委員会は、処分の執行により生ずることのある償ふことのできない損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、申立により又は職権で、その執行を停止することができる。

2 前項但書の規定による決定をしたときは、委員会は、申請人、当該処分をした行政機関(以下「処分庁」という。)及び当該処分の相手方に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(申請書の副本の送達)

第二十八條 委員会は、裁定の申請を受理したときは、申請書の副本を処分庁及び関係都道府県知事に送達しなければならない。

(答弁書等の提出)

第二十九條 前條の規定による申請書の副本の送達を受けたときは、処分庁は答弁書を、都道府県知事は意見を委員會の指定する期日までに委員會に提出しなければならない。

(審理手続の開始)

第三十條 審理手続は、第二十八條の規定により、処分庁に申請書の副本を送達することにより開始する。

(審理の期日及び場所)

第三十一條 委員会は、審理の期日及び場所を定め、申請人及び処分庁に通知しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による通知をしたときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公示しなければならない。

(審理の公開)

第三十二條 審理は、公開しなければならない。但し、公益上必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(調査のための処分)

第三十三條 委員会は、事件について必要な調査をするため、事件關係人の申立により又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件關係人又は參考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 文書その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

四 事業場に立ち入り、業務の状況を検査すること。

2 委員会は、相当と認めるときは、委員又は委員會の職員に、前項の処分をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人に呈示しなければならない。

4 第一項第四号又は第二項の規定による検査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四條 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第二百五十八條、第二百五十九條(証拠の申出)及び第二百八十五條から第二百八十九條まで(宣誓)の規定は、

委員會(第三十三條第二項の規定により処分を行う委員又は職員を含む。以下この條中同じ)が事件關係人を審問する手続に、同法第二百五十八條、第二百五十九條(証拠の申出)、第二百七十一條から第二百七十四條まで(証人となる義務)、第二百八十四條から第二百八十五條まで(証言の拒絶)、第二百八十八條から第二百九十一條まで(宣誓)、第三百二條(鑑定人となる義務)、第三百七條(鑑定人の宣誓)、第三百十三條及び第三百十四條(文書の提出)の規定は、委員會が參考人を審問し、鑑定人に鑑定を命じ、又は文書の提出を命ずる手続について、準用する。

2 前項の場合において、「裁判所」とあるのは「土地調整委員會」と、「裁判長」とあるのは「委員長」と、それぞれ読み替へるものとする。

(意見の陳述)

第三十五條 關係行政機関又は利害關係人は、事件について、委員會に対し意見を述べることができ

(参加)

第三十六條 委員会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、裁定の結果について關係のある第三者を當事者として審理手続に参加させることができる。

2 委員会は、前項の場合において、あらかじめ申請人及び当該第三者を審問しなければならない。

第三十七條 關係行政機関は、公益上必要があると認めるときは、委員會の承認を得て、當事者として審理手続に参加することができる。

(代理人)

第三十八條 事件関係人は、弁護士を代理人とすることが出来る。

(調書)

第三十九條 委員会は、事件について、調書を作成しなければならぬ。

2 何人も、土地調整委員会規則の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することが出来る。

(合議)

第四十條 裁定は、委員長及び委員の合議によらなければならない。

(裁定)

第四十二條 裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、委員長及び合議に出席した委員がこれに署名捺印しなければならない。

2 裁定書には、少数意見を附記することができる。

3 委員会は、申請人、参加人、処分及び関係都道府県知事に裁定書の正本を送達しなければならない。

4 裁定は、遅滞なく公示しなければならない。

第四十三條 裁定は、申請人に裁定書の正本が到達した時に、その効力を生ずる。

(裁定の拘束力)

第四十四條 委員会の裁定は、処分庁及び裁定に関係のある行政庁を拘束する。

第四十五條 土地に関する権利の設定及び変更並びに土地の利用法について、左に掲げる法律及びこれに基く命令の規定により行政庁の許可又は認可を要する場合において、委員会による土地の使用又は收用の裁定があつたときは、その裁定の範囲内で当該行政庁の許可又は認可があつたものとみなす。

第五十一條 委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁判所に送付しなければならない。

第五十二條 委員会の裁定に対する訴訟については、委員会の認定した事実を、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

第五十三條 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に對し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることが出来る。

(新しい証拠)

第四十八條 この章に規定するものの外、裁定に関する手続は、土地調整委員会規則で定める。

第四章 訴訟

第四十九條 委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に不服のある者は、裁定書又は決定書の正本が到達した日から六十日以内に、訴を提起することが出来る。

2 前項の期間は、裁定書の正本の送達を受けない者については、第四十二條第四項の規定による公示の日から起算する。

3 正当な事由により第一項の期間内に訴を提起することができなかつたことを證明したときは、同項の期間経過後でも、訴を提起することが出来る。

第五十條 裁定を申請することが出来る事項に関する訴は、裁定に對してのみ提起することが出来る。

(記録の送付)

第五十一條 委員会は、訴状の送達があつた時から三十日以内に、当該事件の記録(事件関係人、参考人又は鑑定人の審問調書その他裁判上証拠となるべき一切のものを含む。)を当該裁判所に送付しなければならない。

第五十二條 委員会の裁定に対する訴訟については、委員会の認定した事実を、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

第五十三條 当事者は、左の各号の一に該当する場合に限り、裁判所に對し、当該事件に関係のある新しい証拠の申出をすることが出来る。

(新しい証拠)

第五十四條 裁判所は、委員会の裁定が左の各号の一に該当するときは、これを取り消すことが出来る。

第五十五條 裁判所が裁定の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又は不当であると認めるときは、これを変更することが出来る。

2 前項の場合には、裁判所は、自ら変更の裁判をし、又は変更すべき点を指示して事件を委員会に差し戻すことが出来る。

(却下の決定の取消)

第五十六條 裁判所は、裁定の申請の却下の決定を取り消したときは、事件を委員会に差し戻さなければならない。

第五十七條 委員会の裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

新しい証拠を取り調べる必要があるとき、自ら取調をし、又は委員会に對し、当該事件を差し戻し、当該証拠を取り調べた上適當な措置をとるべきことを命ずることが出来る。

4 前三項の規定は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第九條の適用を妨げるものではない。

(裁定の取消)

第五十四條 裁判所は、委員会の裁定が左の各号の一に該当するときは、これを取り消すことが出来る。

第五十五條 裁判所が裁定の内容が憲法その他の法令の適用について独断に過ぎ、又は不当であると認めるときは、これを変更することが出来る。

(裁定の変更)

第五十六條 裁判所は、裁定の申請の却下の決定を取り消したときは、事件を委員会に差し戻さなければならない。

第五十七條 委員会の裁定及び裁定の申請の却下の決定に対する訴は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(法務總裁の指揮等の例外)

第五十八條 委員会の裁定又は裁定の申請の却下の決定に対する訴訟については、国の利害に關係のある訴訟についての法務總裁の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第九十四号)第六條第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第五章 罰則

第五十九條 第三十三條第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第六十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りではない。

第六十一條 第三十四條の規定により宣誓した参事人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が当該事件の裁定がある前又は裁判の確定前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することが出来る。

第六十二條 第三十四條の規定により宣誓した事件関係人が虚偽の陳述をしたときは、五万円以下の過料に処する。

第六十三條 参考人又は鑑定人が正當な事由がないのに第三十四條の規定による宣誓を拒絶したときは、五千円以下の罰金に処する。

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 正當な事由がないのに、第三十三條第一項第一号又は第二号、第三十三條第二項第一号又は第二号

第十七條中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

第十八條中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

電波監理委員会 電波監理委員会設置法(昭和二十五年法律第三十三号)

土地調整委員会 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第三十三号)

5 国家行政組織法の一部を次のように改正する。

土地調整委員会設置法案に対する修正案

土地調整委員会設置法案の一部を次のように修正する。

第二十五條第一項中「第三十八條」を「第三十九條」に改める。

土地調整委員会設置法案(内閣提出)

土地調整委員会設置法案(附録に掲載)

(小金義昭君登壇)

○小金義昭君 たいだいま一括議題となりました。鐵業法案外三法案の、通商産業委員会における審議の経過並びに結果について要領を御報告申し上げます。

鐵業法案は、明治三十八年制定以來数十年の久しい間、部分的な姑息な修正を施して来たところの現行法に、今日の時勢に即応するよう根本的に修正

の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者

二 第二十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して虚偽の報告をした者

三 正當な事由がないのに、第三十三條第一項第二号又は第二号

の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者

四 正當な理由がないのに、第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

別表第一の總理府の項中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

特別職の職員に給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 土地調整委員会の委員長及び委員

別表中「電波監理委員会委員長」を「電波監理委員会委員長」に改める。

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者

二 第二十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して虚偽の報告をした者

三 正當な事由がないのに、第三十三條第一項第二号又は第二号

の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者

四 正當な理由がないのに、第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

別表第一の總理府の項中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

特別職の職員に給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 土地調整委員会の委員長及び委員

別表中「電波監理委員会委員長」を「電波監理委員会委員長」に改める。

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

附則

1 この法律は、鐵業法の施行の日から施行する。

2 第七條第一項の規定による委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても、行ふことができる。

3 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣總理大臣の指定するところにより、それぞれ二年、三年、四年又は五年とする。

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の總理府の項中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

特別職の職員に給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 土地調整委員会の委員長及び委員

別表中「電波監理委員会委員長」を「電波監理委員会委員長」に改める。

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は報告をしない者

二 第二十三條第一項第一号又は第二項の規定による参考人に対する処分に違反して虚偽の報告をした者

三 正當な事由がないのに、第三十三條第一項第二号又は第二号

の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、又は鑑定をしない者

四 正當な理由がないのに、第三十三條第一項第三号又は第二項の規定による物件の所有者に対する処分に違反して物件を提出しない事件関係人以外の者

別表第一の總理府の項中「電波監理委員会」を「電波監理委員会」に改める。

特別職の職員に給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 土地調整委員会の委員長及び委員

別表中「電波監理委員会委員長」を「電波監理委員会委員長」に改める。

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

土地調整委員会委員長

するとか、あるいはまた探掘権に三十年の期限が原案には付せられておりましたが、現行法通り無期限にするというふうな修正であります。これらの詳細は、いずれも委員会の速記録に譲ることといいたします。

なおこれらの法律案の可決後、一般鉱業の賠償に関する決議案が全員一致をもつて可決せられたのであります。決議案の要旨は、被害地の原状回復に對する被害者の熱望にこたえるとともに、食糧その他重要物資の生産を確保するためにも、原状を回復するか、少くともその効用を復活せしめることが絶対に必要であります。しかしながら、この費用を鉱業権者に負担せしめることは、鉱業の増進に導くこととなるのであります。さりとて、この種の経費を多少なりとも被害者に課するとは、適正賠償の観点からも断じて許されないと考えてあります。結局国庫の負担においてこれを遂行するほかないのでありますから、政府はすみやかにこれを實現するため、まずその準備委員会をただちに設置して必要な法律を立案すべきであるという趣旨のものであります。

以上をもちまして、簡單ながら委員会の経過並びに結果の報告といたします。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。田代文久君。

(田代文久君登壇)
○田代文久君 私は、日本共産党を代表して、ただいま上程されました鉱業法案外三法案並びに修正案に對しまして断固反対の意を表明するものであります。

鉱業法におきましては、本法によりまして日本の鉱業資源を合理的に開発し、それによつて公共の利益を増すということを目標にいたしておるのでございませうけれども、ただいま上程されました鉱業法案におきましては、断じてこの所期の目的を達することは不可能であります。私が申し上げるまでもなく、この地下資源というものは、日本国の地下に眠つておる、われ／＼国民全体の共有たるべき資源であります。これが現在におきましては、五百数十に余る鉱業権者によつて寸断され、あるいは独占されておるのであります。従ひまして、その生産機構においておれ／＼がロスばかりであります。坑口をあけるにいたしたとしても、あるいは坑道を設置するにいたしたとしても、あるいはその運搬にいたしたとしても、電力を配分するにいたしたとしても、実に膨大なロスが出ておるのであります。技術の導入によつてこの鉱業資源を有効に開発するといひますけれども、これらの問題が解決しない限りにおきましては、これは天井打ちをするのであります。

従ひまして、現在の資本家的の方法によりましてこの合理的な探掘方法なるものは、ひたすら労働者大衆に對する圧迫となつて現われておるのであります。すなわち、首切り、労働賃金の切り下げ、長時間労働ということになつております。一例をあげますと、たとえば炭鉱労働のごときは、三井、大牟田あるいは長崎等におきまして、長期の囚人をもつて坑内労働に充てておることは、皆さん方御承知の通りであります。この伝統は、依然として、とうとうとして続いておるのである。

現在の炭鉱労働者の生活なるものは、いかに悲惨な状態になつておるか。われ／＼が現在ここで話をしておきますこの瞬間におきまして、地下数千人におきまして、労働者大衆は、あるいは落盤の危険にさらされ、多数のけが人を出しておるのであり、炭鉱労働者の住宅は、今もつて納屋という言葉でもつて表現されておるのであります。納屋という言葉は、これは人間の入る住宅にはつけないので、きい名前でありまして、馬小屋とか、牛小屋とかいう、そういう意味においてであり、いかに現在炭鉱労働者が悲惨な状態に追い込まれておるかということが、これ自体によつてはつきりわかつておるのであります。従ひまして、われ／＼がこれらの地下資源を合理的に開発し、あるいは公共の福祉を増進させるという目的を達成させますためには、われ／＼が絶えず主張しておりますように、これらの重要産業は、国民管理の方式のもとに鉱業法なるものを立てなければ解決しないということを主張するのであります。これは、これが反対の理由の第一点であります。

第二点といたしましては災害賠償規定の問題でございますが、現在この災害賠償規定なるものは、あくまでも資本家本位につくられておるのであります。被害者大衆は数万人に達しており、その被害被害は、特別被害あるいは一般被害を含めまして二百数十億という膨大な額に達しておるのであります。これは前々国会から、実に重大なる問題として、地元民諸君からもごうごうたる陳情その他運動が展開されたのでありますけれども、この鉱業法におきましては、それらの輿論を無視

し、依然として明治三十八年に制定された鉱業法の金銭賠償をもつて基本原則としておるのであり、原状回復の線はちつとも出ておらない。しかも賠償請求権というものは、これは時効によつて消滅させるとか、あるいは賠償打ち切りというやうなひどい規定も出ておるのであります。断じてわれ／＼はこれに反対せざるを得ない。従つて、われ／＼は依然として、これまた国民管理により、そうして災害賠償なるものを國家、社會が保障するという線が出ないことには、きいさつぱりにならないということをはつきり主張するのであります。これが反対の第二点。

第三点といたしましては、これはこの鉱業法の生命線とも申すべき最も重要な規定でございますけれども、すなわち第十七條——現行鉱業法によりますと、これは明治三十八年に制定されたのであります。日本帝國の臣民並びに日本帝國法人でなければ鉱業権を所有することができないということになつておつたのであります。もちろん帝國という言葉はよくないのでありますから、これはとつてもいい。けれども、現在提出されております鉱業法案におきましては、但書をつけたのであります。すなわち「但し、條約に別段の定めがあるときは」この限りにあらずという但書をつけたのであります。その内容は、すなわち日本の鉱業権は、今まで断じて外国人並びに外國の資本家に持たしてはならないということになつておりましたのを、今度の鉱業法におきましては、外国人といへども、この日本領土の正味どこである、牛のくら下に當る部分、こ

の鉱業権を外國人が持つてもよろしいという但書をつけたのであります。アメリカの死んだルーズベルトといへども、ブラジルにおきまして、外國の資本がこの國の産業を支配しておるといふやうなことになるならばアメリカには革命が起るであらうといふことを言つたのであります。こゝろに日本國の全産業といふものが外國の大資本家によつて自由自在にされるという状態に置かれております現状におきまして、日本においては何で革命が起らないか。革命を起すことは、そつちのけにしまして、現在の吉田内閣並びに資本家階級は、あくまでもこれを外國のために提供するという形態をもつておるのであります。すなわちこの鉱業法案は、明らかに植民地的搾取法である。われ／＼日本人にとりましては最も屈辱的な法案であると断定せざるを得ないのであります。(拍手)

これを要するに、これらの全法案並びに修正案は、一方におきまして外國に日本の資本どころを提供し、まさに現在展開されておりますところの朝鮮動亂を転機といたしまして、これらの世界資本主義、帝國主義あつての臨時休戦、その準備のために、日本の地下資源といふものをこの戦時体制に動員する、そのために最も有効な法律であるといふことが断定できるのであります。かくのごとき意味から、わが共産党は断固反対するものであります。(拍手)
○副議長(岩本信行君) これにて討論は結局いたしました。
四案を一括して採決いたします。四案の委員長の報告はいずれも修正であります。四案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて四案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案(内閣提出)

国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出)

○議事録司書 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案、国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件、右両件を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案、国有財産法第十三條の規定に基き、国会の議決を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長夏堀源三郎君。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案

官報号外 昭和二十五年十二月八日

目次

第一章 總則(第一條-第二條)
第二章 年金受給者のための特別措置(第三條-第七條)

第三章 連合会の業務(第八條-第十六條)

第四章 年金受給者等の権利の確保(第十七條-第二十一條)

第五章 雜則(第二十二條-第二十四條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一條 この法律は、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九號)以下「共済組合法」という。

の規定による共済組合連合会(以下「連合会」という。)をして旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会(以下「共済協会」という。)及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理せしめるとし、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との権衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄入職共済組合(以下「日本製鉄入職共済組合」という。)からの年金受給者のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。

(外地関係共済組合の定義)

第二條 この法律において「外地関係共済組合」とは、もとの外地関係の政府職員共済組合のうち年金給付を行つていたので、左に掲げる命令の規定に基いて組織されたものをいう。

一 朝鮮總督府通信官共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十七號)

二 朝鮮總督府交通局共済組合令(昭和十六年勅令第三百五十八號)

三 台湾總督府警務局共済組合令(大正十四年勅令第二百四十四號)

四 台湾總督府警務局共済組合令(昭和五年勅令第五十九號)

五 台湾總督府交通局通信共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十六號)

六 台湾總督府交通局鉄道共済組合令(昭和十六年勅令第二百八十七號)

第二章 年金受給者のための特別措置

(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継)

第三條 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を承継する。

2 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令(昭和十五年勅令第九百四十七號)に基く命令の規定により負担した、又は負担すべきであつた年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廃止の件(昭和二十年勅令第六百八十八號)附則第一項の規定に基く主務大臣の措置により消滅したものを消滅しなかつたものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基き支給した一時金があるときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務(昭和二十六年一月以後の期間に係る年金支給の義務)については、第六條の規定による改定後の年金支給の義務)は、履行されたものとみなす。

3 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして負担した一時金支給の義務でこの法律施行の日までに履行されてい

ないものは、その日において消滅したものとみなす。

(外地関係共済組合に係る年金の支給)

第四條 連合会は、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したものの年金受給者に対し、当該指定の日以後当該共済組合が支給すべき年金を支給する。

2 前項の年金及び年金受給者のうちには、第二條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者を含むものとする。

3 第一項の規定により年金を支給すべき者は、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四號)の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦(本州、四国、九州及び北海道並びに大蔵省令で定めるその附屬の島をいう。以下同じ。)内に住所又は居所を有する者に限る。

4 大蔵大臣は、外地関係共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明らかになつたものから第一項の指定をするものとする。

(前二條の年金の支給に関する調整)

第五條 連合会が第三條の規定により承継した義務に基き、及び前條第一項の規定により支給すべき年金のうち、共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それぞれ同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金の支給の例による。

2 連合会は、前項に規定する年金の支給の義務が消滅した場合において、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合に同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

(年金額の改定)

第六條 連合会は、第三條の規定により承継した義務に基き、及び第四條第一項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十六年一月以後、共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当するものについては第一号に掲げる額に、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

一 当該年金の算定の基準となつた俸給に對する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金、廃疾

年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額

二 当該年金の算定の基準となつた俸給に對する別表の仮定俸給を俸給とみなし、且つ、それ

ぞれ旧陸軍共済組合、共済協会又は外地關係共済組合が支給した当該年金に相當する年金の算定の例及び第三項の規定により算定した額

2 前項第一号の場合において、同号の年金のうちその支給の條件又は額の算定の基準について共済組合法の規定による退職年金、疾病年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大蔵大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして、同法の規定を適用する。

3 公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金については、その年金の額算定の際俸給月額に乘すべき月数を労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）第二項の規定に基き大蔵大臣が定めた基準に従つて改定する。

（日本製鉄入籍共済組合に対する金額の交付）

第七條 国は、日本製鉄入籍共済組合が、当該共済組合からの年金受給者のうち、昭和九年一月三十一日以前に発生した給付事由に基き年金の支給を受ける者に対して支給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合には、当該共済

組合に對し、その年金の額の改定に因り必要となる責任準備金の増額分に相當する金額を交付する。

2 前項に規定する年金の額の改定に因り必要となる責任準備金の増額の計算については、大蔵大臣の定めるところによる。

3 第一項の金額は、日本製鉄入籍共済組合が同項に規定する年金の額の改定をした場合において、その請求に基き一時に交付するものとする。

第三章 連合会の業務

第八條 連合会は、共済組合法の規定による業務の外、左に掲げる業務を行う。

一 第三條の規定により承認した義務に基き、年金及び一時金を支給し、その他その承認した債務の整理をすること。

二 第四條の規定による年金及び一時金を支給すること。

三 前二號の業務に附帶する業務（定款の変更）

第九條 連合会は、この法律施行の後、遅滞なく、大蔵大臣の認可を受けて、前條の規定による業務を行うこととなつたのに伴ひ必要とされる定款の変更をしなければならない。

（会計）

第十條 連合会は、第八條の規定による業務に関する会計については、共済組合法の規定による業務に関する会計と区分して、これを管理しなければならない。

第十一條 国は、予算の定めるところにより、連合会に對し、第八條

第一号及び第二号に規定する年金及び一時金の支給その他その承認した債務の履行に要する費用並びに同條に規定する業務の執行に要する費用に充てるため必要な金額を交付する。

2 前項の金額は、毎年度分を四分して、各四半期の期間中に当該四半期分を交付するものとする。

第十二條 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する收支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する決算において剰余金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに國庫に納付しなければならない。

3 連合会の第八條の規定による業務に関する会計についての細目の事項については、前二條及び前二項に定めるものを除く外、大蔵大臣が定める。

（監督）

第十三條 連合会の第八條の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2 連合会は、大蔵大臣の定める手続により、毎月末日現在における第八條の規定による業務に関する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、毎年少くとも一回部下の職員をして連合会の第八條の規定による業務及び当該業務に関する会計について監査させるものとする。

（特定財産の国への帰属）

第十四條 連合会が第三條第一項の規定により承認した財産のうち連合会が第八條の規定による業務を執行するために必要でない認め大蔵大臣が指定したもの、その指定の日において、国に帰属するものとする。

（無料証明）

第十五條 連合会及び連合会から第八條第一号又は第二号に規定する年金又は一時金の支給を受けるべき者は、これらの年金又は一時金の支給に關し必要な範圍内において、国又は地方公共団体の権限のある機關に對し、無料で証明を求めることができる。

（非課税）

第十六條 連合会が支給する第八條第一号及び第一号に規定する年金及び一時金については、共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相當する年金及び一時金を除く外、これを標準として、租税その他の公課を課さない。

2 連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金に關する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

3 連合会が第三條第一項の規定により承認した不動産の取得の登記については、登録税を課さない。

第四章 年金受給者等の権利の確認

（公告）

第十七條 連合会は、第三條の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の權利義務を承継した後、並びに第四條の規定により外地關係共

済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなつた後、遅滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受ける權利を有する者に対し、一定の期間内に証書類を添えて連合会に對し当該權利の確認を求めるとの申出をすべき旨の公告をしなければならない。但し、その期間は、三月（連合会がその權利義務を承継し、又は第四條の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日から三月）を下ることができない。

2 前項の規定による公告は、時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならない。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会に係る年金又は一時金の支給を受ける權利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

3 第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける權利を有する者が同項の期間内に申出をしないときは、第十八條第一項の規定による權利の確認が得られないため第二十條の規定の適用を受けることがあるべき旨を附記しなければならない。

（權利の確認）

第十八條 連合会は、前條第一項の規定による公告に應じて權利の確認を求めるとの申出をした者に対し、その提出した証書書類その他連合会の調査した資料に基いて、その者が真正の權利者であるか否か並びにその者が真正の權利

者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確認しなければならぬ。

2 連合会は、前條第一項の規定による公告に於いて権利の確認を求めた者以外の者で同項の期間内に申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基き、前項の規定に準じてその者の権利を確認することができ

(年金証書の交付)

第十九條 連合会は、前條の規定により引き続き年金の支給を受ける権利の確認をした者に対しては、当該年金に関する証書を作成して交付しなければならない。

2 連合会は、前條の規定による権利の確認を受けた者が旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合の発給に係る年金に関する証書を有するときは、これを返納させなければならない。

(年金又は一時金の受給権利者)

第二十條 連合会は、第十八條の規定による権利の確認を受けた者以外の者に対しては、第三條及び第四條の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わな

(細目)

第二十一條 第十八條の規定による権利の確認及び第十九條第一項の規定による年金に関する証書の作成、交付、書換、再交付等に関する細目的事項については、大蔵大臣が定める。

第五章 雑則

(事務の委任)

第二十二條 大蔵大臣は、第四條第四項の規定による外地関係共済組合に関する調査の事務を連合会に行わせることができる。

2 連合会は、前項の規定により委任された調査を行うため、第十七條の規定に準じて外地関係共済組合に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、当該権利の申出をすべき旨の公告をすることができ、この場合においては、当該公告には、当該公告が第三項の規定により第十七條第一項の規定による公告とみなされ、同條第三項に規定するところと同様の結果となることあるべき旨を附記しなければならない。

3 連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果に基いて大蔵大臣が第四條第一項の指定をしたときは、連合会は、当該公告を第十七條第一項の規定による公告とみなして当該公告に於いて権利の申出をした者に対し第十八條第一項の規定による権利の確認をすることができ、

(時効の特例)

第二十三條 左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日から第十七條第一項の規定による公告(前條第三項の規定により権利の確認をする場合には、同條第二項の規定による公告)に於いて権利の申出をすべき期間終了の日までは、進行しないものとする。

一 旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二 昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利

三 外地関係共済組合から年金の支給を受ける権利

2 前項各号に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令若しくは第二條各号に掲げる命令に基づく命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

(退職年金とみなす場合)

第二十四條 連合会から共済組合法の規定による退職年金に相当する年金の支給を受ける者が、同法の規定による共済組合の組合員となつた場合には、同法第四十條の規定の適用については、その者の受ける年金は、同法の規定による退職年金とみなす。その者が日本国憲法(昭和二十三年法律第二百五十六号)その他の法律において準用する共済組合法の規定による共済組合の組合員となつた場合にも、また同様とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 将来外地関係共済組合に帰属することが確定的となつた資産のうち、連合会が第四條の規定により支給すべき年金及び一時金に係る責任準備金の金額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。

3 連合会は、第三條第一項の規定により共済協会から承継した施設のうち第八條の規定による業務以外の業務の用に供せられるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の外、引き続き当該施設を利用して当該業務を行うことができる。

4 第九條、第十條、第十二條第一項及び第三項並びに第十三條の規定は、連合会が前項の規定による業務を行う場合に準用する。この場合において、これらの規定中「前條の規定による業務」とあるのは「附則第三項の規定による業務」と、第十二條第一項中「収支計算書」とあるのは「財産目録、貸借対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 連合会が附則第三項の規定による業務を行う間は、第十四條中の業務は、第十四條中

「第八條の規定による業務」とあるのは、「第八條及び附則第三項の規定による業務」と読み替えるものとする。

6 共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合において、法人の解散及び清算に関する民法(明治二十九年法律第八十九号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の規定は適用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、直ちに共済協会の事務所所在地の登記所に、その解散の登記を嘱託しなければならない。

8 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し第二十四條の規定を適用する場合においては、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において第二十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

別表

年金の算定の基準となつた係給	仮定俸給	年金の算定の基準となつた係給	仮定俸給
五〇	三、八五〇	二五	八、一〇〇
五五	四、一五〇	一三三	八、七〇〇
六〇	四、四五〇	一四二	九、三〇〇
六五	四、七五〇	一五〇	九、九〇〇

国有財産法第十三條の規定に基き、
国会の議決を求めるの件(内閣提出)
に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔夏堀源三郎君登壇〕

○夏堀源三郎君 たいだいま議題となり
ました旧令による共済組合等からの年
金受給者のための特別措置法案につ
いて、大蔵委員会における審議の経過並
びに結果を御報告申し上げます。

恩給及び一般の共済組合の年金は、
終戦後の給與改訂に伴ひまして逐次そ
の額が改訂引上げられて参つたのであ
りますが、旧陸海軍共済組合、外地共
済組合等の年金は従前のままです。置か
れ、これら共済組合の年金受給者の現
在の窮状は見るに忍びないものであり
ます。従ひましてこの法案は、これら
共済組合の年金受給者の年金を改訂し
て恩給及び一般共済組合の年金との権
衡をはかり、もつてこれら年金受給者
の生活安定に資せんとするものであり
ます。

備金の増額分に相当する金額を一時に
同共済組合に交付することとしたた
ことであります。

この法案は、十二月四日、本委員会
に付託せられ、ただちに政府委員より
提案理由の説明を聴取しました後、同
日及び翌五日の二日間にわたり質疑を
行ひ、慎重審議を続けたのであります
が、質疑応答の詳細につきましては速
記録に譲ることいたします。

次いで、昨六日質疑を打ち切り、本七
日討論採決に入りましたところ、西村
直巳委員は自由党を代表しまして、特
に日本製鉄入籍共済組合の組合員のう
ち官業時代、民営時代にわたる年金受
給者につきましても、官業時代の年金
受給者と同様に取扱ふことが出来るよ
う近い将来補正の立法措置を要望しま
して賛成の旨を述べました。川島委員
は社会党、岡田民平委員及び共産党を代
表しまして、同じく日本製鉄入籍共済
組合について政府においてすみやかな
る措置を講ずることの條件を付し賛成
の旨討論せられました。次いで採決い
たしましたところ、起立議員をもつて
原案の通り可決されました。

次に国有財産法第十三條の規定に基
き、国会の議決を求めるの件につき御
報告申し上げます。

本件は、第八十七代四條天皇の月輪
陵外六十八基の陵墓の所在地として皇
室用財産に残されていたもののうち、
土地二千五百七坪を月輪中学校の敷地
として、また九千四百二十五坪を日吉
ヶ丘高等学校の建築敷地として、その
用途を廃止しようとするものでありま
す。これは京都市から開放の申請がな
されていたものでありまして、いづれ
も陵墓の所在地から相当の距離があ

り、孤立した飛地でありまして、これ
を用途廃止しても陵墓管理上支障がな
いと認められ、昭和二十五年八月二十
三日、皇室経済法第一條第二項の規定
に基き皇室經濟會議の議を経たもので
あります。

以上が本件の内容並びに提出になり
ました趣旨であります。本件は、昨
六日大蔵委員会に付託せられまして、
政府委員より提案理由の説明を聴取
し、二、三の質疑が行われました後、
討論を省略して採決いたしましたところ、
全会一致をもつて可決すべきものと
議決いたしましたのであります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 採決いたしま
す。兩件は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて兩件は委員長報告の
通り可決いたしました。(拍手)

全国選挙管理委員会法の一部を
改正する法律案(倉石忠雄君外
七名提出)

○議長(倉石忠雄君) 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、倉石
忠雄君外七名提出、全国選挙管理委員
会法の一部を改正する法律案を議題と
なし、この際委員長長の報告を求め、そ
の審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議
に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法案(内閣提
出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
国有財産法第十三條の規定に基
き、国会の議決を求めるの件
国有財産法第十三條の規定に基
き、国会の議決を求めるの件
左記皇室用財産の用途廃止につ
いて、国有財産法(昭和二十三年法律
第七十三号)第十三條の規定によ
り、国会の議決を求める。

記

- 一、所 在 京都市東山区泉涌
寺山内町五番地
同 今熊野悲田院
山五番地の一
同 泉涌寺山内町
二七番地
一、口 座 名 泉山陵墓地
一、区分、数量 土地 二二、〇九
及び価格 坪 七二、五
五二円

備考
一年金の算定の基準となつた俸給が五〇円未満のときは、その俸
給の七七倍に相当する金額(四位数未満の端数は切り捨てる。)を仮
定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の七五・
〇七倍に相当する金額(四位数未満の端数は切り捨てる。)を仮定俸
給とする。
二 年金の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のと
きにその俸給相当額がこの表記載の額に合致しないものについて
は、その直近多額の俸給に對應する仮定俸給とする。

七〇	五、〇五〇	一五八	一〇、五〇〇
七七	五、三三〇	一六七	一一、一〇〇
八三	五、七〇〇	一七五	一一、七〇〇
九〇	六、一〇〇	一八三	一二、五〇〇
九七	六、五〇〇	一九二	一三、三〇〇
一〇三	六、九〇〇	二〇〇	一四、一〇〇
一一〇	七、三〇〇	二一七	一五、二〇〇
一一七	七、五〇〇	二三三	一六、二〇〇
一二〇	一七、二〇〇	三〇〇	二一、五〇〇
二六七	一八、三〇〇	三二七	二二、九〇〇
二八三	二〇、一〇〇	三三三	二五、〇〇〇

する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事河原伊三郎君。

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案

改正する法律
全国選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「九人」を「七人」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年十二月二十二日から施行する。但し、改正規定による委員及び予備委員の指名に関する手続は、この期日より前に、行ふことができる。

全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案（倉石忠雄君外七名提出）に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

【河原伊三郎君登壇】

○河原伊三郎君 たいま議題となりました全国選挙管理委員会法の一部を改正する法律案の、地方行政委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本改正案は、衆議院議員倉石忠雄君外七名提出にかかるとありまして、その内容は、昭和二十二年に制定せられた全国選挙管理委員会法のうち、第五條第一項に定められている全国選挙管理委員の定数を九名から七名に減員し、これを昭和二十五年十二月二十二日から施行せんとするものであります。

本改正を行う趣旨は、近來行政機構のうちに委員会制度を設ける事例が増大しつつあるのであるが、これら委員会のほとんどすべてが、最大七名程度の委員をもつて構成されている現状にかんがみ、これらとの均衡を考慮するとともに、行政機構の簡素化並びに経費の節減によつて国民負担の軽減に資せんとするものであります。

本法案は、十一月三十日、本委員会に付託せられましたので、十二月六日、提案理由の説明を聴取し、一、二の質疑応答がありました。適切な措置であることに異論なく、本日討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて可決せられたのであります。

右御報告申し上げます。（拍手）
○副議長（岩本信行君） 採決いたしました。本案は委員長の報告の通り決するに御異議ありませんか。

【異議なし（と呼ぶ者あり）】
○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院運営委員長提出）

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 福永君の動議に御異議ありませんか。

【異議なし（と呼ぶ者あり）】
○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提出者の趣旨を明らかにします。議院運営委員長河原伊三郎君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「四万円」を「六万円」に、「三万二千円」を「四万八千円」に、「二万八千八百円」を「四万三千円」に改める。

第十條中「九千円」を「一万二千元」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

【河原伊三郎君登壇】

○河原伊三郎君 たいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に説明いたします。なおこの際、特にこの提案理由を説明するにあたりまして、今朝の運営委員会における共産党の不信行為についてもあわせて私は説明いたします。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 河原君の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

費は、今回内閣総理大臣を初め国家公務員の給与が改正されるにあたり、これに対応いたしました。この改正案を提出した次第であります。

その金額は、議長は内閣総理大臣及び最高裁判所長官と同額の六万円、副議長は国務大臣と同額の四万八千円と、議員は国会法により一般官吏の最高の者より少くはできません。から、各省次官の俸給と比較いたしましたのでございます。また議員秘書の給料は現在月額九千円ありますが、その職務にかんがみ、今回の給与改善に对应いたしました。各省秘書官の増率にならつて月額一万二千元ということにいたしました。なお歳費及び秘書の給料の増額は、ともに明年一月一日から実施することとしたのでございます。

本案は、今国会の勢頭より議院運営委員会の問題となつておりました。先般、本会議におきまして給與ベースの改訂をいたしました。現在までの議員の歳費は、今日までの賃金ベースにはスライドしておりません。今日までの、改正前の賃金ベース、その前のベースにスライドしておつたのであります。しかし、今回は多数の賛成を得まして、賃金ベースが御承知のごとく改訂せられました。国会法の規定によりまして、われわれ議員は一般公務員よりも少く歳費をとつてはならないことになつておるのであります。それは国会法上の決定でございます。いかんともなしたくない。そこで、このことを審査するにあたりまして、まず議院運営委員会の職務小委員会がこの原案を作成したのでございますが、職務

小委員会というのは、各党ごとごとく代表者を出しておりました。その上親切にも二、三人よりおらぬという小会派などからもオブザーバーとしてこの会議に出席することを認めております。

この会議におきまして、事務局より懇切なる説明等がございまして、満場一致をもつて本案の原案を確定いたしました。その際、日本共産党からも代表者が出て、異存なくこれに賛成したのでございます。（発言するものあり）

職務小委員会の作成原案を取上げまして、先般議院運営委員会におきまして、これまた満場一致の賛成を得て本案を決定いたしました。（発言するものあり）日本共産党の代表者も出ておつたのであります。

しかるに本日、この案の提案の取扱について協議いたしました際、共産党の林君が——そこにおります林君が、議院運営委員会に突如として現れました。林君は、諸君御承知のように、運営委員会ではとくし問題を起こす人で、先般も、つい二、三日間も、運営委員会の議事運営に妨害を興うるがごとき行動があつて、その間暴力などもあつた。どういふうしかけであつたか、たちまちにしてこの洋服の袖をはがれたという人だ。

【発言する者多し】
○副議長（岩本信行君） 御静慮に願います。

○河原伊三郎君（終） これは時間の制限がないのですから、ゆつくり説明いたします。（拍手）林君は、本日突如として運営委員会に出席せられて、これまで運営委員会において原案作成に共産党は賛成しておきながら、突如として本案に反対の意を表明した。聞くとこ

る。と、林君は何んでも弁護士をもつて職業としておられるので、多少法律ぐらゐはおわかりになるかと思つておりましたが、これはまた意外のこととでございまして、衆議院規則百五十六條の、議員は表決をかねることができないという規定を無視して、前回までの運営委員会で賛成しておつた本案に反対をした。なぜ反対をしたのか。ここに私がわざ／＼本演壇に立つて趣旨を弁明せざるを得ない理由がある。

(拍手)
 とも／＼日本共産党は、の指導のもとに、世界赤化運動の一環として彼らは存在する。(拍手)従つて日本の憲法は、憲法制定当時より彼らは反対であります。従つて、日本の憲法に服従することができないなら、憲法の條章に基くところの議員などになるというところがそも／＼こつていふ。(拍手)何のために諸君は議員となつたのか。それは單に社会を救済し、この国会を通じて革命行動の宣伝をやりたいというところではないか。(拍手)遂に先般は、徳田球一、野坂参三その他の者は追放せられた。日本の國法を輕視し無視する共産党は、これまた單法千万にも地下にもぐりこんで、もぐらのごとき行動をなしてゐる。

今回もまた國會法に矛盾して、本案に突如反対したゆゑんのものは、先般来、議員歳費の増額に關して、一、二の新聞に、これに批判的の記事が、わずかばかりでありましたが出ておりました。共産党はこれをのがさない。これをとらえてはかの議員はみんな歳費値上げに賛成するだらうが、共産党だけは、労働者の味方だから、歳費をあまり上げることには反対だ、という態度を見せたい。——しからは諸君に聞か。

(発言する者多し)
 ○副議長(岩本信行君) 御静謐に願ひます。

○議長(三郎君) われ／＼は新憲法以来、再々歳費を上げました。そのたびごとに、共産党は文句を言わずに、われ／＼と同様歳費を受取つてゐる。今回は、おそろくこれほど堂々反対したのであるから、一月からこの法律を實施せられても、諸君は今日の二万八千円がまんなさる所存と私は想像する。(拍手)

諸君、常に彼らの欺瞞行動はかくのごとし。大道にルンペンのような大家を集めてアジア演説などをやる場合には、これでも中には拍手する者もあるかも知れないが、事いやくも國會の議事堂内において、四百名に余る國家の選良を目前にして欺瞞政策をやらんとしても、それはだめだ。(拍手)しかも、徳田や野坂や神山がいれば、もつと上手な反対をするのだが、今残つてゐる連中は、

——。(発言する者多し)——という者は、まるで共産党でも 同機なんだ。(拍手)ことに、もし

が成功したとならば、そんな場合には、これらは追放される組なんだ。ほんとうの共産党は、こんな者を相手にしておらぬのです。そうして腹の中では金をほしがり、人の前ではいふらぬと言ふ。実に彼らの行動と言論とはかくのごとし。

私は、あらゆる委員会における君らの発言を始終熱心に聞いておるが、言ふことが、ことごとく支離滅裂なんだ。ことごとく大家におもねるがごとく、しからずんば虚偽、欺瞞を連ねて社会を誑かすのがごときこの行動——一体、日本共産党というものを合法政

党と認めておくことに私は反対だが、これを非法にしてしまふと、われわれは彼らの眼前で彼らを批判することの機会を失するから、心ならずも許しておくのです。こういう方が國會に出入りするようになってから、國會の品位はとみに下落いたしました。國會議員にして、汚物を頭から投げかけられるような議員さえ出て来た。かつて日本の國會議員で、あんな不潔なものを頭からかけられた者は一人もない。

この一團體ができてから、常に國會はかくのごとき不祥事件を見るに至つたのであります。(拍手)われらは、彼らをこの席上に残しておいて、これから先は遠慮せぬ、端から、かれらの欺瞞政策を暴露して、大家とともに共産党の正体といふものをほんとうに把握してかからぬと、これはたいへんなことになりま。

諸君、私に今回の議員歳費の値上げ、旅費手当、秘書の手当の増額に關する共産党の卑劣千万なるこの行動を取上げて、第九國會における当初から今日までの共産党の欺瞞政策の總ざら

いとして、本日はこの言をなしておるのであります。(拍手)特に法律家をまつて任する林君のごときは、この問題の趣旨弁明にこの難能が立つというところを聞いたら、人の前では大言をあげておるのに、こゝ／＼と私の席上へ来て妥協を申し込んでゐる。これが共産党の卑劣なところだ。(拍手)反対なら、なぜ堂々と反対せぬのか。軽くやつてくれるなら、われ／＼の方も考えます、あまり大きな声でやつてくれる

な、と泣きついて来ておるのです。(うそを言うな)と呼ぶ者あり(笑)裏に見下げ果てた心事ではないか。愚劣、——、下等、——、言語に絶するの行動であると私は思います。

特に議員歳費値上げの絶好のチャンスをとらえて、もつて共産党以外の各議員諸君と、ここにあらためて共産党に対する認識を深め、彼らの欺瞞的行動に對して監視の目を怠つては相ならぬといふことを強調いたしました。本案の趣旨にかんがみ、ただいま趣旨弁明いたしましたる本案には、共産党以外全部の御賛成を期待いたしましたして降壇する次第であります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) ただいまの推龍君の発言中不穩當の言辭があれば、速記録を取調べの上、適當の処置を講じます。

ただいま林百郎君から一身上の弁明のため発言を求められておりますが、これは適當の機会に許します。(発言する者多し)

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
 ○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

昭和二十五年産米価に關する緊急質問(足置君提出)
 ○議長(足置君提出) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、足置君提出、昭和二十五年産米価に關する緊急質問をこの際許可せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和二十五年産米価に關する緊急質問、許可いたします。足置君。

(足置君登壇)

○足置君 私は、日本社会党を代表いたしまして、昭和二十五年産米価について、われ／＼の米価に對する基本的な態度並びに主張を明確にしつゝ、以下五項目につきまして、政府の所信をたださんとするものであります。

まず第一に生産者価格についてであります。およそ再生産を保障する米価とは、生産農民が絶対に譲ることのできない最低限の要求でありまして、今日までこれを要求し続けて参たのであります。が、この農民の生産、生活防衛の最低限の、きわめて謙虛なる要求に對しまして、政府が農民に與えたものは強權供出と低米價政策のみであつたことは、あらためて指摘するまでもない、天下周知の事實であります。しか

るに、昭和二十四年よりドッジ安定政策が生み出したのが國經濟循環の變調と、さらに外國食糧の大量輸入とは、相互にからみ合つて農民經濟を窮乏の一途に追い込み、政府がわが國農業の維持存立を必要とする限り、従来の農産物價格政策は、ここに重大なる転換期に到来したといわなければならぬのであります。すなわち、農民經濟が單なる價格政策によつてのみ、その所得の安定を得ることの困難であることはもちろんであります。が、價格政策は、またそれ自體の政策目的を農民所得の安定と向上に指向しなければならぬのであります。農民が主張

する第一に生産者価格についてであります。およそ再生産を保障する米価とは、生産農民が絶対に譲ることのできない最低限の要求でありまして、今日までこれを要求し続けて参たのであります。が、この農民の生産、生活防衛の最低限の、きわめて謙虛なる要求に對しまして、政府が農民に與えたものは強權供出と低米價政策のみであつたことは、あらためて指摘するまでもない、天下周知の事實であります。しか

るに、昭和二十四年よりドッジ安定政策が生み出したのが國經濟循環の變調と、さらに外國食糧の大量輸入とは、相互にからみ合つて農民經濟を窮乏の一途に追い込み、政府がわが國農業の維持存立を必要とする限り、従来の農産物價格政策は、ここに重大なる転換期に到来したといわなければならぬのであります。すなわち、農民經濟が單なる價格政策によつてのみ、その所得の安定を得ることの困難であることはもちろんであります。が、價格政策は、またそれ自體の政策目的を農民所得の安定と向上に指向しなければならぬのであります。農民が主張

する第一に生産者価格についてであります。およそ再生産を保障する米価とは、生産農民が絶対に譲ることのできない最低限の要求でありまして、今日までこれを要求し続けて参たのであります。が、この農民の生産、生活防衛の最低限の、きわめて謙虛なる要求に對しまして、政府が農民に與えたものは強權供出と低米價政策のみであつたことは、あらためて指摘するまでもない、天下周知の事實であります。しか

るに、昭和二十四年よりドッジ安定政策が生み出したのが國經濟循環の變調と、さらに外國食糧の大量輸入とは、相互にからみ合つて農民經濟を窮乏の一途に追い込み、政府がわが國農業の維持存立を必要とする限り、従来の農産物價格政策は、ここに重大なる転換期に到来したといわなければならぬのであります。すなわち、農民經濟が單なる價格政策によつてのみ、その所得の安定を得ることの困難であることはもちろんであります。が、價格政策は、またそれ自體の政策目的を農民所得の安定と向上に指向しなければならぬのであります。農民が主張

する第一に生産者価格についてであります。およそ再生産を保障する米価とは、生産農民が絶対に譲ることのできない最低限の要求でありまして、今日までこれを要求し続けて参たのであります。が、この農民の生産、生活防衛の最低限の、きわめて謙虛なる要求に對しまして、政府が農民に與えたものは強權供出と低米價政策のみであつたことは、あらためて指摘するまでもない、天下周知の事實であります。しか

るに、昭和二十四年よりドッジ安定政策が生み出したのが國經濟循環の變調と、さらに外國食糧の大量輸入とは、相互にからみ合つて農民經濟を窮乏の一途に追い込み、政府がわが國農業の維持存立を必要とする限り、従来の農産物價格政策は、ここに重大なる転換期に到来したといわなければならぬのであります。すなわち、農民經濟が單なる價格政策によつてのみ、その所得の安定を得ることの困難であることはもちろんであります。が、價格政策は、またそれ自體の政策目的を農民所得の安定と向上に指向しなければならぬのであります。農民が主張

する第一に生産者価格についてであります。およそ再生産を保障する米価とは、生産農民が絶対に譲ることのできない最低限の要求でありまして、今日までこれを要求し続けて参たのであります。が、この農民の生産、生活防衛の最低限の、きわめて謙虛なる要求に對しまして、政府が農民に與えたものは強權供出と低米價政策のみであつたことは、あらためて指摘するまでもない、天下周知の事實であります。しか

るに、昭和二十四年よりドッジ安定政策が生み出したのが國經濟循環の變調と、さらに外國食糧の大量輸入とは、相互にからみ合つて農民經濟を窮乏の一途に追い込み、政府がわが國農業の維持存立を必要とする限り、従来の農産物價格政策は、ここに重大なる転換期に到来したといわなければならぬのであります。すなわち、農民經濟が單なる價格政策によつてのみ、その所得の安定を得ることの困難であることはもちろんであります。が、價格政策は、またそれ自體の政策目的を農民所得の安定と向上に指向しなければならぬのであります。農民が主張

する第一に生産者価格についてであります。およそ再生産を保障する米価とは、生産農民が絶対に譲ることのできない最低限の要求でありまして、今日までこれを要求し続けて参たのであります。が、この農民の生産、生活防衛の最低限の、きわめて謙虛なる要求に對しまして、政府が農民に與えたものは強權供出と低米價政策のみであつたことは、あらためて指摘するまでもない、天下周知の事實であります。しか

るに、昭和二十四年よりドッジ安定政策が生み出したのが國經濟循環の變調と、さらに外國食糧の大量輸入とは、相互にからみ合つて農民經濟を窮乏の一途に追い込み、政府がわが國農業の維持存立を必要とする限り、従来の農産物價格政策は、ここに重大なる転換期に到来したといわなければならぬのであります。すなわち、農民經濟が單なる價格政策によつてのみ、その所得の安定を得ることの困難であることはもちろんであります。が、價格政策は、またそれ自體の政策目的を農民所得の安定と向上に指向しなければならぬのであります。農民が主張

する第一に生産者価格についてであります。およそ再生産を保障する米価とは、生産農民が絶対に譲ることのできない最低限の要求でありまして、今日までこれを要求し続けて参たのであります。が、この農民の生産、生活防衛の最低限の、きわめて謙虛なる要求に對しまして、政府が農民に與えたものは強權供出と低米價政策のみであつたことは、あらためて指摘するまでもない、天下周知の事實であります。しか

るに、昭和二十四年よりドッジ安定政策が生み出したのが國經濟循環の變調と、さらに外國食糧の大量輸入とは、相互にからみ合つて農民經濟を窮乏の一途に追い込み、政府がわが國農業の維持存立を必要とする限り、従来の農産物價格政策は、ここに重大なる転換期に到来したといわなければならぬのであります。すなわち、農民經濟が單なる價格政策によつてのみ、その所得の安定を得ることの困難であることはもちろんであります。が、價格政策は、またそれ自體の政策目的を農民所得の安定と向上に指向しなければならぬのであります。農民が主張

する第一に生産者価格についてであります。およそ再生産を保障する米価とは、生産農民が絶対に譲ることのできない最低限の要求でありまして、今日までこれを要求し続けて参たのであります。が、この農民の生産、生活防衛の最低限の、きわめて謙虛なる要求に對しまして、政府が農民に與えたものは強權供出と低米價政策のみであつたことは、あらためて指摘するまでもない、天下周知の事實であります。しか

第二にたゞさんといはしまする点は、政府は將來米価決定の方式をいかにする考であるかということであります。すなわち、米価審議会を存続するのかどうか。その存在の意義を政府みづから事実上否認したるがごとき今日の現状において、その性格を決議機關

第四に消費者価格決定について、審議会は現状すえ置きを建議しているのであります。生産者価格と消費者価格の調整の基本方針について伺いたいのであります。政府は、來年一月の消費者価格改訂を、十キロ五百二十円を予定しておると伝えられておるのであ

ないでありまして、農協の強化育成が叫ばれている今日、見当違いもなはないものでありまして、われ／＼の断固反対するところであります。私どもが指摘したい、中間経費中具体的に節減の余地ありと認むるもの、二、三を例示申し上げますならば、まず第一に、食糧人件費、事務費四十三億円は、行政費として一般会計負担に

最後に、米価の國際價格や寄せの問題について大蔵大臣に伺いたいのであります。最近におきまして、わが國經濟は、貿易の増加、安定物資價格差補給金の廃止等によりまして、物価体系がおのみずから國際体系に接近しつつあるので、この際廢産物につきましても國際價格を考慮せねばならず、それゆゑにこそ……。

行かなければならぬと思つて非常に苦心いたしまして、ここまで持つて来たようなわけであります。農民所得を増して再生産に資するようにすることが一番大事なのであります、そのために上げておるようなわけであります。この生産者の価格をきめる場合に非常におそかつたということでおしかりを受けたのでありますが、これは率直に

私の方であつておきます。このおそくなつた理由がすなわち高くなつた理由と相関連するのであります。私たちがいたしましては、何とかいたしまして農民の生活を安定させたいということで、第一に一番基本になる米価を上げまして、そして農家所得を増すためにやつておつたのであります。農林省といたしましては、あくまで生産費の基礎といたしまして、種々折衝いたしました結果、今回のパリティ方式の中に一つのアルファが加つたことによつて御了承を願いたいと思ふ次第であります。

それから米価審議会を尊重するかしなにかという話であります。われわれといたしましては審議会を十分尊重いたすのであります。ただ米価審議会における答申案は、すなわち生産者価格においてはこれを認めて高くして、消費者価格においてはこれを置くという、すこぶるむずかしい問題がある。そのので、われわれは、これをいかに尊重するかについて、十分たぐいまれに検討中であるのであります。

それから今後の決定方式のことです。審議会の問題については、われわれはあくまで諮問機関として尊重すること、将来ともいたしたいと思つておる次第であります。

それから算定方式のことです。いまそれがこれは前々からの農民の戸であります。われわれは農林省といたしまして生産費を基礎として算定いたしましたのであります。生産費を基礎として算定いたしました結果は五千五百四十四という数字が出ておつたのであります。それからまた、大蔵省の池田君の方で一生懸命やつた、いわゆる国際価格と寄せの問題も、大体この辺に行つたのであります。この案と、物価とわれわれとの間におきまして慎重に検討いたしました結果が今度のようになつたのであります。私といたしましては、将来この算定方式を、やはり生産費を基礎とした方式にかえて行きたいと思つておるような次第であります。これはあなたの御意向と同じであります。池田君とも、また周東君とも話し合ひまして、今後この方向で進もうというのを、今まだ決定ではありませんが話し合つておるようなわけでありまして。

それから国民の食糧自給の度を高めなければならぬときにあたつたために、いわゆる農民の生産意欲を増すために米価をもつと上げなくちやならぬじやないかという話であります。これにつきましては、さうな意味からいたしまして今度は上げたようなわけでありまして。

中間経費につきましては、この答申案を尊重する意味において、私の方では十分案を練つております。あなたの御指摘のような、いわゆる運賃であるとか、あるいは倉庫費であるとかいうものを十分検討いたしております。ただその中に協同組合の手数料等もあつたので、これまたわれわれは農協協同組合を育成しなければならぬ立場にありますが、この点も十分検討いたしながら中間経費を節約することに努力いたしておるようなわけでありまして。

大体私に與えられた質問はこれくらいと思ひます。(拍手)
〔田嶋大臣周東英雄君登壇〕
○田嶋大臣(周東英雄君) 答へたいと思います。

重に検討いたしました結果が今度のようになつたのであります。私といたしましては、将来この算定方式を、やはり生産費を基礎とした方式にかえて行きたいと思つておるような次第であります。これはあなたの御意向と同じであります。池田君とも、また周東君とも話し合ひまして、今後この方向で進もうというのを、今まだ決定ではありませんが話し合つておるようなわけでありまして。

それから国民の食糧自給の度を高めなければならぬときにあたつたために、いわゆる農民の生産意欲を増すために米価をもつと上げなくちやならぬじやないかという話であります。これにつきましては、さうな意味からいたしまして今度は上げたようなわけでありまして。

中間経費につきましては、この答申案を尊重する意味において、私の方では十分案を練つております。あなたの御指摘のような、いわゆる運賃であるとか、あるいは倉庫費であるとかいうものを十分検討いたしております。ただその中に協同組合の手数料等もあつたので、これまたわれわれは農協協同組合を育成しなければならぬ立場にありますが、この点も十分検討いたしながら中間経費を節約することに努力いたしておるようなわけでありまして。

それから算定方式のことです。いまそれがこれは前々からの農民の戸であります。われわれは農林省といたしまして生産費を基礎として算定いたしましたのであります。生産費を基礎として算定いたしました結果は五千五百四十四という数字が出ておつたのであります。それからまた、大蔵省の池田君の方で一生懸命やつた、いわゆる国際価格と寄せの問題も、大体この辺に行つたのであります。この案と、物価とわれわれとの間におきまして慎重に検討いたしました結果が今度のようになつたのであります。私といたしましては、将来この算定方式を、やはり生産費を基礎とした方式にかえて行きたいと思つておるような次第であります。これはあなたの御意向と同じであります。池田君とも、また周東君とも話し合ひまして、今後この方向で進もうというのを、今まだ決定ではありませんが話し合つておるようなわけでありまして。

それから国民の食糧自給の度を高めなければならぬときにあたつたために、いわゆる農民の生産意欲を増すために米価をもつと上げなくちやならぬじやないかという話であります。これにつきましては、さうな意味からいたしまして今度は上げたようなわけでありまして。

中間経費につきましては、この答申案を尊重する意味において、私の方では十分案を練つております。あなたの御指摘のような、いわゆる運賃であるとか、あるいは倉庫費であるとかいうものを十分検討いたしております。ただその中に協同組合の手数料等もあつたので、これまたわれわれは農協協同組合を育成しなければならぬ立場にありますが、この点も十分検討いたしながら中間経費を節約することに努力いたしておるようなわけでありまして。

それから算定方式のことです。いまそれがこれは前々からの農民の戸であります。われわれは農林省といたしまして生産費を基礎として算定いたしましたのであります。生産費を基礎として算定いたしました結果は五千五百四十四という数字が出ておつたのであります。それからまた、大蔵省の池田君の方で一生懸命やつた、いわゆる国際価格と寄せの問題も、大体この辺に行つたのであります。この案と、物価とわれわれとの間におきまして慎重に検討いたしました結果が今度のようになつたのであります。私といたしましては、将来この算定方式を、やはり生産費を基礎とした方式にかえて行きたいと思つておるような次第であります。これはあなたの御意向と同じであります。池田君とも、また周東君とも話し合ひまして、今後この方向で進もうというのを、今まだ決定ではありませんが話し合つておるようなわけでありまして。

だ私がこの際つけ加えておきたいことは、むしろ審議会の形式ではなくて、何とかして米価の算定方式を、各方面の経済学者または経験者を集めて確定いたしたい、こういう形において審議会等を持ちたいと今考へたのであります。

今年の問題にいたしまして、いろいろとお話がありましたが、それらの違つた立場において算定したものを審議会で御議論になつてゐるが、これでは根本の意見が合はぬはずであります。しかも、いろいろその方式について今日欠点があります。それは足る御承知の通りであります。せつかく審議会で御答申になりました生産者価格にいたしまして、これはすでに今日政府が各方面とあらゆる研究をし盡した問題で、その間にかなり不合理な点があるものであります。そこで、むしろ今後の問題としては、基本的方式をいかにするかということを中心として、その方式に当てはめれば大体において満足するやうな結果が出るように持つて行くことが正しいと思ひます。

次に国際価格にさや寄せの問題を大蔵大臣にお尋ねになりましたが、便宜私からお答え申し上げます。足る御承知の通り、今外国にある米の生産者価格というものは、いろいろな條件でもつて、必ずしも生産費という問題でなくて、あるいは専売の方式で行つてゐるものがある、それを目当てに国際価格に一致にさや寄せするということは不適当ではないかというお尋ねであります。大蔵大臣も決してさや寄せを考へてゐるわけではありませんが、ことに米のごとき国際商品性のないものに向つて、他の一般国際商品性を持つものと同時に国際価格に一致にさや寄せをするという考へ方については

だ私がこの際つけ加えておきたいことは、むしろ審議会の形式ではなくて、何とかして米価の算定方式を、各方面の経済学者または経験者を集めて確定いたしたい、こういう形において審議会等を持ちたいと今考へたのであります。

今年の問題にいたしまして、いろいろとお話がありましたが、それらの違つた立場において算定したものを審議会で御議論になつてゐるが、これでは根本の意見が合はぬはずであります。しかも、いろいろその方式について今日欠点があります。それは足る御承知の通りであります。せつかく審議会で御答申になりました生産者価格にいたしまして、これはすでに今日政府が各方面とあらゆる研究をし盡した問題で、その間にかなり不合理な点があるものであります。そこで、むしろ今後の問題としては、基本的方式をいかにするかということを中心として、その方式に当てはめれば大体において満足するやうな結果が出るように持つて行くことが正しいと思ひます。

次に国際価格にさや寄せの問題を大蔵大臣にお尋ねになりましたが、便宜私からお答え申し上げます。足る御承知の通り、今外国にある米の生産者価格というものは、いろいろな條件でもつて、必ずしも生産費という問題でなくて、あるいは専売の方式で行つてゐるものがある、それを目当てに国際価格に一致にさや寄せするということは不適当ではないかというお尋ねであります。大蔵大臣も決してさや寄せを考へてゐるわけではありませんが、ことに米のごとき国際商品性のないものに向つて、他の一般国際商品性を持つものと同時に国際価格に一致にさや寄せをするという考へ方については

だ私がこの際つけ加えておきたいことは、むしろ審議会の形式ではなくて、何とかして米価の算定方式を、各方面の経済学者または経験者を集めて確定いたしたい、こういう形において審議会等を持ちたいと今考へたのであります。

検討されてしかるべきだと思ひます。大蔵大臣の申しますのは、戦前における朝鮮、台湾の輸入米がなくなつた今日、小麦が日本の食糧のウェートの大きい部分を占める状態になつて来たときに、その小麦については、かなり国際的の価格が影響する、それを参考として考へるということを言つておるわけでありまして、この点は御承知願ひたいと思ひます。

第三点は、消費者価格について二重価格制をとる必要があるのではないかという御意見であります。理想論としては、金がたくさんあればけつこうであります。金があつたならば、金で買得る限り税金を軽減しろという御要求であります。片一方には、米はできるだけ高く買つて、消費者には安く売りたいことである。この二律背反的な考へ方を、現在の日本の財政事情を考へてみて、真剣にお互いに研究してみたい。それができるかできないかというのを、お互いに、まじめに考へてみたい。ほんとうに世間に向つて、消費者には安くする、農民からは高く買ふということが、いたして現在の財政事情でできるかできないかというところでありまして、それを考へて、私どもは、実現の可能な問題であつて、しかも算定方式の合理的なものについて十分尊重してやるつもりであります。御承知を願ひます。(拍手)

○田嶋大臣(岩本信行君) 大蔵大臣は不在ですから、適當の機会に答弁を請うことにいたします。

神戸その他の地区における騒ぎ、事件に関する緊急質問(田嶋好文君提出)
○田嶋好文君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、田嶋好文君提出、神戸その他の地区における騒ぎ、事件に関する緊急質問をこ

の際許可せられんことを望みます。
○田嶋長(岩本信行君) 田嶋君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○田嶋長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

神戸その他の地区における騒ぎ、事件に関する緊急質問を許可いたします。田嶋好文君。

〔田嶋好文君登壇〕
○田嶋好文君 最近、神戸、名古屋、大津、京都、神奈川、栃木、岩手その他全国的に、朝鮮人を中心とする日本共産党の組織的な内乱事件ともみなすべき事件が発生いたしております。また今後同様事件が続発せんといはれておりますので、私は自由党を代表いたしまして、政府当局にその所信をたださんとすることを願ひます。まず神戸、名古屋、大津の事件でございますが、新聞の報道その他の調査資料によりますと、神戸におきましては、十一月二十七日、兵庫県下各地区から約一千名以上の学童、婦女子を含む朝鮮人が合流いたしまして、警戒に當つておつた警官隊と衝突したのであります。この事件は、戦後日本各地で起りました朝鮮人事件の中でも、その類のないほど大々的なものであつたのであります。彼らは、当初から警官隊と衝突する態度を露わにして、かき棒、鉄の棒、けんが、目づし用のとうがらし等を用意しておつたのであります。特にその組織化された暴動の点が今回の特徴であり、われわれ国民の見がすことのできない点になつておるのであります。

次に名古屋でございますが、これも非常に組織的に訓練せられたものと思われ、またその十四歳未満の朝鮮の児童二三百名が、十一月二十七日、二

十八日と、神戸に相呼応して愛知県庁に押しかけております。そして窓ガラス等を破壊してあるのであります。

大津におきましては、十二月一日、大津地方検察庁を、約二百名前後のものが再度にわたつて襲ひまして、警官隊と大乱闘を演じ、わが検察史上類のないところの大事件を引き起しておるのであります。

これらはどれもこれも、表面的にはレッド・パージ反対とか、住民権擁護(レッド・パージ)をするからだ、食ふこと等の運動となつておるのであります。が(失業があるからだ)と呼ぶ者あり(失業者があるからだ)と呼ぶ者あり。今回の事件が旧朝鮮系朝鮮人を中心としたもので、(発言する者あり)背後に日本共産党が動いているかのごとく想像せられる組織的な、計画的な暴動事件である点よりいたしまして、私たちは、現在朝鮮で行われつつありますところの戦争とこれを切り離して考えることができないのであります。

遺憾ながら現在朝鮮の戦況というものは、マッカーサー元帥との戦局談に言つておきますように、まことに国際連合軍にとつて不利な立場にありま

す。しかもこの不利な趨勢は、なお今後続くものと予想されなければならぬのであります。これが統くものといひますならば、共産国家と一衣帯水を隔てております日本の現在の国民に對して與へますところの不安は大きなものと考えるなければならぬのであります。この日本国民に與へているところの不安を共産党がいかに利用してあるかというところは、これは想像にかたくない点であります。この不安を利用することを知らないようなものは、共産党ではないのであります。私たちは、この点から考えまして、私たちは、

最近日本共産党は地下組織の編成を終つたと漏れ承つております。また最近における共産党諸君のこの機会における冒動、これと照し合せてみますれば(発言する者あり)私たちは何としても今回の騒動が共産党とつながるものであることを考えるを得ません。また今回の騒動は、日本共産党が本格的な反米闘争、しかも権力闘争に乗り出したのであつて、しかも今回は、従来のものと違ひまして……(発言する者あり)従来のものとは違ひまして、暴力革命の……

〔発言する者多し〕
○副議長(岩本信行君) 御静慮に願ひます。

○田嶋好文君(経) 暴力革命の実行段階に移つたと、こゝ喝破して誤りでないと思ふのであります。(拍手)こゝういふような考えに立つて日本の治安を考えますときに、私たちは、どうしても日本国内における警備力の強化という問題を考えるにせざるを得ません。

最近マッカーサー司令官の書面によるとこの政令が下されて、わが国には警察予備隊が設置されました。そして、国民は治安問題に對しては一つ一つの安堵を得たのでございまして、まだこの警察予備隊は設立後日が浅いため、いろいろの欠陥がこれに伴つておるのであります。またいろいろと警察予備隊に對して私たちは非難を聞くのであります。この警察予備隊をもつて、はたして日本にかゝる問題が統統と起るでございませうかと思ふ。どうか、非常な不安を抱いておるものであります。

第二は、日本は敗戦以來新しい警察制度が確立したものであります。が、新しい警察制度であるために、新聞紙上でもいろいろと言われておりますように、国家警察と自治体警察の間におきまして、その連絡、その協力関係に、いまだ完全なるものを見出すことができません。これらも国民が警備力に對して不安を抱いておる一つでございませう。なお小都市の自治警察に至りましては、われ／＼が調査いたしますと、都度、常に彼らの不備、その弱体化が見出されるのであります。また海上保安庁、これも最近増員せられたようでありまして、たゞさんあると予想されるところの密航事件に對しては、密輸入事件に對しては、実績をあげたところにはまことに少い。

これらの実績をあげることが少いといふことは、海上保安の上からいたしまして、警備の上からいたしまして、まゝだ国民に満足を与えることができない、こゝういふように想像せられるのであります。

これに反しまして、現在日本に居住いたしておられますところの朝鮮人は、その登録された人員のみをもつて見ましても五十四万人であります。それに密入国者を加へますれば、おそらく六十万人を突破するでございませう。この六十万人を突破するところの朝鮮人、しかも旧朝鮮に入つておられることの多い朝鮮人の、この現段階の彼らの生活といふものは、まことに……(発言する者あり)まことに無秩序であります。しかも生活は、常にやみ生活を主としておられて、日本に現在起つておられるところの犯罪件数の……(発言する者あり)日本に起つておりますところの犯罪件数の約三分の一は朝鮮人が関連を持つておる、こゝういふように言われておるのであります。そうして朝鮮人を主体としたました朝鮮人と常に……(発言する者あり)常に密接な連絡をとりつ……(発言する者あり)常に密接な連絡をとりつ……

本共産党が動いておるといたしますならば、私たちは大いにこの点に對して関心を持つものであり、国家の前途に對して憂慮せざるを得ません。

しかも現在の日本共産党は、先ほども申し上げましたように、はつきりと反米闘争、権力闘争に乗り出してあります。そうして彼らは、この露政壇上、このわれらの議會の中において革命の糸口を見出さんとしておるのであります。彼らの政府転覆の機会を……(発言する者あり)政府転覆の機会をねらつておる現状が、かくまでも明らかであるといひますならば、私はこの場合、はつきりと政府から、これに對するところの所信と、国民に對するところの意思表示をお願いしてやまないものであります。

以上の観点に立ちまして、私は三つの点について政府の所信をたださんとするものであります。政府は治安対策を十分にお立てくださつておるとは思ふのであります。が、どうも最近頻発いたしましたところの各地の事件……これは当然に予想せられるところの事件であります。が、この当然に予想される事件に對して、政府の打ちました手は、まことに手遅れのような感があります。

常に彼らに先を制せられておる、こゝう治安対策、その内容に鑑みられるところの警備力の点に欠けている点があるのではなからうか、私はこの点を十分に政府に明らかにいたしていただきたいと思ひます。

第二には、実力によつて……の露政壇に入つた日本共産党に對して、いかなる対策をもつて政府は臨まんとするか。またいかに日本共産党を処理せんとするか。これらに對しては、はつきりと政府の所信をただしてやみませう。

第三は、日本居住の朝鮮人、特に旧朝鮮系に屬するところの朝鮮人、この人たちに對しましては、かつての同胞であつたといふ一つの敬意の念も起るのであります。が、いろいろの立場から具体的に對処しなければおつつかない段階に來ておるのであります。この旧朝鮮系朝鮮人に對するところの具体的な処置、いかに具体的な処置を立ててこれに對処するか、また政府がいかなる考えを持つてゐるか。

この三点につきまして、私は政府に所信をたださんとするものであります。(拍手)

〔國務大臣大橋武夫君登壇〕
○國務大臣(大橋武夫君) 田嶋君の質問に對してお答えを申し上げます。

神戸事件等を契機といたしまして、国力警備力の問題が深刻と相なつて参つたのでございまして、政府といたしましては、警備力増強のために一般警察あるいは警察予備隊の増員等につきましては考へておらないのであります。さしあたり警察制度の運用上改善いたすべき点に留意をいたし、自治警察、国家警察あるいは警察予備隊の相互の組織的な連絡をはかりまして、その全能力を発揮せしめるに對しての方途を講じますことと、他面警察予備隊の訓練を急速に完成いたしまして、治安の確保に遺憾なきを期したいと存する次第でございまして。

次に日本共産党に對する態度でございしますが、最近において集團的暴力事犯が頻発いたし、ことにその背後に共産主義者の策動があるやに疑はれてゐる点にかなりがみまして、日本共産党の動向につきましては最大の注意を拂つておる次第でございまして。(拍手)

第三に、治安増強をはかるおそれのあります一部朝鮮人に對する処置の問題でございしますが、このたびの事件に參加いたしました者に對する取

二二九

締りの態度といたしましては、嚴重に処断したと思つておるのであります。なお今後これらのおそれある朝鮮人に對していかなる処置を講じて参るかという点になりますと、これは單に国内における問題であるばかりでなく、對外的にも關係ある問題でありますから、政府といたしましては、その措置につきまして慎重考究中でありまして、有効適切な方途について考案がまとまりますならば、急速に實現するよう努力をいたしたいと考へます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) この際一言申し上げておきます。どなたの場合でも同様でございますが、先ほどの田嶋君の発言中、もし不穩當の言辭があれば、速記録を取調べの上、適當なる処置をとることといたします。

追放解除審査に関する緊急質問(山本利壽君提出)

○議長(岡田英次君) 議事日程追加の緊急質問を提出いたします。すなわち、山本利壽君提出、追放解除審査に関する緊急質問をこの際許可せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

追放解除審査に関する緊急質問を許可いたします。山本利壽君。

(山本利壽君登壇)

○山本利壽君 昨年末以来数度にわたる戦争犯罪人の減刑あるいは仮出所の恩典が行われ、さらに本年十月十五日には、公職追放者中一万九千名の者に對し特免の發表がございました。このことは、減刑や解除の恩典を受けた人

たち及びその家族に對してはもちろん、われ／＼国民全体に對して非常に明るい氣持を與えたものであり、マツカーサー元帥及び總司令部の御好意に對しまして、全國民ひとしく感謝いたしてゐるところであります。(拍手)

公職追放は、ボツダ宣言にいうところの、日本國國民を救済し、世界征服の拳に出ずるの過誤を犯さしめた者の權力及び勢力を永久に除去すべしという條項に基いてなされたものでありまして、今日までに約二十万六千名に及んでゐたのであります。しかしこの中に、非常に多くの地方人たちは、國民を救済したのではなくして、戦時中の中央當局者より救済せられて、地方の翼賛会や翼賛壯年団等の支部役員となつて奔走したものであることは、広く世人の知るところでございます。(拍手)

このことについて、公職資格訴訟審査委員會の委員長であつた谷村氏、この追放指定の面に出つた公職適否審査委員會は、多数決範圍にわたる人員を短期間の間に処理しなければならなかつたので、中には單に形式的な基準のみによつて該当者とせられ、あるいは誤つて指定せられた者があつたことはまことにやむを得なかつたことであつた、と言つておられるのであります。さればこそ、多数の追放者は、この過誤が訂正せられるのを一日千秋の思いで待つてゐたのであります。

昭和二十二年三月、第一次訴訟委員會が設置されましたが、解除された者はわずかに百四十八名でございました。昭和二十四年二月、第二次訴訟委員會が設置せられ、今回の特免が決定発表せられたのであります。率直に言へば、もつと／＼多くの人が解除の恩典に浴すべきではなかつたかという声が相當にあるのでございます。(拍手)

日本週報の座談会において、今回追放解除となりました牧野良三氏は、われ／＼だけを許して他の人を許さないのは不明朗だと思ふ、ことに今解除された人の中には、それを許すならば、当然また解除されてゐない人の大半を許してもよいと考へる人もある、だから、許される範圍において追放解除は徹底的にやるべきだと思ふ、そうすれば、日本のアメリカに寄せる好意も一層深まつて行くであらう、と言つておられるのであります。

三輪壽壯氏も、私もが解除されるのだつたら、まだ解除されなければならぬ人が非常にたくさん残つてゐる、ことに村長さんとか、村の翼賛團長とか、そのとき名を上げて推されたような人たちは、それをいつまでも追放しておく手はない云々、と言つておられるのであります。これでは現政府は、少数の人を喜ばせて多数の不平分子をつくることになると思ふのであります。いかにがなものでありましようか。

今回の処置は、總司令部の責任ではなくて、吉田総理大臣の責任においてなしたことは、追放解除の發表にあつて、訴訟審査委員會の委員長が、總司令部の理解ある裁断によつて委員會審査の結果をほとんど全面的に承認されたことは喜ばかつ感謝にたえない、と發表してゐる点でもわかるのでございませう。そこで尋ねたいのは、聞くところによると、委員會が一応通過したものを政府において解除したり入れかえたりしたものがあつたといふことではあるが、その真相はどうでありますか、御報告をお願いするのであります。(拍手)

法的に申しますならば、この委員會は、行政機關として内閣總理大臣の所管に属するものであります。その業務の性格上、政党政派からまつたく独立したものであることを必要とし、内閣の異なるこ

とに追放せられたり、あるいは特免せられたりするのは國民は不安にたえないのであります。この点に關する政府の御所見を承りたいと考へるのであります。(拍手)

第三に、訴訟審査委員會また政府は何を基準に今回の追放解除の決定をなされたかを承りたいのであります。先ほど申し述べたように、まだ／＼解除されねばならぬ人が多数あるという声は世上にあるといふことは、今回の処置が不公平であつたと國民に印象づけることになりましたから、この際審査の基準を明確に發表される必要があると考へるのであります。(拍手)

追放解除の審査は、その設置の趣旨にかんがみ、その審査にあつては、当初指定の判定が形式的に法規に違反するやいなやについて審査するばかりでなく、諸般の証拠を蒐集し、これをさしに検討するとともに、人物、思想傾向、戦時中の行動等あらゆる角度から精査し、もつて實質的に特免制度の精神に合致するよう総合的な判断を下すことに努めたのであらうと思ふが、はたしてそうでありましようか。

われ／＼の想像では、最初から特免申請の大體二割とか三割とかいうわくをきめて解除者を拾つたために、あとに多数の、当然解除されなければならぬと思はれる人々が残つたように思はれるのであります。この間の実情を承りたいのであります。(拍手)

追放解除にあつては、追放後の本人の思想傾向とか、追放中の本人の行動とかといふものも多分に考慮せられなければならぬと私は考へるのであります。私の知つておる人のうちに、追放後村の文化事業あるいは公共事業に多大の私財と努力を提供して、自己の時間のほとんどすべてを村の再建

のために盡し、與當局も表彰すべきものとしてこれを表彰したのであります。村人も、一日も早くこの人が解除せられて政治面に貢獻することを希望してゐるので、県庁方面からも強く特免の恩典に浴せしめるよう内申し

たはずであります。が、村長たりし期間が少し長かつたという形式的意味からか、解除から除外されたのではないかと思はれるのであります。またある郵便局長は、戦時中は通信業務が輻湊いたしましたので、余裕の時間が少しもなかつたのにもかかわらず、名義上だけの翼賛團長を押しつけられていたために追放となり、今日では多数の家族をかえて就職もできず、体力的に重労働もできず、まことにお氣の毒にたえないのであります。

これらの人の中で、資産に恵まれてゐる人は、追放といふ精神的な苦痛のみで済むかわかりませんけれども、そうでない者は、家族全部の生活糧を脅かされることになるのであります。かような人々を見出して解除してこそ、眞の恩典となり得ると私は考へるのであります。(拍手)

今回の追放解除發表を期として訴訟審査委員會は廃止となり、あとに取残された十九万数千名の未解除者と、数十万のその家族とは、一応絶望のふちに突き落されたのであります。しかしながら吉田総理大臣は、十一月十三日の本會議席上において、國民民主党河野金昇君の質問に答えて、訴訟審査委員會以外の方法によつて今後追放解除はやると思明せられて、われ／＼も非常に意を強くしたのであります。

いかなる方法によつて追放解除をなされるか、具体的に御話を承りたいのであります。そして、今後引続き追放解除をしてよいという指示が了解をすでにその筋から受けてお

られるかどうか承りたいのであります。あるいはまた、講和会議締結の際には大部分の追放者が解除される可能性があるかないかについてもお話を承りたいのであります。今後追放解除について何らかの手段がとられる場合には、その人が特免申請の手続をとらないでも、他の適当なる機関の推薦その他の方法によつて、あたたい考慮が拂われることを私はお願いするものであります。

今や数十万に上る追放者及びその家族たちは、格子なき牢獄から解放され、日本再建に参加したいという希望に燃えておるのであります。この人たちが解除されたとして、日本が再び侵略国となるとは思われぬのであります。いなむしろ、これらの人の解除によつて、その周囲の数多くの同情者を加え、アメリカに対する感謝の念は一層加わり、日本人の憂鬱は一掃せられ、思想悪化防止の強き手段とも相なると考へるのであります。

以上、追放解除審査に関する諸点について、吉田総理大臣その他適當なる責任者より明解なる御答弁をいただきたいと考へるものであります。(拍手)

○國務大臣(林義雄) 山本議員にお答をいたします。

この追放解除の問題につきましても、政府は訴願審査委員会の決定を尊重して行つたものであります。訴願審査は公正に行われたものであります。政府の都合によつて追放したというものは、たゞは特免したというものであります。なほ基準につきましても、追放者の指定にあつて著しい不正のあつた者を救済する建前で、極力多数の公正なる審査をいたした次第なのであります。なほ解除者の数をあらかじめ定めて

おいたのではないかとというようなお話でございますが、こういうようなことは決してございせん。なお今回の審査は、全部追放者に対して平等に特免申請の機会を與へ、その結果申請をした者に對して行つたのであります。申請をいたさなかつた方々に対しましては審査の対象になつておりませんことを、私もはなはだ遺憾に思つておられます。なほ今後この種の追放解除につきましても努力いたしたいと考へておりますが、その方法であるとか時期につきましても、遺憾ながらいまだ申し上げる段階になつておりませんと申し上げざるを得ないのであります。なほ政府といたしましては最善の努力をいたしたいと思つております。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 先刻林百郎君から一身上の弁明のため発言を求められました。この要求は取消す旨の申出がありましたので、自然消滅となつたわけでありました。

中華人民共和國に對する輸出禁止に關する緊急質問(砂間一良君提出) ○議長(岩本信行君) 砂間君の發言を提出いたします。すなわち、砂間一良君提出、中華人民共和國に對する輸出禁止に關する緊急質問をこの際許可せられんことを願ひます。

○副議長(岩本信行君) 砂間君の發言に御異議ありませんか。

○議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられしめ。

中華人民共和國に對する輸出禁止に關する緊急質問を許可いたします。砂間一良君。

○砂間一良君 私は、日本共産黨を代

表いたしました。中国向けの輸出禁止に關する緊急質問を、吉田総理以下閣僚大臣にいたしたいと思つたのであります。

通産省は、昨日省令をもつて中国向けの輸出を禁止するというものを即日実施したものであります。

○副議長(岩本信行君) 議長席へ。

すなわち、繊維及び雜貨以外のすべての物資に對し、十二月六日から明年一月五日まで中国本土、滿州、北鮮、香港、厦門向けの船積みとせしめるものであります。この措置は、すでに輸出許可を受けておるものについても適用するものであります。

中国向けの輸出は、十一月の統計によりますと總額六百五十萬ドルでありまして、そのうち鉄鋼関係が五百萬ドルで、大部分を占めておるのであります。が、これらの輸出を見返りに、日本は中國より粘結炭、鉄鉱石等原料の輸入を得ておつたのであります。粘結炭について申し上げますと、通産省は本年度百万トンの開採の輸入計画を立てておつたのであります。が、今までに入つたものは四十萬トン程度にすぎず、また来年度百万トンの輸入予定は不可能となりまして、滿洲炭海關の鉄鉱石の輸入もだめにあります。通産省の二十六年度の四百萬トンの鉄鋼生産計画は根本からくずれ去ることになるばかりでなく、中国向けの輸出禁止によつて、たゞにこれらの原料の輸入杜絶を來すならば、日本の産業界は、たゞに鉄鋼業界のみならず、全般的に破壊されることは明白であります。

そこで、私がまず第一に質問いたしたいことは、通産省は何の必要があつて日本の産業貿易の自給行爲であるところの輸出禁止を特に中国向けに限つて実施したのか、その理由と根拠を國民の前に明らかにしていただきたいと思つたのであります。(拍手)

第二に、この輸出禁止命令は、日本政府の独自の判断と権限によつて行つたものであるか、それとも進駐軍の命令として押つけられたものであるか、どうか、もし進駐軍の命令として押つけられたものであるとするならば、その詳細を明らかにしていただきたいと思つたのであります。最近朝鮮におけるアメリカ軍の支離滅裂な敗退と、それに關連したとして、中共に對する報復措置の一つとして、中国を海と空より封鎖し、戰略物資の中國向け輸出を禁止し、中国を經濟的に圧殺せんとする企圖が報ぜられております。今回の中國向け輸出禁止措置は、このアメリカの對中共政策に日本が協力するために実施したものであると解せざるを得ないのであります。(拍手)

さらに政府は、労働階級や人民大衆の大反對しておるところの朝鮮内戦への干渉、國連への協力、彈圧と威嚇によつて、しやにむに強行して参つたのであります。その結果遂にこの事実を生んだのであります。國民の反對が正しかつたか、政府のやり方が正しかつたかは、この一事が明らかに証明しておるのであります。(拍手)我が朝鮮内戦に對する干渉に反對し、國連協力に反對して來た理由はここに

おつたのであります。政府は、かかる事實に直面して、人民に對しいかなる責任をとるつもりであるか。吉田総理は、昨日の外務委員会におきまして、次のようなことを申しておる。私の眼中にはソ連だけであるのと同じことである、こういう意味の発言をしておるのであります。この発言の内容こそ、ここに現れた事実、すなわち日本産業の破壊となつて現れておるのであります。(拍手)

私は最後に吉田総理にお聞きしたいと思つたのであります。総理はここに猛反省いたしましたか、これまでの向米一辺倒の政策を改めて中共との友好關係を結ぶつもりはないかどうか、明白な答弁を求めるものであります。このことは、全日本の労働階級はもちろん、經濟同友會初め資本家団体さえも熱望しておることであります。

○國務大臣(橋本龍馬) 砂間君にお答をいたしました。朝鮮事變の情勢が複雑となつて参りましたので、政府は中共、香港、澳門地区等向けの輸出について、輸出貿易管理令の輸出要許可品目と、苛性ソーダ等の船積みとをさしとめる、省令の船積み禁止品目は、たゞいすで許可になりました。たゞ、十二月六日より向一箇月間船積みとせしめることにいたしました。しかし全面的に中共貿易を禁止するものではなく、右の要許可品目だけについてすでに輸出を許可したもので、一度テックしたと考へておるものであります。通産大臣の許可があれば船積みは可能でありますから、さうに御了承願ひます。

○議長(岩本信行君) 総理大臣の答弁は適當の機会にお願いすることにいたします。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) 外國為替特別會計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 郵政事業特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 米國對日援助物資等處理特別會計

食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) 外國為替特別會計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 郵政事業特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 米國對日援助物資等處理特別會計

食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) 外國為替特別會計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 郵政事業特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 米國對日援助物資等處理特別會計

食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) 外國為替特別會計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 郵政事業特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 米國對日援助物資等處理特別會計

食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) 外國為替特別會計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 郵政事業特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出) 米國對日援助物資等處理特別會計

法の一部を改正する法律案（内閣提出）

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（幣原喜重郎君） 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、外国為替特別会計の資本の増加に充てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、右六案を一括議題となし、この際委員長

の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君） 福永君の動議に御異議ありませんか。

（異議なしと叫ぶ者あり）

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまし

を改正する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足の補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、右六案を一括して議題といたします。委員長

の報告を求めます。大蔵委員長夏堀源三郎君。

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則
1 この法律、公布の日から施行する。

2 外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四條中「及び附則第四項を、附則第四項に改め、相当する金額」の下に「及び外国為替特別会計の資本の増加に充てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第 号）の規定により一般会計から繰り入れる金額」を加える。

外国為替特別会計の資本の増加に充てんするための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案

資を米國政府に売り渡した場合においては、当該物資の対価としてアメリカ合衆國通貨額を第三條第三項に規定する換算率により日本國通貨に換算した金額を、この会計の歳入として受け入れるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「米國対日援助物資」の下に「政府が連合國軍から拂下を受けた物資（以下「軍拂下物資」といふ。）を加へる。

第三條中「米國対日援助物資」の下に「及び軍拂下物資」を加へる。

米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條中「及附屬雑収入を」を「一般会計ヨリノ繰入金及附屬雑収入」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ一般会計ヨリノ繰入金は予算ノ定ムルトコロニ依リ輸入食糧ノ価格調整補給金トシテ繰入ルモノトス

附則

この法律は、公布の日から施行する。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

〔夏堀源三郎君登壇〕

○夏堀源三郎君 たいま議題となりました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につき、大蔵委員会における審査の結果並びに結果について御報告申し上げます。

この法案は、食糧管理特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足を補填するために一般会計からする繰入金の限度額を二十六億九千二百一十一万一千円より二十七億二千七百六十一万一千円に引上げようとするものであります。すなわち、農業災害補償法第十二條の規定に

よりまして農業共済組合の組合員の支拂すべき農作物共済にかゝる共済掛金の一部はこの会計において負担し、さらにこの負担金は食糧消費者が負担するより食糧の売渡し価格に繰り込むことになつておりますが、食糧消費者価格の値上りが家計上に及ぼす影響を考慮いたしまして、昭和二十二年年度から引続き、この負担金を食糧消費者に転嫁させないことが出来る臨時措置が講ぜられ、このために生ずる本会計の歳入不足を補填するため一般会計から繰入れを行つて来たのであります。

昭和二十四年度予算におきましては、昭和二十五年年度の歳入別反当り共済金額を平均二千円と予想して算定したのであります。現実には引受けの時期におきましては、ペリテリ指数の上昇によりまして、収量別反当り共済金額が平均二千円と定められませんでした。一般会計から繰入れるべき消費者負担分に相当する金額が一千七十五万四千円増加いたしましたため、繰入金の限度額を引上げようとするものであります。

以上がこの法案の内容並びに提出になりました趣旨であります。本法案は、十二月六日、本委員会に付託されまして、同日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、引続き各委員より質疑を行い、本七日討論に入りまして、自由党を代表して田中委員、国民民主党を代表して天野委員はそれぞれ賛成の意見を述べられ、川島委員は社会党を代表して希望意見を述べ、賛成され、竹村委員は共産党を代表して反対の意見を述べられました。次いで採決の結果、起立多数をもって可決されました。

この法案は、外国為替特別会計におきまして、円資金の不足を補填するために一般会計より百億円繰入れを行おうとするものであります。すなわち、昭和二十四年度以降輸出の増加に伴ひまして外貨手持ちの増進を来し、これがため円資金は予算に比し著しく不足を生ずる実情にあつたのであります。昭和二十四年度は右の不足を借入金によつてまかなつて参つたのであります。今年度におきましては、日本銀行の外貨貸付制度の運用により右の困難は著しく緩和されることとなり、繰入れを行おうとするのであります。

以上がこの法案の内容並びに提案の趣旨であります。本法案は、去る六日、本委員会に付託され、同日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、各委員より質疑を行つた後、本七日討論に入りまして、自由党を代表して天野委員は賛成の意見を述べられ、川島委員は社会党を代表して、米原委員は共産党を代表して、また天野委員は民主主義を代表して、反対の意見を述べられました。次いで採決の結果、起立多数をもって本法案は原案の通り可決いたしました。

次いで郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。この法案は、郵政事業特別会計におきまして、給與ベースの改訂、臨時年末手当の支給等を昭和二十五年年度特別会計予算補正に計上した結果生じた十二億八千三百八十六万八千八百八十八円に充て、繰入金による繰入不足を補てんし、繰入金による繰入不足を補てんしようとするものであります。

ります。すなわち、給與ベースの改訂、臨時年末手当の支給等に必要経費といたしまして四十八億四千一百六十万八千円を要するのであります。その財源として既定経費の節約による歳入減及び今後の増収対策による収入増を見込みましたもなお十二億八千三百八十六万八千八百八十八円不足を生ずるのであります。この繰入金につきましては、本会計が独立採算制の建前であり、かつその経費の性質にかんがみ、後日この会計の財政状況が健全な状態となつたあかつきには、繰入金に相当する金額は、予算の定めるところにより一般会計に繰りもどすこととなつております。

以上がこの法案の内容並びに提出になりました趣旨であります。本法案は、十二月六日大蔵委員会に付託されまして、同日提案理由の説明を聴取し、引続き各委員より質疑を行いました。竹村委員は共産党を代表して反対の意見を述べられ、川島委員は社会党を代表して希望意見を述べ、賛成され、三宅委員は自由党を代表して賛成せられ、天野委員は国民民主党を代表して賛成されました。

次いで採決に入りまして、起立多数をもって可決されました。次に米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案につき申し上げます。

本特別会計で取扱つておりました軍拂下げ物資につきましては、今回これを條文中に明定しようとするものであります。

以上が本法案の内容並びに提案の趣旨であります。本法案は、昨十二月六日大蔵委員会に付託せられ、同日政府委員より提案理由の説明を聴取し、質疑を行つた後、本七日討論に入りまして、自由党を代表して天野委員は賛成の意見を述べられ、川島委員は社会党を代表して、強い希望を付して賛成の意見を述べられました。また米原委員は共産党を代表して反対の意見を述べられました。次いで採決の結果、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。この法案は、農業共済再保険特別会計の昭和二十五年年度における歳入不足を補填するために一般会計から繰入金の限度額を、九億一千五百二十万六千四百四十八円二角八分一厘三毫に引上げようとするものであります。すなわち、この会計の農業共済に於きましては、氣象上の悪条件に基く異常災害の発生に伴ひ昭和二十五年年度農業共済の再保険金支払いが増加し、これが支拂い財源につき八億八千七百六十七万七千八百八十八円八角八分一厘三毫の不足を生ずる見込みであります。この不足財源を借入金をもつて補填することとは、現下の財政方針に照みて適當でないもので、これを一般会計からする繰入金をもつて補填し、将来この会計の経理状態が健全となり、繰入金は、予算の定めるところにより一般会計へ繰りもどすこととなつております。

われ／＼は委員会において種々論議して参つたのでありますけれども、いづゆる對外情勢の變化に對する貿易政策は、依然としてこれは不徹底なものであるものであります。政府は、輸出十三億に對して、輸入はわずかに十億であると発表されておられます。もしも輸入額が、二割上つておるとしたとしますならば、輸入の物量は、おそれなく從來の價格において九億ドル前後ではないかと考へるのであります。しかしとすると、二十四年度において行われた貿易額とはほぼ匹敵する程度のものであります。ましてそこに、貿易には何らの進展も行われていないことがはつきりわかるのであります。しかも政府は、最近において中共貿易を禁止せんとする態度をとつておられますがゆゑに、いよいよもつて輸入貿易政策といふものは、こゝでまたその信頼を失ひつつあるといふことを、はつきりと見受けることができるのであります。かかる政策をとることなく、ここに財政的な処置のみをもつて現在のインフレ懸念に對して行かうとする政策は、イー・ジョー・ゴインズの政策であつて、從來のマネーリズムに陥つた政策の單なる踏襲にすぎないといふことを、われ／＼は看破せざるを得ないのであります。(拍手)

従つて今日におきましては、私どもがさらに不満に考へますことは、かかる財政政策を實行することによつて、御存じの通りに、一つにおきましては年末手当の一個月支給を半箇月に繰下げるといつた政策をとらざるを得ない結果に陥り、しかもあわせて重大なることは、これがために財政収入に欠陥を生じ、六十數億円のいわゆる自然増収を財源として目録らざるを得なくなつていたことを、さらにわれ／＼は指摘せざるを得ないのであります。もしインフレを収束せんとする吉田内閣の政策が真実であるといふならば、ここに六十數億円の自然増収を見積らざるを得ないといふところに論理的にも矛盾が生じて参るのであります。従つて、今日のこのインベントリー・ファイナンスとしての百億円の計上の問題はこれは撤回し、この資金によつて、産業の開発なり、あるいは減税なり、あるいは給與ベースの改訂なり、いづれかの手段にこれを使い、同時に六十數億円の自然増収をやめて、しかし輸出貿易に見合ふ、特權に見合ふ輸入政策を確固として樹立して行くところに眞の意味におけるインフレ懸念に對する対策があり得るとわれ／＼は確信いたすものであります。

従つて私どもは、以上の理由によりまして、かかる百億円のこの際外國為替特別會計に一般會計から繰入れることは最も嚴なる政策であると考えます。がゆゑに、ここに反對の意を表する次第であります。(拍手)

○議長(幣原重正郎君) これにて討論は終局いたしました。

まず食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金金に關する法律の一部を改正する法律案、郵政事業特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金金に關する法律案、米穀對日援助物資等處理特別會計法の一部を改正する法律案、食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案、右四案を一括して採決いたします。四案の委員長の報告はいずれも可決であります。四案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原重正郎君) 起立多数。よつて四案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に外國為替特別會計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金金に關する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原重正郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

つて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に農業共済再保險特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金金に關する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(幣原重正郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(幣原重正郎君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(幣原重正郎君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

○議長(幣原重正郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題としたします。委員長の報告を求めます。法務委員長安部俊吉君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五條中「二万円」を「三万円」に改める。

別表 別表を次のように改める。

区	分	報酬月額
最高裁判所長官		三〇,〇〇〇円
最高裁判所判事		二〇,〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一〇,〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		八,〇〇〇円
判事	一	一〇,〇〇〇円
	二	八,〇〇〇円
	三	六,〇〇〇円
	四	四,〇〇〇円
	五	三,〇〇〇円
判事補	一	一〇,〇〇〇円
	二	八,〇〇〇円
	三	六,〇〇〇円
	四	四,〇〇〇円
	五	三,〇〇〇円
簡易裁判所判事	一	八,〇〇〇円
	二	六,〇〇〇円
	三	四,〇〇〇円
	四	三,〇〇〇円
	五	二,〇〇〇円
	六	一,〇〇〇円
	七	八〇〇円
	八	六〇〇円

附則 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
第九條中「二万四千円」を「三万七千円」に、「二万五千三百七十七円」を「二万四千円」に改める。
別表を次のように改める。

別表

区	分	俸給月額
検事総長		二八,〇〇〇円
検事長		二〇,〇〇〇円
東京高等検察庁検事長		一〇,〇〇〇円
その他の検事長		八,〇〇〇円
検事	一	一〇,〇〇〇円
	二	八,〇〇〇円
	三	六,〇〇〇円
	四	四,〇〇〇円
	五	三,〇〇〇円
	六	二,〇〇〇円
	七	一,〇〇〇円
	八	八〇〇円
	九	六〇〇円
	十	四〇〇円
	十一	三〇〇円
	十二	二〇〇円
	十三	一〇〇円
	十四	八〇円
	十五	六〇円
	十六	四〇円
	十七	三〇円
	十八	二〇円
	十九	一〇円
	二十	八円

附則 この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

○安部俊吉君登壇

たたいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の二案、委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

最近における生計費、民間の資金その他の事情の變動にかんがみ、政府は一般職の國家公務員の給與を改善するの必要を認め、今国会に一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案を提出されました。そこで裁判官及び檢察官につきましても、一般の

國家公務員の例にならないその給與を改善する必要があるとありますので、この兩法律案を提出されたのであります。この兩法律案は、右の趣旨に従ひそれれ各法律の別表と改正するところと、裁

判官の報酬等に関する法律第十五條及び右各條に於ては檢察官の俸給等に関する法律第九條に定める報酬または俸給の月額を改正しようとするものであるとして、この法律による改正後の別表及び右各條に定める報酬または俸給の各月額を、現行の別表及び右各條に定める報酬または俸給の各月額と比較いたしますと、その増加比率は、おおむね一般の国家公務員のこれに対応する俸給月額の増加比率と同様となるというのであります。かくて十二月七日質疑を終了いたしました。まして、討論を省略し、全会一致で政府原案の通り可決された次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(常原喜重郎君) 採決いたしました
す。両案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(常原喜重郎君) 御異議なしと
認めます。よつて両案は委員長報告の
通り可決いたしました。(拍手)
明日は会期終了の日であります
が、定刻より本会議を開きます。本日は
これにて散会いたします。
午後四時四十二分散会

〔朗読を省略した報告〕
一、昨六日次の法律の公布を奏上し、
その旨参議院に通知した。
漁業用海岸局を開設運用する漁業協
同組合及び漁業協同組合連合会に対

する水産業協同組合法の適用の特例
に関する法律
国民金融公庫法の一部を改正する法
律
塩田等災害復旧事業費補助法
未復員者給與法の一部を改正する法
律
一、昨六日国会において公共企業体仲
裁委員会の裁定（昭和二十五年三月
十五日仲裁裁定第三号）については、
昭和二十五年度において四十九億五
千百八十五万三千円を限度としてこ
れを承認し、残余はこれを承認しな
いと議決した次の件を内閣に送付
し、その旨参議院の通知した。
公共企業体労働関係法第十六條第二

項の規定に基き、国会の議決を求め
るの件

(第七回国会及び第八回国会にお
いて本院において継続審査をした
件)

一、昨六日幣原廣重議長は吉田内閣総理
大臣申出の、次の者を政府委員に任
命することを承認した。

総理府恩給局長 三橋 則雄

一、昨六日常任委員会において、次の
通り理事を補欠選任した。

電気通信委員会

理事 高埴 三郎君(理事高埴三

一、昨六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員

金光 義邦君
佐藤 重遠君
牧野 寛孝君
大矢 省三君
地方行政委員
池見 茂隆君
岡西 光衛君
小谷 英雄君
法務委員
小澤佐重喜君
大城委員
井上信貴男君

郎君去る四日委員辞任につきその補欠

久野 忠治君
島田 末信君
吉武 應市君
高塩 三郎君
松澤 象人君
北川 定務君
佐藤 重遠君

田中不破三君
文部委員
小西 英雄君
周東 英雄君
根本龍太郎君
川野 芳滿君
飛嶋 繁君
小玉 治行君

厚生委員	岡崎 勝男君	首藤 新八君
柳原 三郎君	渡邊 良夫君	
池田 峯雄君		
水産委員		
田淵 光一君	松田 鐵藏君	
通商産業委員	中西伊之助君	
運輸委員		
河本 敏夫君	砂間 一良君	
郵政委員	山本 久雄君	
電気通信委員		
加藤隆太郎君	久野 忠治君	
労働委員		
今村長太郎君	大野 伴陸君	
岩越 弘君	江崎 一治君	

建設委員	林 百郎君	經済安定委員	田中 久之君
決算委員	西村 啓一君	一、昨六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	
人事委員			
西村 久之君	加藤隆太郎君		
井上信賢男君	今村長太郎君		
小澤佐重喜君	大野 伴陸君		
松澤 兼人君			
地方行政委員			
官藤 新八君	久野 忠治君		
小西 英雄君	大矢 省三君		